

武蔵村山市子ども計画

(令和 7 年度～令和11年度)



令和 7 年 3 月
武蔵村山市

武蔵村山市子ども計画の策定に当たって

「こども基本法」は、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、子ども施策を総合的に推進することを目的として、令和5年4月に施行されました。

また、同年12月、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を定めた「こども大綱」と、子ども・子育て政策の抜本的な強化に取り組むための「こども未来戦略」が閣議決定されました。



これは、全ての子どもと若者が健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すものです。

本市においては、令和2年に、幼児期の教育や保育の総合的な提供及び地域における子ども・子育て支援の充実を図るための「武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画」と、子どもの貧困対策を推進するための「武蔵村山市子どもの未来応援プラン」を策定し、様々な施策を推進してまいりました。

これらの計画が令和6年度をもって満了となることに伴い、「子ども・若者育成支援推進法」による「子ども・若者計画」を新たに加えた、今後5年間の子どもと若者、子育て家庭に関する総合的な計画として、「武蔵村山市子ども計画」を策定いたしました。

本計画では、基本理念である「家族ぐるみ、地域ぐるみで子どもと若者の未来を応援する～誰もが自分らしくかがやくまち～」の実現に向けて、地域の皆様と連携して取組を推進してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言をいただきました「武蔵村山市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査や高校生ワークショップ、パブリックコメントに御協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

武蔵村山市長

山崎泰大

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の背景・趣旨	3
第2節 計画の性格と位置付け	5
第3節 計画の期間及び計画の対象	6
1 計画の期間	6
2 計画の対象	6
第4節 計画策定の体制	7
第2章 子ども・子育て、若者に関する現状等	9
第1節 地域の概要	11
1 人口、世帯	11
2 子どもの人口、出生	14
3 人口動態、女性の就労、その他の状況	16
4 子どもと子どもを取り巻く家庭の状況	19
第2節 「第二期子ども・子育て支援事業計画」及び「子どもの未来応援プラン」の評価	26
1 第二期子ども・子育て支援事業計画の施策の評価	26
2 幼児期の教育・保育の進捗状況	28
3 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況	30
4 子どもの未来応援プランの評価	39
第3節 ニーズ調査等の結果からみられる現状	41
1 子育て支援に関するニーズ調査	41
2 ひとり親家庭ニーズ調査	61
3 生活実態調査	67
4 子ども・若者を取り巻く状況調査	88
5 高校生ワークショップ	99
第3章 計画の基本的な考え方	101
第1節 計画の基本理念	103
第2節 計画の基本目標	104
第3節 施策の体系	106
第4節 事業一覧	107
基本目標1 子ども・若者と子育て家庭への支援	107
基本目標2 健康の確保と増進	109
基本目標3 教育環境の整備	110
基本目標4 子ども・若者を支援する安全・安心な生活環境の整備	112
基本目標5 配慮が必要な子ども・若者と子育て家庭への支援	113

第4章 計画の内容	117
基本目標1 子ども・若者と子育て家庭への支援	119
1 子ども・若者と子育て家庭への地域における支援	119
2 仕事と生活の調和の実現	127
3 子ども・若者と子育て家庭への経済的支援の充実	130
基本目標2 健康の確保と増進	132
1 母子の健康づくり	132
2 小児医療の充実	138
3 若者の健やかな育成	139
基本目標3 教育環境の整備	141
1 学校教育の充実	141
2 幼児教育の充実	146
3 家庭や地域の教育力の向上	147
基本目標4 子ども・若者を支援する安全・安心な生活環境の整備	149
1 安全・安心なまちづくり	149
2 子ども・若者の居場所の確保	154
基本目標5 配慮が必要な子ども・若者と子育て家庭への支援	157
1 児童虐待の防止の推進	157
2 ひとり親家庭への支援	159
3 障害児施策の充実	162
4 生活困難を抱える子ども・若者と子育て家庭への支援	167
5 海外から来た子ども・若者と子育て家庭への支援	171
第5章 子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと確保の内容	173
第1節 子ども・子育て支援事業計画について	175
1 教育・保育提供区域の設定	175
2 年齢区分別の人口の推移と将来推計	176
3 量の見込みと確保内容の設定方法	177
第2節 乳幼児期の教育・保育	178
第3節 地域子ども・子育て支援事業	179
第4節 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	190
第5節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	190
第6章 計画の推進	191
第1節 計画の推進体制	193
1 計画の推進体制	193
2 地域や関係機関との連携	193
第2節 計画の進行管理	193

資料編.....	195
1 こども基本法.....	197
2 武蔵村山市子ども・子育て会議条例.....	201
3 武蔵村山市子ども・子育て会議委員名簿.....	203
4 諮問書.....	204
5 答申書.....	205
6 武蔵村山市子ども・子育て会議開催経過.....	208
7 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会設置要綱.....	209
8 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会委員名簿.....	211
9 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会開催経過.....	212
10 計画策定に向けた市民参加.....	213
11 用語解説.....	216



計画の概要

第1節 計画策定の背景・趣旨

子ども・子育て支援新制度と武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画

幼児期の学校教育及び保育並びに地域における子育て支援の推進及び質の向上等を図るため、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て3法が制定され、平成27年度に幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。一方、「次世代育成支援行動計画」は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定することが可能とされました。

本市においては、上記の流れを踏まえ、平成27年3月に、「武蔵村山市次世代育成支援行動計画」に掲げた施策を含めた一体の計画として、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この第二期計画として、それまでの市の取組を継承しつつ、子どもと子育て家庭を取り巻く環境変化に対応し、子ども・子育て支援の質・量の充実、安心して子どもを産み育てられる環境整備、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現させるべく、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画」（以下「第二期計画」という。）を策定し、取組を進めてきました。

武蔵村山市子どもの未来応援プラン

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが健やかに育成され、教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

本市においては、令和2年7月に、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「武蔵村山市子どもの未来応援プラン」（以下「応援プラン」という。）を策定し、「子どもの幸せな未来を応援するまち武蔵村山 ～全ての子どもたちとその家庭を見守り支援する～」を基本理念に掲げ、子どもの貧困対策に係る施策を実施してきました。

※「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、令和6年6月の改正により、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となりました。

こども基本法とこども大綱

近年の重要な展開として、令和5年4月にこども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。

また、同じく令和5年4月に、子どもの健やかな成長及び子どものある家庭の子育てに対する支援、子どもの権利利益の擁護に関する事務を行う機関として「こども家庭庁」が発足しました。加えて、令和5年12月に子ども政策を総合的に推進するため、子ども施策に関する基本的な方針や子ども施策に関する重要事項等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

武蔵村山市子ども計画の策定

本市では、第二期計画及び応援プランに基づき、子ども・子育て支援の質・量の充実、安心して子どもを産み育てられる環境整備、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組を充実させるとともに、地域の全ての子どもたちとその家庭に対して、関係機関との連携による支援を展開してきました。

今般、第二期計画及び応援プランの計画期間が令和6年度末をもって満了することから、子ども・若者育成支援推進法に規定する「子ども・若者計画」を新たに加え、令和5年度に実施した子育て支援に関するニーズ調査等の結果を踏まえ、本市の現状と課題等を整理し、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「武蔵村山市子ども計画」を策定するものです。



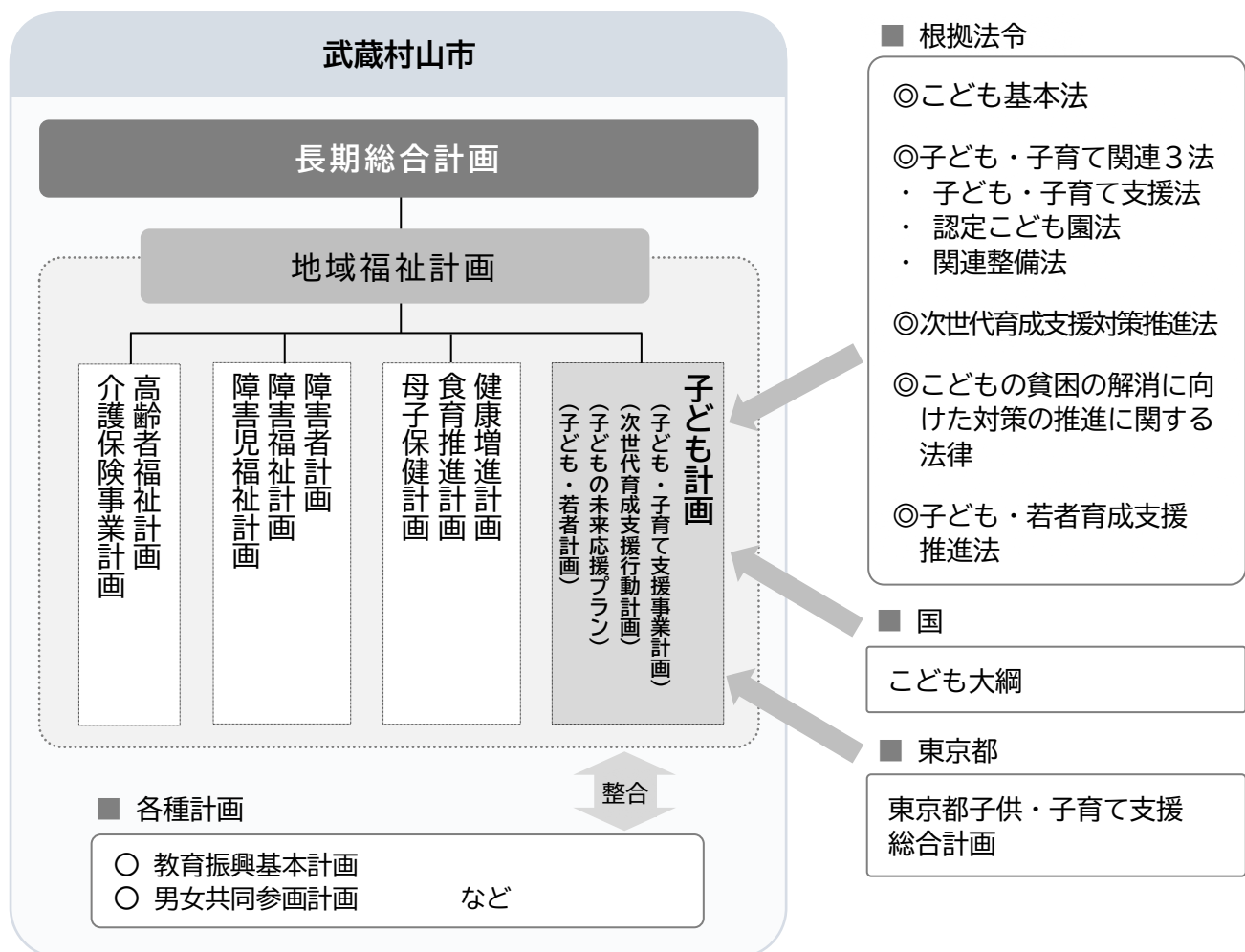
第2節 計画の性格と位置付け

市町村子ども計画は、子ども基本法第10条第2項を根拠とし、同条第5項において既存の各法令に基づく子ども施策に関する事項を定める計画と一体のものとして作成することができるとされています。

本市においては、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画（第二期計画）、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画（応援プラン）及び子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画の4つの計画を一体の計画として「武蔵村山市子ども計画」を策定します。

本計画の策定に当たっては、市政の最上位計画である「武蔵村山市第五次長期総合計画」の部門計画として策定し、国・東京都が策定した関連の計画や、市の各種計画等との整合・連携を図っています。

【 上位計画、関連法との関係 】



こども計画の位置付け

こども基本法第10条第2項

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

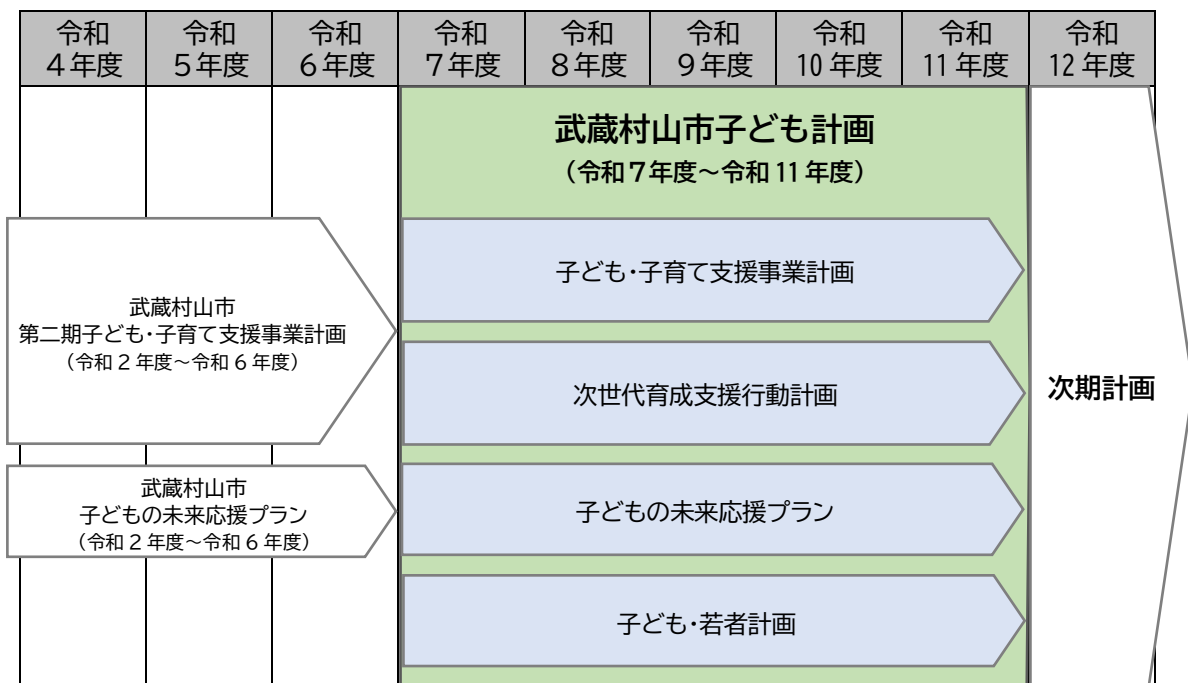
こども基本法第10条第5項

市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

第3節 計画の期間及び計画の対象

1 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、計画内容と実態がかけ離れた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。



2 計画の対象

本計画の対象は、子ども（0歳からおおむね18歳まで）及び若者（おおむね39歳まで）とその家族とします。

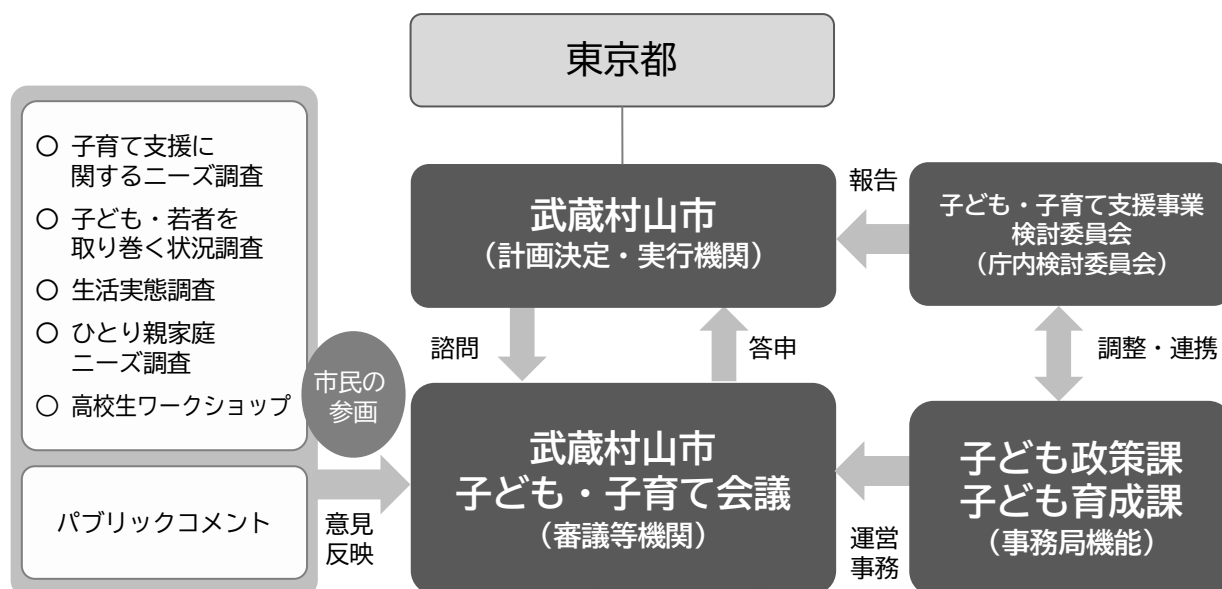
第4節 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、市の子ども・子育て支援施策について、子育ての当事者等の意見を反映させるため、学識経験者、子ども・子育て支援事業従事者、教育関係者、関係行政機関の職員、子どもの保護者、公募の市民により構成される「武蔵村山市子ども・子育て会議」を開催し、審議を重ねました。

また、子育て支援に関するニーズ調査等やパブリックコメントを実施し、幅広く子育ての当事者等の意見を踏まえて策定しました。

市内の連携については、関連各部署の代表者で構成される「子ども・子育て支援事業検討委員会」において検討を行いました。

また、東京都との関係については、東京都が定める広域的な「東京都子供・子育て支援総合計画」と整合を図りました。





第2章

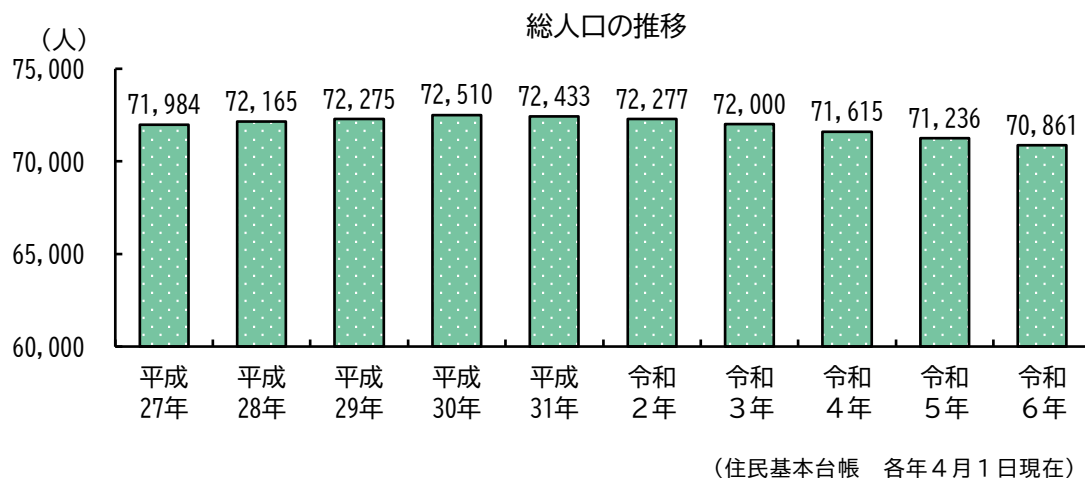
子ども・子育て、若者に
関する現状等

第1節 地域の概要

1 人口、世帯

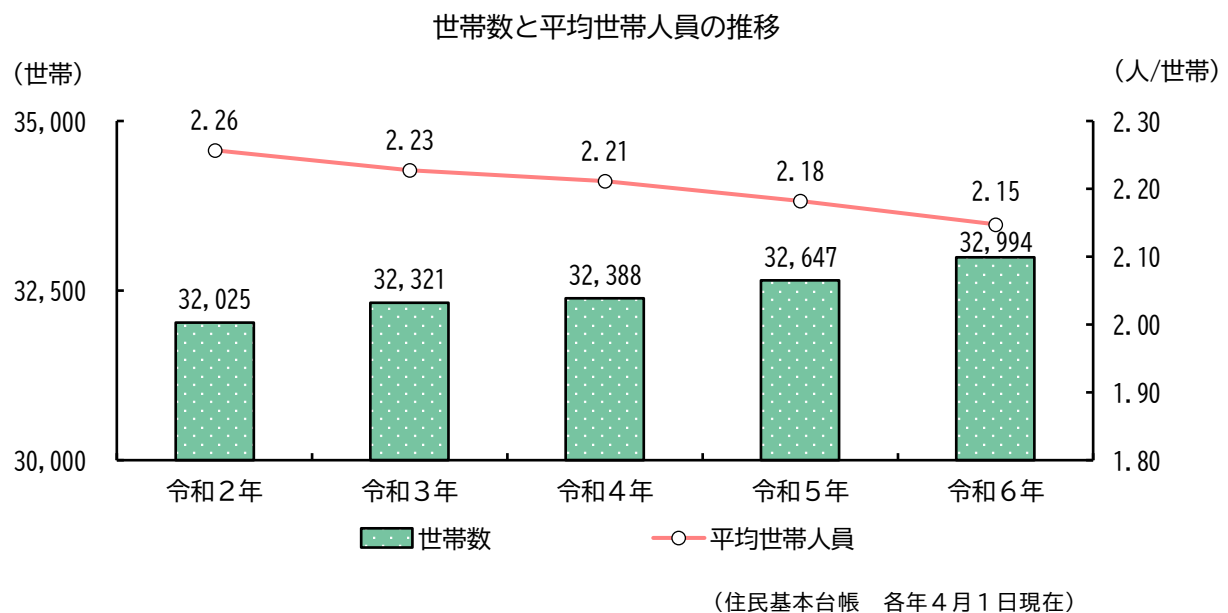
(1) 総人口

本市の総人口は平成30年以降減少しており、令和6年には70,861人となっており、平成27年の71,984人から1.6%減少しています。



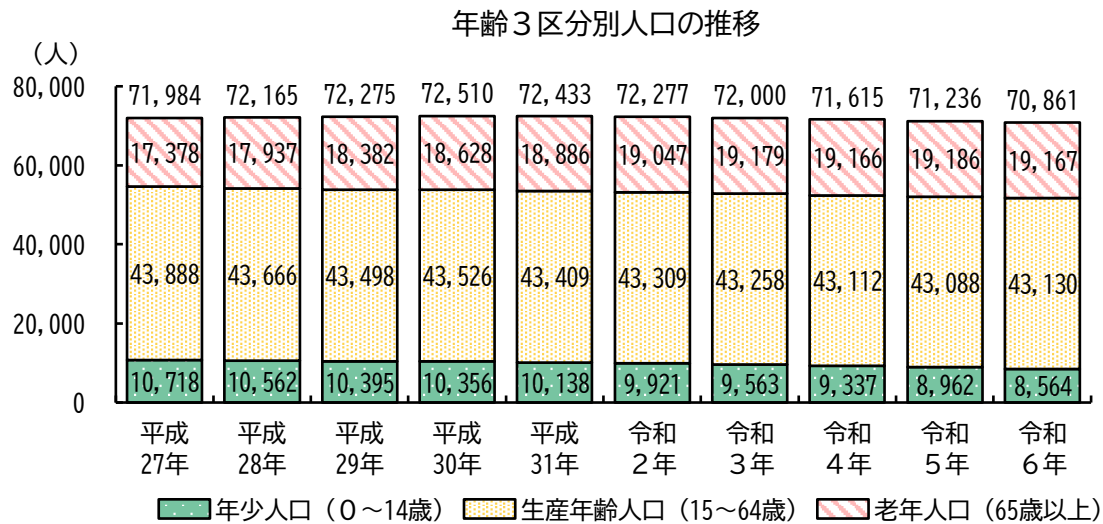
(2) 世帯数と平均世帯人員

本市の世帯数は年々増加が続いており、令和2年の32,025世帯から、令和6年には32,994世帯へと増加（増加率3.0%）しています。人口は減少して世帯数が増加しているため、平均世帯人員（人/世帯）は令和2年の2.26人から令和6年の2.15人へと減少しています。



(3) 年齢3区分別人口

本市の人口を年齢3区分別に見ると、平成27年から令和6年にかけて、生産年齢人口（15～64歳）は758人減少（減少率1.7%）、年少人口（0～14歳）は2,154人減少（減少率20.1%）しており、老年人口（65歳以上）は1,789人増加（増加率10.3%）しています。少子化及び高齢化が継続的に進行しています。



（住民基本台帳 各年4月1日現在）

(4) 子どものいる世帯の割合

本市の18歳未満及び6歳未満の世帯員のいる一般世帯割合について、令和2年の割合は平成27年と比べていずれも低下しています。一方で、東京都平均及び全国平均との比較ではいずれも本市が上回っています。

子どものいる世帯の割合

（単位：％）

当該世帯員がいる一般世帯割合		平成27年	令和2年
武蔵村山市	18歳未満世帯員	25.3	22.6
	うち6歳未満	9.7	8.0
東京都	18歳未満世帯員	17.2	16.3
	うち6歳未満	7.5	6.9
全国	18歳未満世帯員	21.5	19.3
	うち6歳未満	8.7	7.6

（国勢調査）

(5) 世帯構造

本市の世帯構造では、核家族のうち、ひとり親家庭が増加傾向にあり、平成27年から令和2年にかけての増加率は、父子世帯の方が母子世帯より1%程高くなっています。

武蔵村山市の世帯構造

(単位：世帯)

区分	一般世帯数	核家族	核家族			
			夫婦のみ	夫婦と子ども	18歳未満の親族のいる世帯	6歳未満の親族のいる世帯
平成27年	28,277	18,155	5,743	9,327	5,470	2,270
令和2年	29,956	18,417	5,985	9,073	5,287	2,061

	ひとり親世帯	増加率	ひとり親世帯	
			18歳未満の親族のいる世帯	6歳未満の親族のいる世帯
平成27年	3,085		848	169
令和2年	3,359	8.9%	912	163

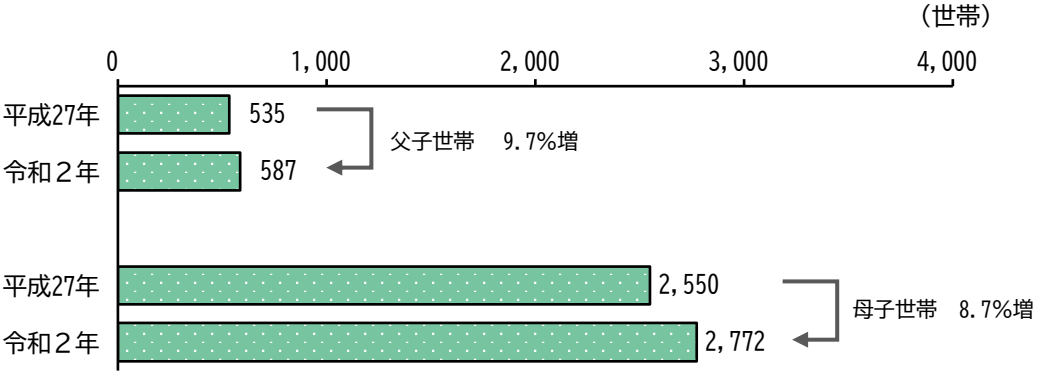
↑ うち父子世帯

	父子世帯	増加率	父子世帯	
			18歳未満の親族のいる世帯	6歳未満の親族のいる世帯
平成27年	535		92	9
令和2年	587	9.7%	110	7

↑ うち母子世帯

	母子世帯	増加率	母子世帯	
			18歳未満の親族のいる世帯	6歳未満の親族のいる世帯
平成27年	2,550		756	160
令和2年	2,772	8.7%	802	156

※一般世帯：住居と生計を共にしている人の集まり、又は一戸を構えて住んでいる単身者、間借り・下宿などの単身者及び会社などの独身寮の単身者の世帯のこと(寮の学生、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者の集まりなどの「施設等の世帯」は含まない)。

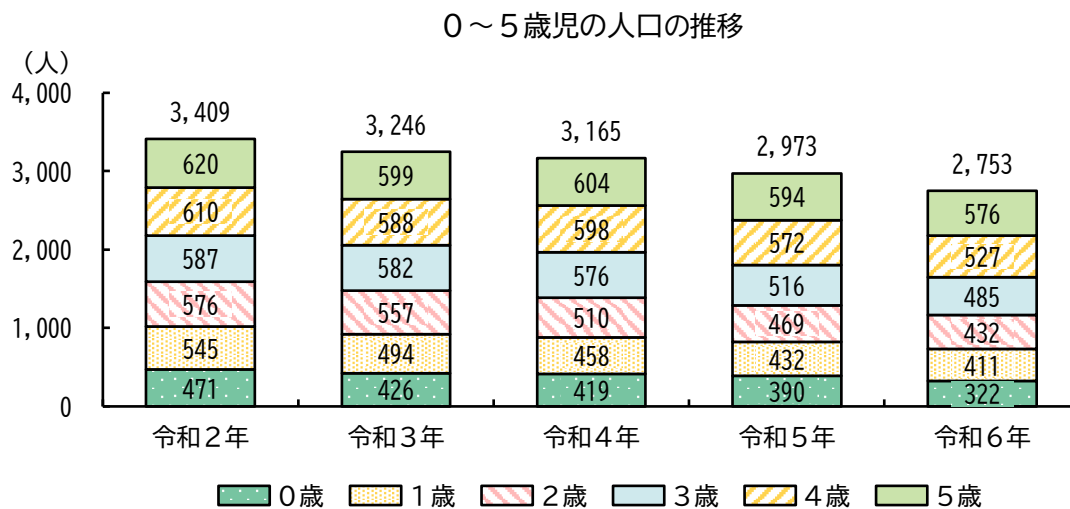


(国勢調査)

2 子どもの人口、出生

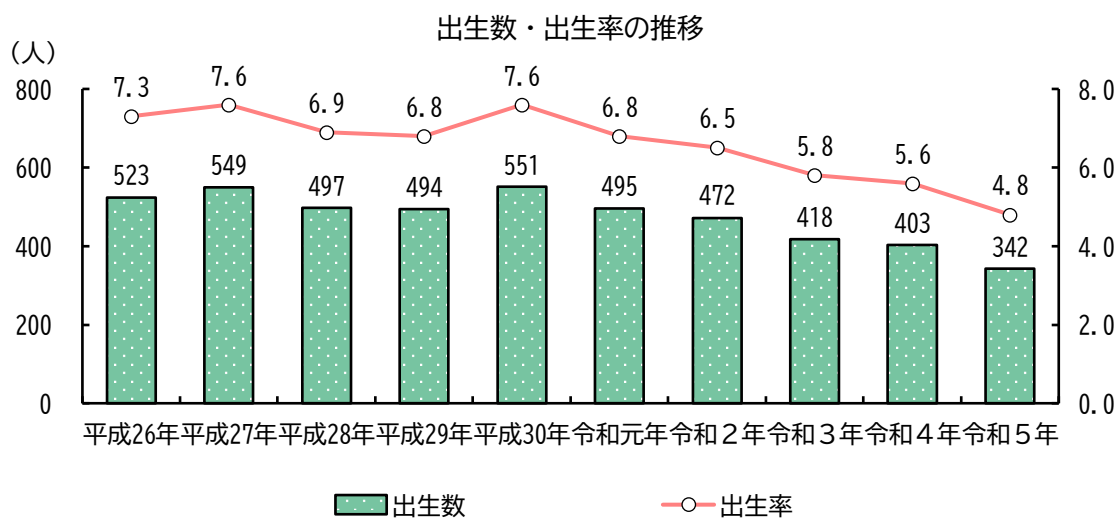
(1) 0～5歳児の人口

本市の0～5歳児人口の推移を見ると、最近5年間で全体として減少しています。特に、0歳児については、令和2年から令和6年にかけて、149人減少（減少率31.6%）しています。



(2) 出生数・出生率

本市の出生数及び出生率（人口千人当たりの出生数）は、平成26年から平成30年にかけて増減を繰り返していましたが、平成30年から令和5年にかけて減少しています。



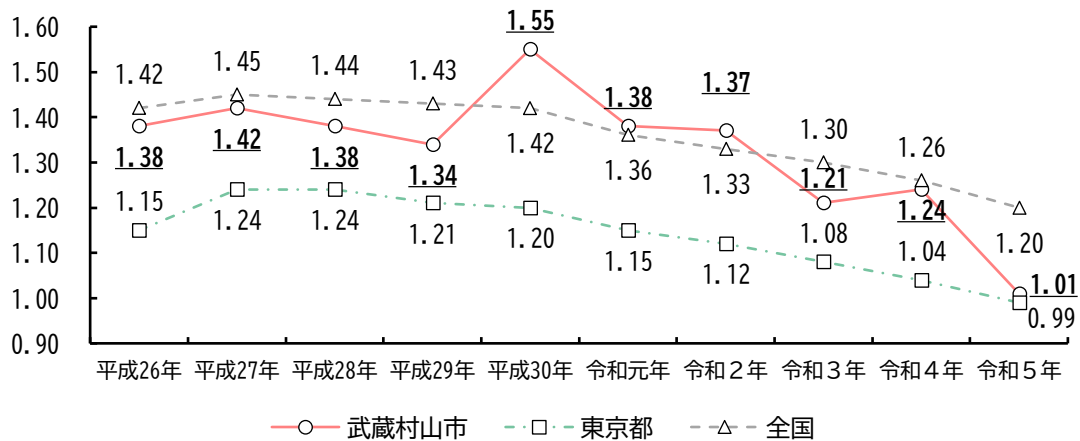
(3) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率の推移を見ると、令和5年に大きく低下し、1.01となっています。

令和5年の東京都26市における順位では、第22位となっています。

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

合計特殊出生率の推移（平成26年～令和5年）



（人口動態統計）

東京都26市における合計特殊出生率の順位（令和5年）

順位	市町村	合計特殊出生率
1	稲城市	1.29
2	日野市	1.19
3	東大和市	1.19
4	昭島市	1.17
5	羽村市	1.16
6	小平市	1.15
7	あきる野市	1.14
8	東久留米市	1.12
9	小金井市	1.12
10	町田市	1.11
11	国分寺市	1.11
12	東村山市	1.09
13	福生市	1.09

順位	市町村	合計特殊出生率
14	清瀬市	1.08
15	西東京市	1.08
16	調布市	1.07
17	府中市	1.07
18	立川市	1.07
19	武蔵野市	1.06
20	青梅市	1.03
21	八王子市	1.02
22	武蔵村山市	1.01
23	三鷹市	1.01
24	国立市	0.97
25	狛江市	0.94
26	多摩市	0.92

（東京都人口動態統計）

3 人口動態、女性の就労、その他の状況

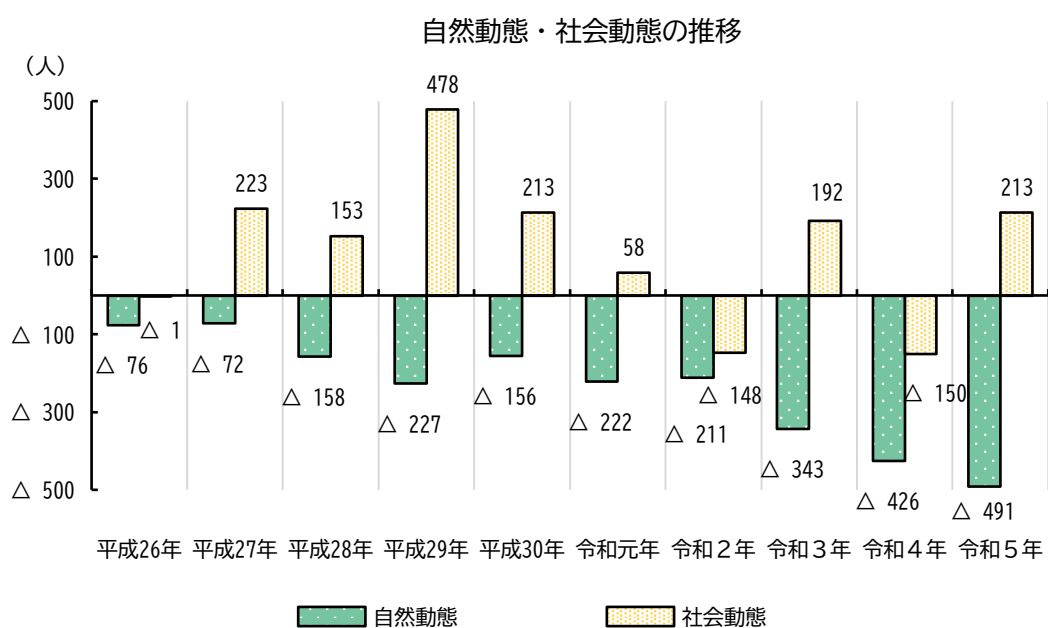
(1) 自然動態・社会動態

本市の自然動態について見ると、死亡者数が出生者数を上回る自然減の状態が続いています。

本市の社会動態について見ると、年により多少の増減はあるものの、おおむね転入超過の状況で推移しています。

※自然動態：人口増減の要因のうち、出生、死亡をいう。

※社会動態：人口増減の要因のうち、転入、転出をいう。



(住民基本台帳 各年1月1日～12月31日)

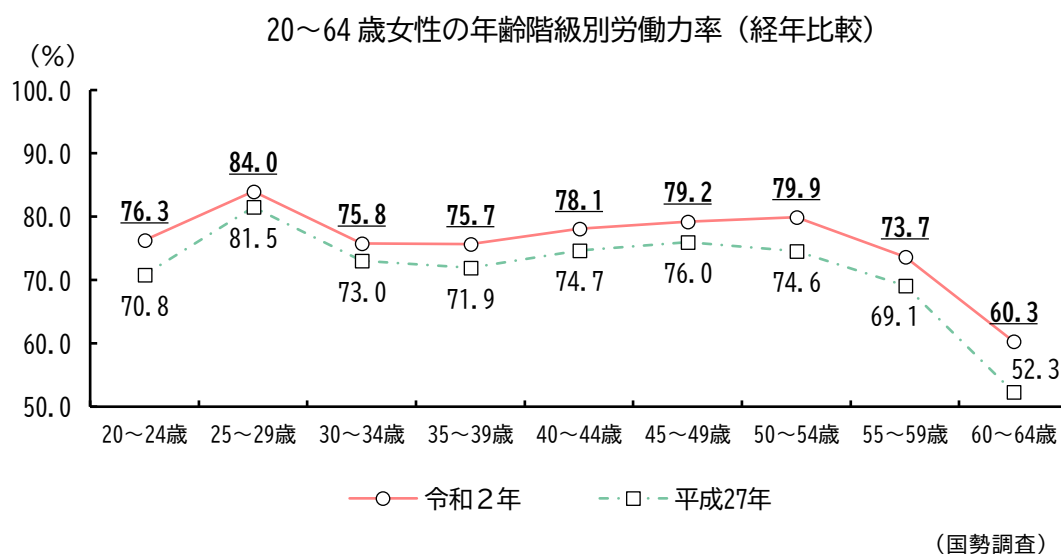
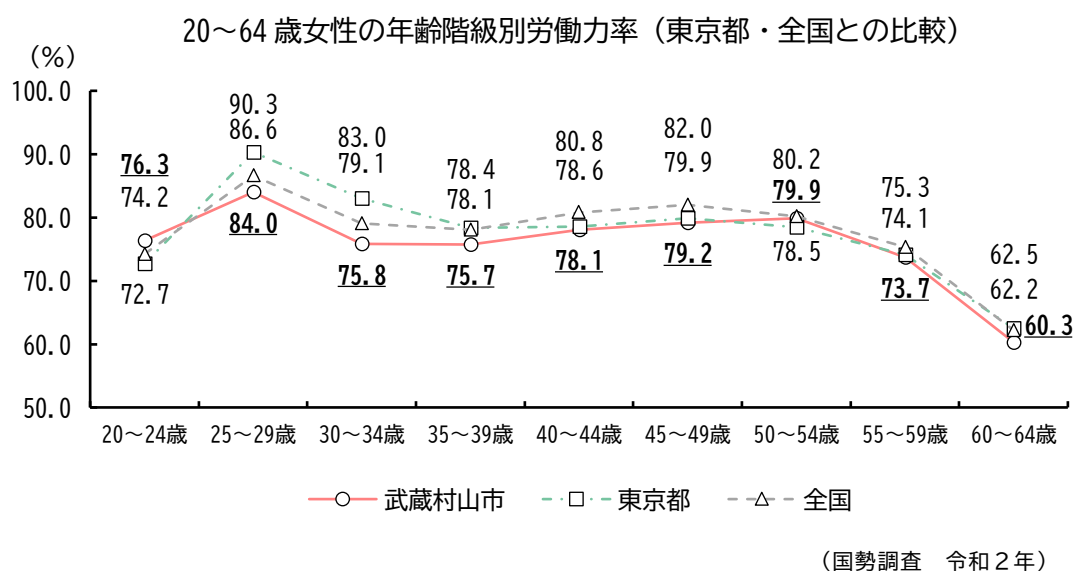
(2) 女性の就労状況

一般的に女性の労働力率は、働く女性の割合が30歳代で一旦低くなる「M字カーブ」を描くことが知られています。

本市の労働力を年齢階級別に見ると、20歳代前半では全国・東京を上回る一方で、20歳代後半から40歳代では全国・東京都を下回っています。

経年で比較すると、いずれの年齢階級でも労働力が上昇しており、令和2年では「M字カーブ」の谷が解消されつつあることが分かります。

※M字カーブ：女性の年齢階級別の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）をグラフにした場合、20歳代後半でピークに達し、結婚、出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという特徴を反映したグラフの曲線をいう。



(3) 外国人のいる世帯

本市の総世帯数に対する外国人のいる世帯（外国人のみの世帯及び日本人と外国人の複数国籍世帯）の割合は、東京都全体平均及び東京都区部平均よりは低いものの、東京都市部平均より高くなっています。割合は、平成31年から令和6年までの5年間で1.00ポイント上昇しています。

住民基本台帳による世帯（日本人及び外国人）

（単位：世帯、％）

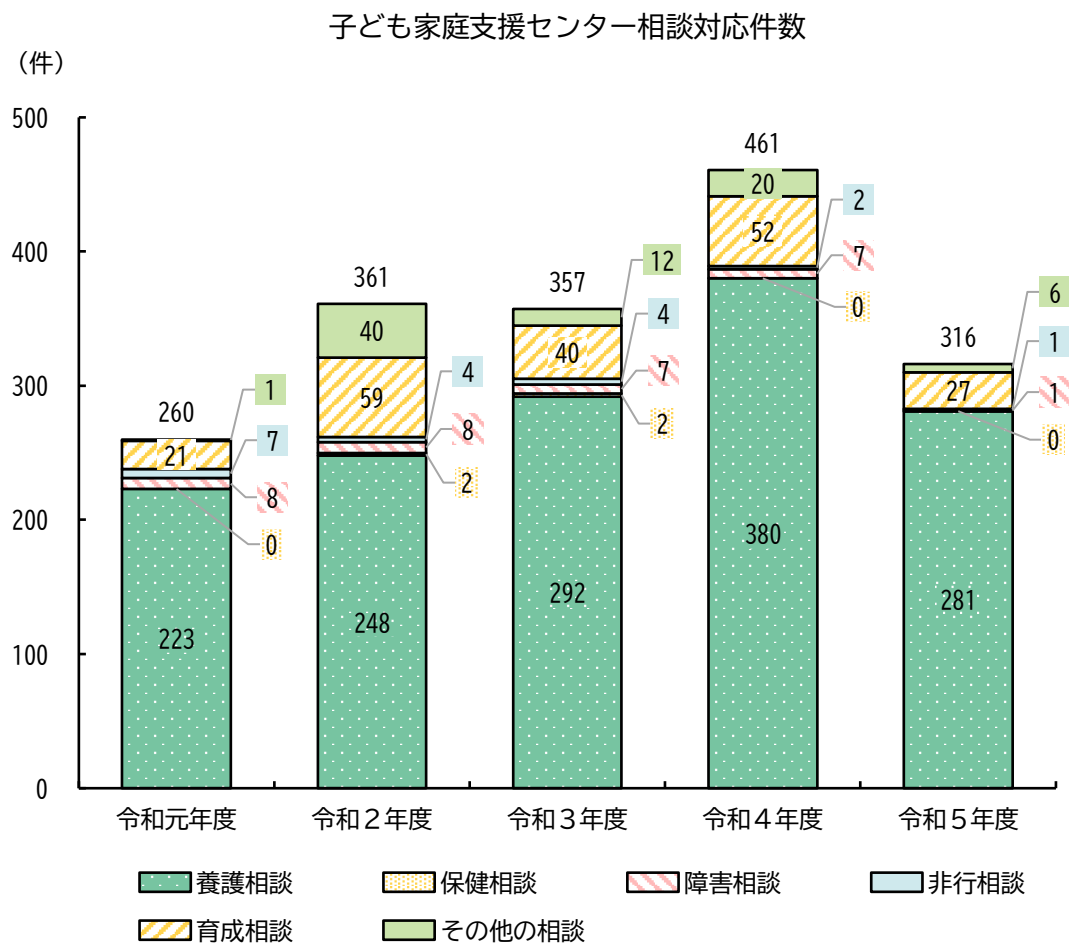
		総世帯数	日本人のみの 世帯数	外国人のみの 世帯数	日本人と 外国人の 複数国籍 世帯数	総世帯に 占める 外国人のいる 世帯の割合
平成31年 4月1日現在	東京都	7,238,383	6,824,246	323,126	91,011	5.72
	東京都(区部)	5,191,553	4,843,876	276,635	71,042	6.70
	東京都(市部)	2,006,162	1,940,678	45,909	19,575	3.26
	武蔵村山市	31,688	30,525	706	457	3.67
令和6年 4月1日現在	東京都	7,609,710	7,111,656	402,529	95,525	6.54
	東京都(区部)	5,469,446	5,052,603	343,187	73,656	7.62
	東京都(市部)	2,099,837	2,019,955	58,437	21,445	3.80
	武蔵村山市	32,994	31,453	1,080	461	4.67

（東京都人口動態統計）

4 子どもと子どもを取り巻く家庭の状況

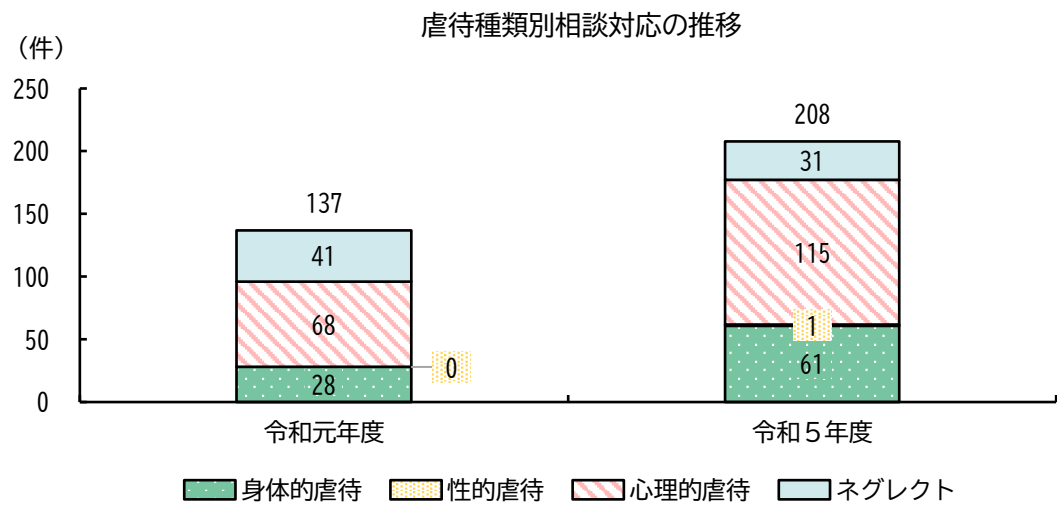
(1) 子ども家庭支援センター相談対応件数

子ども家庭支援センター相談対応件数の最近5年間の推移を見ると、増減を繰り返しています。養護相談については、令和4年度から令和5年度にかけて、26.1%減少しています。



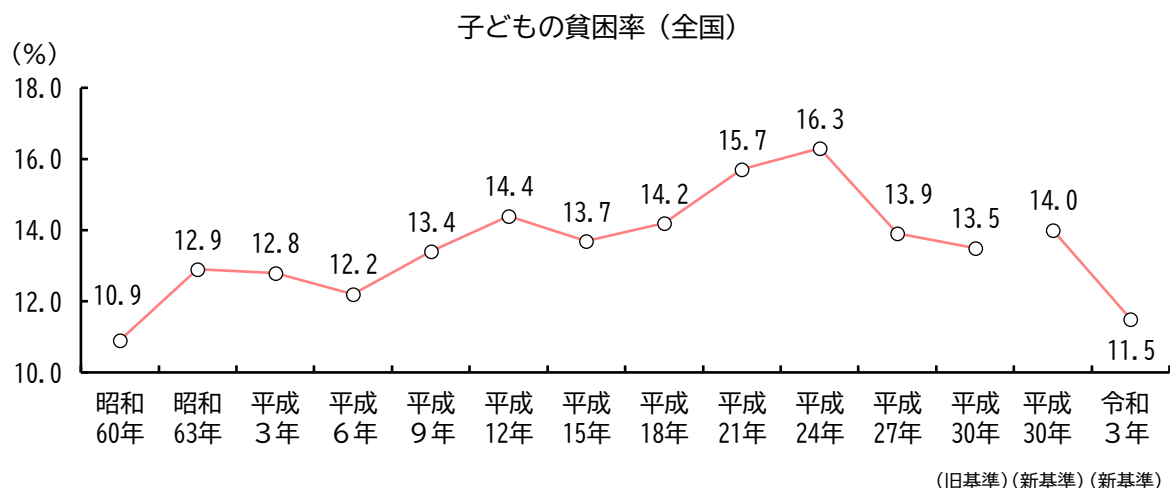
(2) 虐待種類別相談対応の推移

虐待種類別相談対応の推移を見ると、令和元年度から令和5年度にかけて全体として51.8%増加しています。



(3) 日本の子どもの貧困率

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、昭和60年に10.9%だった子どもの相対的貧困率（以下「貧困率」といいます。）は平成24年までは年々増え続け16.3%に達しましたが、新基準で算出された令和3年においては11.5%まで減少しています。

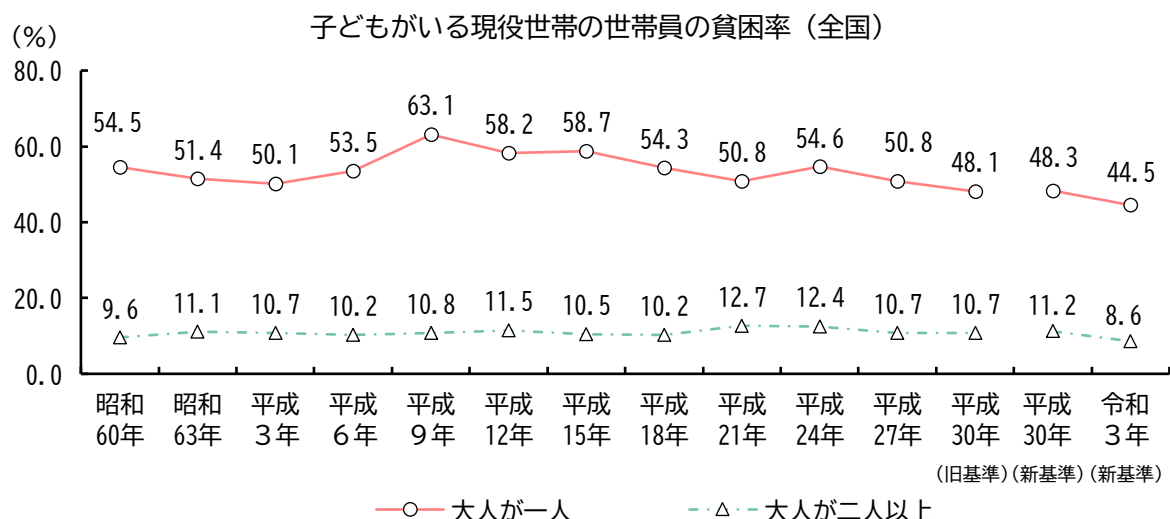


※相対的貧困率：国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合のこと。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得<収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入>を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額。

※新基準：2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

（令和4年国民生活基礎調査の概況）

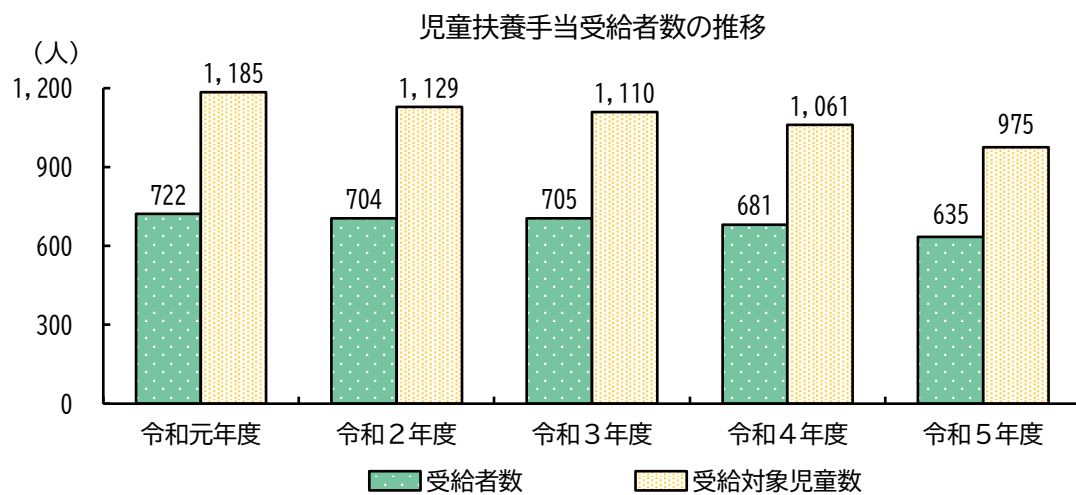
子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）のうち大人が一人の世帯の貧困率は、昭和60年から平成27年まで継続的に50%を超えており、新基準の令和3年では44.5%となっています。子どもがいる現役世帯では、勤労世代であっても、大人が一人の世帯の場合は二人以上の世帯よりも高い割合で貧困の世帯となっている状況です。



（令和4年国民生活基礎調査の概況）

(4) 児童扶養手当受給者数の推移

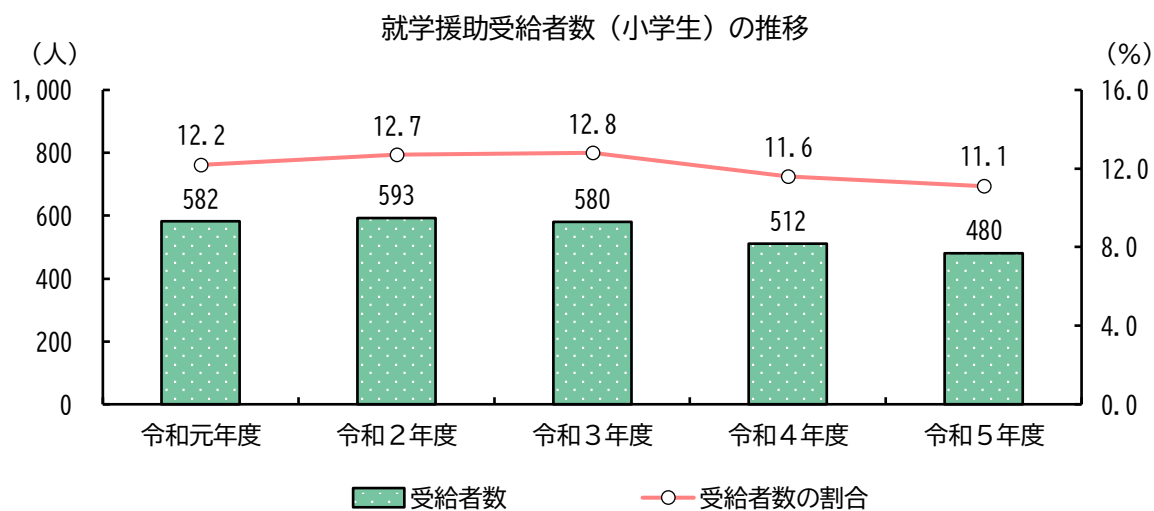
児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は、年々減少傾向にあり、令和5年度で受給者数が635人、受給対象児童数が975人となっています。



(子ども育成課資料)

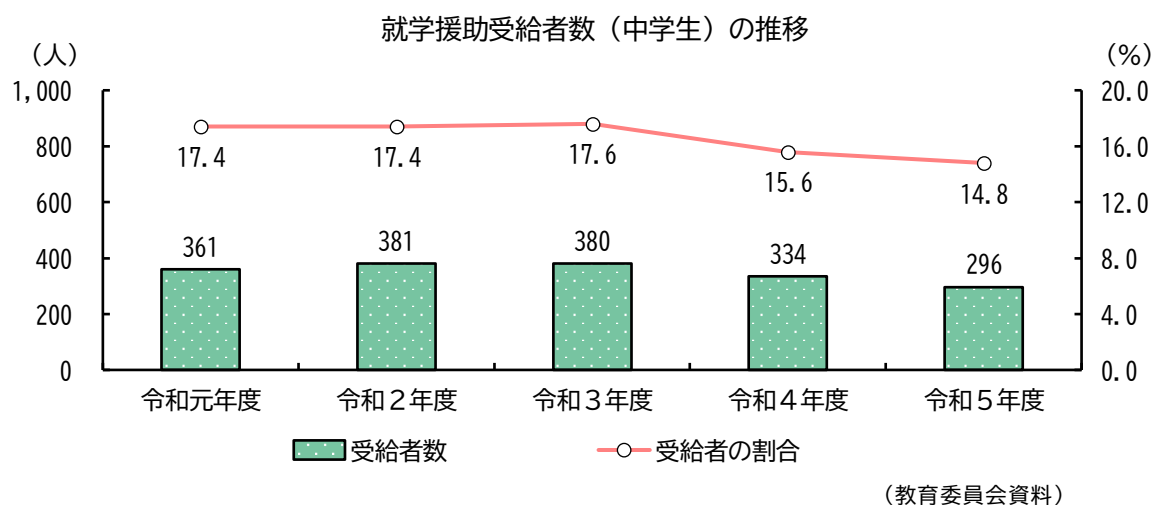
(5) 就学援助受給者数（小学生）の推移

小学生における就学援助受給者数は、年々減少傾向にあり、令和5年度で受給者数は480人、受給者の割合は11.1%となっています。



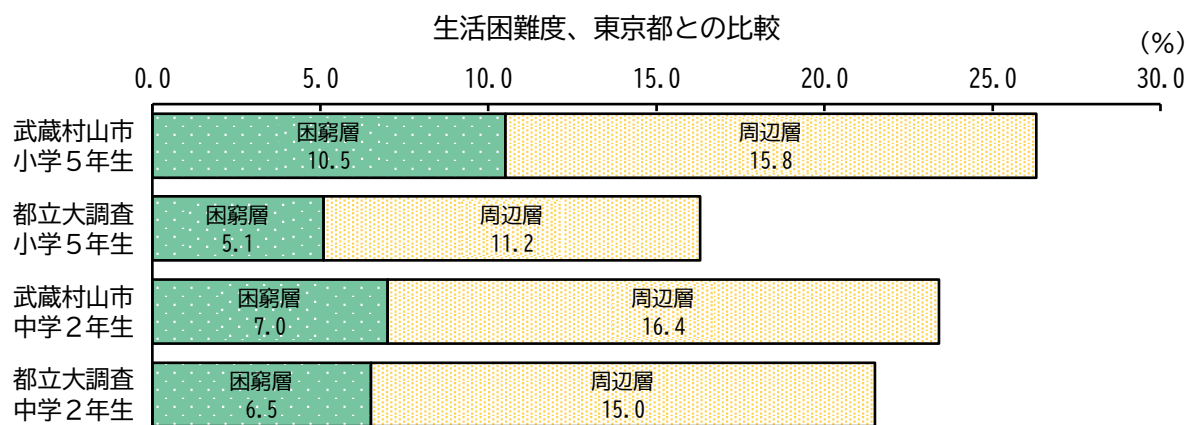
(6) 就学援助受給者数（中学生）の推移

中学生における就学援助受給者数は、小学生と同様減少傾向にあり、令和5年度で受給者数は296人、受給者の割合は14.8%となっています。



(7) 生活困難度

令和5年に行った「武蔵村山市生活実態調査」による本市の生活困難度を令和4年に行われた東京都立大学子ども・若者貧困研究センターの同様の調査（以下「都立大調査」という。）の結果と比較すると、小学5年生では困窮層は5.4ポイント、周辺層は4.6ポイント本市の方が都立大調査より高くなっています。中学2年生では、困窮層は0.5ポイント、周辺層は1.4ポイント本市の方が都立大調査より高くなっています。



※生活困難度：「①低所得」「②家計の逼迫」「③子どもの体験や所有物の欠如」の3つの要素に基づいて分類したもの。

※都立大調査は本市を含む東京都全体ではなく墨田区及び豊島区で実施したもの。

※都立大調査と本市の調査は調査年度が異なり、低所得の判断に使用する国民生活基礎調査の年度も異なるため正確な比較はできない。

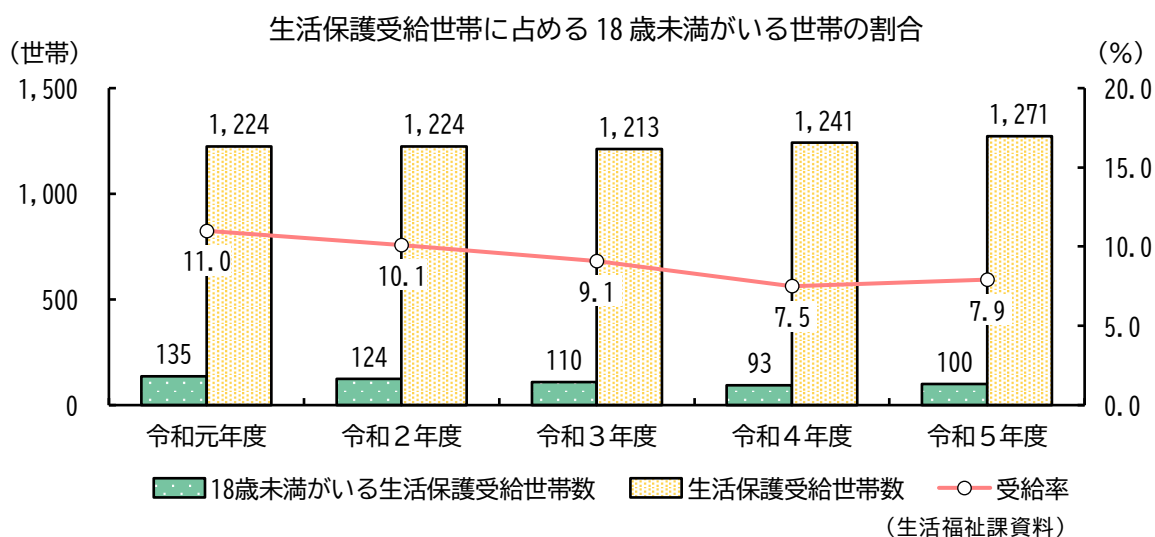
（武蔵村山市生活実態調査 報告書 令和6年3月）

（令和4年度東京都こどもの生活実態調査

東京都立大学子ども・若者貧困研究センター）

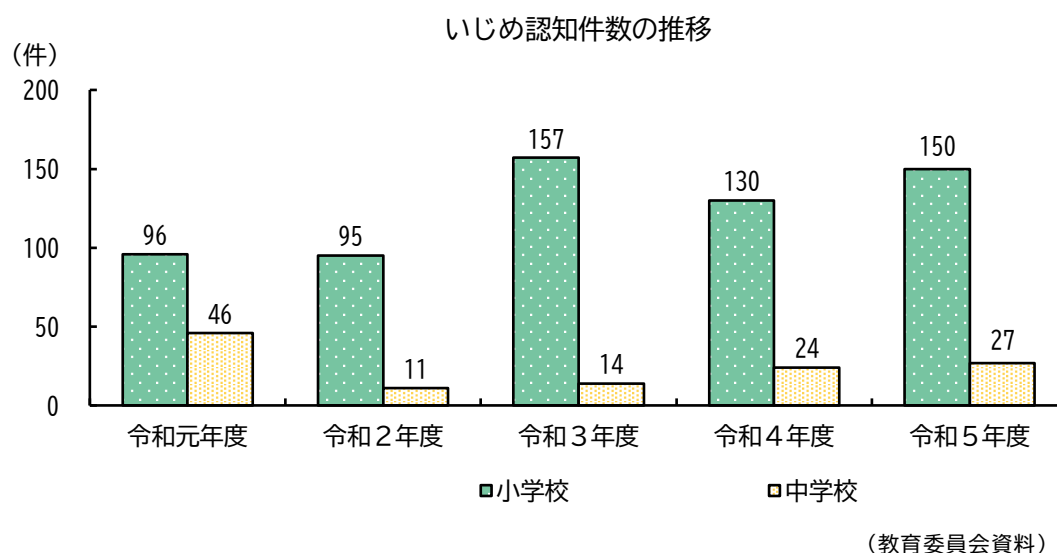
(8) 生活保護受給世帯に占める18歳未満がいる世帯の割合

本市における生活保護受給世帯に占める18歳未満がいる世帯の割合は減少傾向にあり、令和5年度では、7.9%となっています。



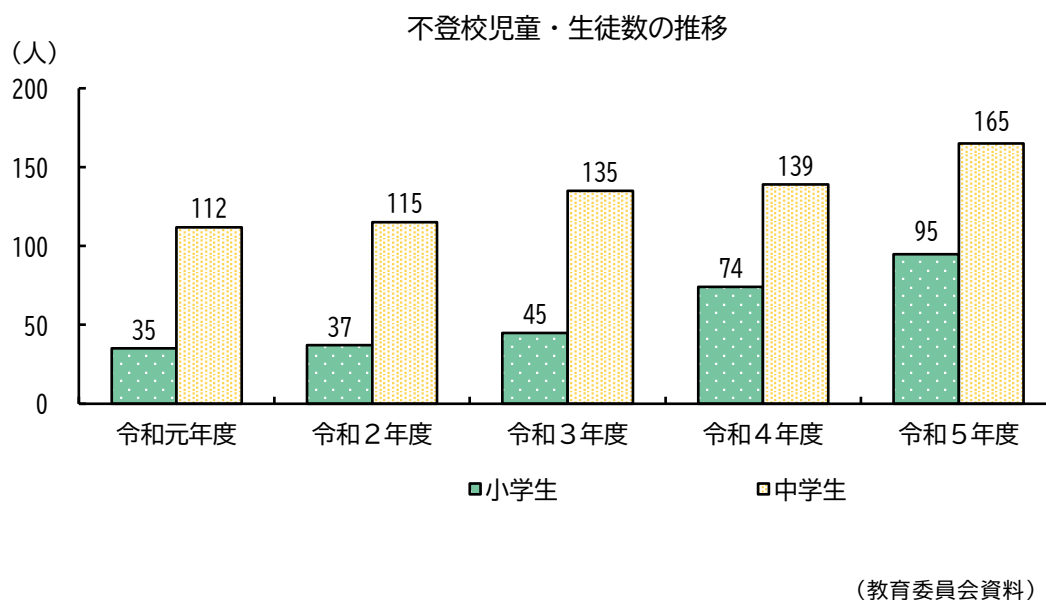
(9) いじめ認知件数の推移

いじめ認知件数については、小学校では令和3年度に大きく増加し、令和5年度には150件となっています。また、中学校では令和2年度に大きく減少したものの、その後増加に転じ、令和5年度には27件となっています。



(10) 不登校児童・生徒数の推移

不登校児童・生徒数は小学生、中学生ともに年々増加しており、小学生については令和3年度から5年度にかけて約2.1倍の95人、中学生については165人となっています。



第2節 「第二期子ども・子育て支援事業計画」及び「子どもの未来応援プラン」の評価

1 第二期子ども・子育て支援事業計画の施策の評価

「第二期子ども・子育て支援事業計画」では、基本理念である「家族ぐるみ 地域ぐるみの 子育て環境づくり」の実現のため、5つの基本目標を掲げて施策に取り組みました。

基本目標1 子育て家庭の支援

幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」に基づき、「第二期子ども・子育て支援事業計画」において教育・保育の利用状況や今後の利用希望等を踏まえた量の見込み、提供体制の確保等を定め、子ども・子育て支援の充実に取り組みました。

地域型保育事業については、小規模保育事業所を1か所開設し、多様な保育ニーズへの対応を図りました。

保育サービスに係る情報提供等を行う保育コンシェルジュ事業や、子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）における母子保健と子育て支援の一体的な実施等により、情報提供・相談機能の充実に努めるなど、地域の子ども・子育て支援として実施する各事業を引き続き行いました。

妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援及び子ども・子育て家庭に対する総合相談やサービスの利用援助等を一体的に行う子ども家庭センターを設置し、子育て家庭等に対する支援の強化を図りました。

児童の健全育成の観点から、スポーツやイベント等の多様な活動の機会を提供し、地域が一体となった子育て支援を進めました。

共働き家庭が子育てしやすい環境整備が求められることから、ワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と子育ての両立を支援しました。

子育て家庭への経済的支援の充実に努めるため、子どもの医療費の助成、幼児教育・保育にかかる費用の負担軽減、児童・生徒を対象とする経済的支援等を行いました。

基本目標2 母子の健康の確保と増進

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、子どもの発育や成長段階に応じた疾病予防・健康増進のための取組や妊産婦健康診査、妊産婦・新生児訪問指導、乳幼児健診等の充実に努めました。

また、関係機関との連携の下、小児初期救急や休日等の医療体制を確保し、子どもとその家庭がいかなるときも安心して医療サービスを受けることができる環境づくりに努めました。

基本目標3 教育環境の整備

子どもの確かな学力の定着や健やかな心と体の育成を図ることのできる教育を推進するとともに、地域、家庭、学校の連携・協働を強化する取組を進めました。また、教育相談室や適応指導教室によるいじめ・不登校等への対応支援を行いました。

幼稚園・保育所等から小学校への円滑な移行のため、小学校へ入学する児童に対する理解の共有を図りました。

地域ぐるみで子どもを育てる意識を醸成し、市民が子育てに参画しやすい環境を整備することで、地域全体で子どもの健全育成を進める体制づくりに努めました。

基本目標4 子育てを支援する安全・安心な生活環境の整備

子育て世帯が安心して地域で生活できるよう、道路環境の整備や公共施設等のバリアフリー化を推進しました。また、交通安全教育として、認可保育所や幼稚園での道路横断教室や児童・生徒への交通安全教室を実施しました。

災害時の子どもの安全を確保するための取組として、各学校における避難訓練の実施、保護者や地域との連携等による安全確保体制づくりを行いました。

また、子どもの登下校時の安全確保のため、地域のボランティア団体や関係機関と情報共有を行い積極的に安全・安心パトロールを行いました。

子どもが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、学童クラブや放課後子供教室、児童館において、学習や遊びなど多様な体験・活動を行うことができる環境づくりに努めました。

基本目標5 配慮が必要な子どもと家庭への取組の推進

子どもの人権が守られるよう、児童虐待のリスクを早期に発見し対応するため、関係機関との連携による児童虐待防止のネットワークを強化し、子ども家庭支援センターの総合相談等により、児童虐待防止に努めました。

子どもの健やかな成長が妨げられないことがないよう、ひとり親家庭に対する福祉サービスや経済的支援を行うとともに、個々の家庭状況に合ったきめ細かな支援を行いました。

乳幼児の障害の早期発見に努めるとともに、相談体制、福祉サービス・手当等の充実、学習環境の整備などに取り組みしました。

子どもの貧困対策として、「武蔵村山市子どもの未来応援プラン」を策定し、様々な支援に取り組んできました。

外国人世帯の子どもや家庭が円滑に教育・保育等のサービスが利用でき、安心して生活できるよう、外国語対応等に努めました。

2 幼児期の教育・保育の進捗状況

第二期計画期間中、3歳～5歳の子どもについては、1号認定（学校教育のみ）及び2号認定（保育の必要性あり）とも需要を上回る確保ができています。3号認定（0～2歳保育の必要性あり）については令和2年度に確保数が不足しましたが、令和3年度以降は確保できています。

【計画値】

区分		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		3－5歳 学校教育 のみ <1号>	3－5歳 保育の 必要性あり <2号>	0－2歳 保育の 必要性あり <3号>	3－5歳 学校教育 のみ <1号>	3－5歳 保育の 必要性あり <2号>	0－2歳 保育の 必要性あり <3号>	3－5歳 学校教育 のみ <1号>	3－5歳 保育の 必要性あり <2号>	0－2歳 保育の 必要性あり <3号>
①量の見込み		726人	1,141人	805人	737人	1,158人	787人	729人	1,144人	790人
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 （教育・保育施設）	1,280人	1,207人	772人	1,280人	1,216人	784人	1,280人	1,218人	789人
	地域型保育事業所			0人			0人			0人
	認可外保育施設		2人	23人		2人	23人		2人	23人
②－①		554人	68人	▲10人	543人	60人	20人	551人	76人	22人

区分		令和5年度			令和6年度		
		3－5歳 学校教育 のみ <1号>	3－5歳 保育の 必要性あり <2号>	0－2歳 保育の 必要性あり <3号>	3－5歳 学校教育 のみ <1号>	3－5歳 保育の 必要性あり <2号>	0－2歳 保育の 必要性あり <3号>
①量の見込み		715人	1,124人	799人	701人	1,102人	819人
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 （教育・保育施設）	1,280人	1,218人	789人	1,280人	1,218人	789人
	地域型保育事業所			0人			19人
	認可外保育施設		2人	23人		2人	23人
②－①		565人	96人	13人	579人	118人	12人

【実績値】

区分		令和2年度（4月1日） 実績			令和3年度（4月1日） 実績			令和4年度（4月1日） 実績		
		3－5歳 学校教育 のみ <1号>	3－5歳 保育の 必要性あり <2号>	0－2歳 保育の 必要性あり <3号>	3－5歳 学校教育 のみ <1号>	3－5歳 保育の 必要性あり <2号>	0－2歳 保育の 必要性あり <3号>	3－5歳 学校教育 のみ <1号>	3－5歳 保育の 必要性あり <2号>	0－2歳 保育の 必要性あり <3号>
① 申込者数	管内	554人	1,102人	812人	559人	1,067人	748人	570人	1,073人	695人
	管外	253人	36人	16人	241人	34人	27人	229人	26人	21人
	計	807人	1,138人	828人	800人	1,101人	775人	799人	1,099人	716人
② 利用定員	認定こども園、 幼稚園、保育所 （教育・保育施設）	1,280人	1,207人	772人	1,275人	1,225人	784人	1,280人	1,167人	786人
	地域型保育事業所			0人			0人			18人
	認可外保育施設		2人	18人		2人	18人		8人	12人
	計	1,280人	1,209人	790人	1,275人	1,227人	802人	1,280人	1,175人	816人
②－①		473人	71人	▲38人	475人	126人	27人	481人	76人	100人

区分		令和5年度（4月1日） 実績			令和6年度（4月1日） 実績		
		3－5歳 学校教育 のみ <1号>	3－5歳 保育の 必要性あり <2号>	0－2歳 保育の 必要性あり <3号>	3－5歳 学校教育 のみ <1号>	3－5歳 保育の 必要性あり <2号>	0－2歳 保育の 必要性あり <3号>
① 申込者数	管内	499人	1,054人	690人	425人	1,038人	672人
	管外	230人	23人	18人	198人	21人	17人
	計	729人	1,077人	708人	623人	1,059人	689人
② 利用定員	認定こども園、 幼稚園、保育所 （教育・保育施設）	1,280人	1,164人	779人	1,280人	1,164人	765人
	地域型保育事業所			18人			18人
	認可外保育施設		8人	12人		8人	12人
	計	1,280人	1,172人	809人	1,280人	1,172人	795人
②－①		551人	95人	101人	657人	113人	106人

※3～5歳学校教育の欄は5月1日現在の実績

3 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業（特定型）として、子ども育成課において保育サービスに係る情報の提供、相談対応等を行う保育コンシェルジュ事業を実施しています。

母子保健型として、子育て世代包括支援センター「ハグはぐ・むらやま」において、妊娠期から育児期にわたる母子保健や育児に関する相談や情報提供を行っています。

① 特定型（保育コンシェルジュ）

【計画値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【実績値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

② 母子保健型（子育て世代包括支援センター「ハグはぐ・むらやま」）

【計画値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【実績値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(2) 延長保育事業

保育所利用者を対象に、通常の保育時間を超えて子どもを預かる事業です。

計画での見込みが利用実績を上回っており、利用のニーズを満たす供給が確保できています。

【計画値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	14,455 人	14,446 人	14,396 人	14,351 人	14,371 人

【実績値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績	10,656 人	11,523 人	12,821 人	11,219 人

(各年度延べ人数)

(3) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子の交流や育児相談、園庭開放、情報提供等を行う事業です。本市では、認可保育所4か所で実施しています。

計画での見込みが利用実績を上回っており、利用のニーズを満たす供給が確保できています。

【計画値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,615 人日	5,510 人日	5,545 人日	5,625 人日	5,768 人日
	(4か所)	(4か所)	(4か所)	(4か所)	(4か所)

【実績値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績	2,966 人日	2,606 人日	2,710 人日	3,191 人日
	(4か所)	(4か所)	(4か所)	(4か所)

(各年度延べ人数)

(4) ① 一時預かり事業 <幼稚園型>

(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり保育)

令和2年度を除き利用実績が計画の見込みを上回っていますが、利用希望に対する供給が確保できています。

【計画値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	18,369人日	18,644人日	18,427人日	18,093人日	17,740人日

【実績値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績	17,267人日	20,656人日	19,124人日	20,663人日

(各年度延べ人数)

② 一時預かり事業 <幼稚園型を除く>

(保育所における未就園児を対象とした一時預かり保育)

保護者の就労や疾病、リフレッシュなどの様々な理由により家庭で保育ができないときに、市内4か所の保育所において、普段は保育園等を利用していない未就園児を一時的に預かる事業です。

計画での見込みが利用実績を上回っており、利用のニーズを満たす供給が確保できています。

【計画値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,165人日	1,165人日	1,161人日	1,157人日	1,159人日

【実績値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績	301人日	389人日	344人日	359人日

(各年度延べ人数)

(5) ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（ファミリー会員）と、援助を行うことを希望する人（サポート会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。令和5年度を除き利用実績が計画の見込みを上回っています。

【計画値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	206 人日	200 人日	196 人日	196 人日	194 人日

【実績値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績	237 人日	379 人日	350 人日	168 人日

（各年度延べ人数）

(6) ショートステイ事業（子育て短期支援事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、宿泊を伴う保育を行う事業です。

利用実績については、定員数が利用者数を上回っており、利用のニーズを満たす供給が確保できています。

【計画値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	84 人日	83 人日	82 人日	82 人日	81 人日
②確保の内容	730 人日	730 人日	730 人日	732 人日	730 人日
②—①	646 人日	647 人日	648 人日	650 人日	649 人日

【実績値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①年間利用者数	137 人日	80 人日	134 人日	161 人日
②年間利用定員	か所数	1 か所	1 か所	1 か所
	定員	2 人	2 人	2 人
	開所日数	365 日	365 日	366 日
	確保量	730 人	730 人	732 人
②—①	593 人日	650 人日	596 人日	571 人日

（各年度延べ人数）

(7) 病児保育事業

子どもが病気の治療又は回復期にあり、保育所等に通所できない場合で、かつ保護者の就労などの理由により家庭で保育ができない場合に、医療機関に付設された病児保育室で一時的に子どもを預かる事業です。

計画での見込みが利用実績を上回っており、利用のニーズを満たす供給が確保できています。

【計画値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	503 人日	496 人日	497 人日	496 人日	497 人日

【実績値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績	88 人日	311 人日	296 人日	419 人日

(各年度延べ人数)



(8) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。計画値、実績値とも、申請者数に対して利用定員が不足していますが、弾力的運用により、令和5年度以降の4月1日の実績値では全ての申請者の受け入れができています。

※弾力的運用：各学童クラブの定員の20%を基準とし必要な範囲内で定員を超えて児童の入所を認める運用をいう。

【計画値】

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①申請者数	1年生	328人	308人	316人	322人	323人
	2年生	205人	222人	208人	213人	217人
	3年生	157人	139人	150人	141人	145人
	4年生	80人	86人	76人	83人	78人
	5年生	21人	19人	20人	18人	20人
	6年生	5人	5人	5人	5人	4人
	計	796人	779人	775人	782人	787人
②確保の内容 (学童クラブのみ)		710人	710人	710人	710人	710人
		(13か所)	(13か所)	(13か所)	(13か所)	(13か所)
②—①		▲86人	▲69人	▲65人	▲72人	▲77人
③		86人	69人	65人	72人	77人
④弾力的運用		54人	38人	34人	41人	46人
⑤保留児童数		▲32人	▲31人	▲31人	▲31人	▲31人

③は、弾力的運用をしない場合の保留児童の数を表します。

⑤は、弾力的運用を行ってもなお入所できない保留児童の数を表します。

【実績値】

区分		令和2年度 (4月1日実績)	令和3年度 (4月1日実績)	令和4年度 (4月1日実績)	令和5年度 (4月1日実績)	令和6年度 (4月1日実績)
①申請者数	1年生	326人	258人	310人	288人	256人
	2年生	239人	238人	214人	239人	231人
	3年生	161人	158人	160人	148人	174人
	4年生	55人	62人	61人	90人	70人
	5年生	26人	13人	11人	16人	31人
	6年生	0人	4人	4人	2人	4人
	計	807人	733人	760人	783人	766人
②利用定員		710人	710人	710人	710人	710人
		(13か所)	(13か所)	(13か所)	(13か所)	(13か所)
②—①		▲97人	▲23人	▲50人	▲73人	▲56人
③		97人	23人	50人	73人	56人
④弾力的運用		89人	9人	38人	73人	56人
⑤保留児童数		▲8人	▲14人	▲12人	0人	0人

➤ 児童館ランドセル来館事業

学童クラブの入所が保留となった児童に安全で安心な居場所を確保することを目的に、小学校の下校時に自宅に帰宅せず直接児童館へ来館する「児童館ランドセル来館事業」を実施しています。

計画値では児童館ランドセル来館事業の利用を見込んでいましたが、令和5年度以降は学童クラブの保留児童が解消されたことにより、利用実績はありません。

【計画値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①学童クラブ保留児童数	32人	31人	31人	31人	31人
②確保の内容	32人	31人	31人	31人	31人
②―①	0人	0人	0人	0人	0人

【実績値】

区分	令和2年度 (4月1日実績)	令和3年度 (4月1日実績)	令和4年度 (4月1日実績)	令和5年度 (4月1日実績)	令和6年度 (4月1日実績)
①学童クラブ保留児童数	8人	14人	12人	0人	0人
②利用実績	3人	14人	9人	0人	0人
②―①	▲5人	0人	▲3人	0人	0人

※前頁の表の【計画値】【実績値】の⑤保留児童数は、上表の①学童クラブ保留児童数と同じ数になっています。

(9) 妊婦健康診査

妊婦が定期的に行う健康診査の費用を助成する事業です。妊娠した全ての方に対し保健師等が母子健康手帳の交付時に面接を行い、健康診査の受診を促しています。

【計画値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	受診者数	476人	476人	484人	499人
	延べ受診回数	5,454回	5,541回	5,725回	5,996回

【実績値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績	受診者数	589人	621人	566人
	延べ受診回数	4,317回	4,647回	4,357回

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

保健師等が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する相談や助言、情報提供等を行い、養育環境の把握に努めています。

【計画値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	492人	492人	500人	515人	531人

【実績値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問実績	405人	364人	347人	337人
0歳児人口	471人	417人	409人	382人

（各年度延べ人数）

※0歳児人口については、各年4月1日時点の人数

(11) 養育支援訪問事業

子育てに対して不安や孤立感を抱えるなど養育支援を特に必要とする家庭に対して、子育て経験者等による育児や家事の援助又は保健師等による相談、助言等を行っています。

【計画値】

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	訪問実家庭数	8か所	8か所	9か所	9か所	9か所
	訪問延べ件数	117件	117件	133件	133件	133件

【実績値】

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問実績	訪問実家庭数	7か所	6か所	1か所	1か所
	訪問延べ件数	68件	60件	117件	10件

（各年度延べ件数）

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

教育・保育給付認定保護者のうち生活保護世帯の日用品・文房具等に要する費用を補助するほか、施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用を補助します。

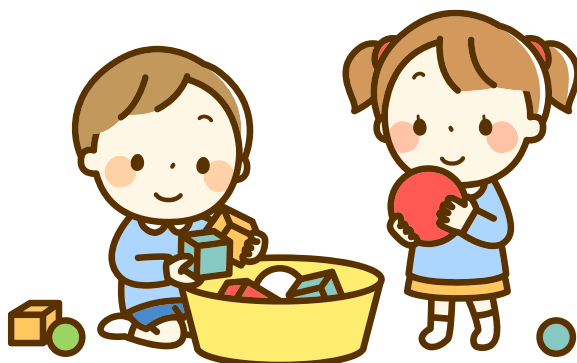
【計画値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,166 人	1,183 人	1,170 人	1,148 人	1,126 人

【実績値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績	754 人	755 人	847 人	941 人

(各年度延べ人数)



4 子どもの未来応援プランの評価

「子どもの未来応援プラン」では、基本理念である「子どもの幸せな未来を応援するまち武蔵村山～全ての子どもたちとその家庭を見守り支援する～」の実現のため、6つの基本目標を掲げて施策に取り組みました。

基本目標1 支援につなげる・支援をつなぐ

子どもや子育て家庭に対する適切な支援を包括的かつ早期に講じていくため、庁内各部署や関係機関の連携により、社会の支えを必要とする子どもや家庭に支援をつなぐ取組を行いました。

「市民なやみごと相談窓口」において生活や福祉に関する悩みごとについての相談を総合的に受け付け、各種の支援につなげました。

また、子ども家庭総合支援拠点としての子ども家庭支援センターと、子育て世代包括支援センターとしての「ハグはぐ・むらやま」を含む母子保健部門を統合した子ども家庭センターを設置し、妊産婦や子育て家庭に一体的に相談支援を行う体制を整備しました。

基本目標2 子どもの学びを応援

いわゆる貧困の連鎖を断ち切るため、家庭環境や世帯の経済状況にかかわらず、子どもが自分の能力や可能性を伸ばせるよう、教育・学習に関わる支援を行いました。

経済的な理由によって就学が困難な児童及び生徒の保護者に対し学用品等の費用を援助する就学援助費の支給など、子育てに係る経済的な負担の軽減に取り組みました。

また、家庭の事情等により、家庭での学習が困難であり、又は学習習慣が十分に身についていない児童・生徒に対し、地域と学校の連携・協働により放課後等に学習支援を行う「地域未来塾」を実施しました。

基本目標3 生活を応援

幼稚園や保育園における子育て支援サービスの提供や児童館や学童クラブ等における放課後等の安全な居場所の確保に取り組みました。

市内の児童館等を活用し、就学前の子どもとその保護者へ安心・安全な遊び場を提供し、子育て相談に応じる健やかひろば事業を実施しました。

また、地域の子どもや保護者が立ち寄り、食事を通して交流を行う子ども食堂の運営に対し補助金を交付しました。

妊娠・出産期からの親子の健康増進に努めるとともに、生活全般に関する支援策として家事や育児に関する援助等を実施しました。

基本目標4 仕事を応援

子どもが安定した生活を送るために、保護者が就労による収入を確保することが重要です。仕事と両立して安心して子どもを育てられるよう、子育て世帯の安定的な経済基盤を築くため、就労支援員による就業相談等の就労支援や就職につながる資格取得に関する情報提供を行いました。

また、ひとり親家庭に対しては、職業訓練に係る給付金の支給など自立に向けた支援を行いました。

基本目標5 経済的な支援

妊娠、出産、子育て期まで切れ目なく、多方面から子育てに関連する経済的負担の軽減につながる支援を行いました。

出産や子育てに関する様々なニーズに即し必要な支援につなぐ伴走型相談支援と出産・育児関連用品購入費等の支給による経済的な支援を一体的に実施する「出産・子育て応援事業」や、児童手当等の各種手当の支給、子どもの医療費の助成、ひとり親家庭に対する児童扶養手当や福祉資金の貸付等の様々な経済的支援を実施しました。

基本目標6 社会全体で応援

子どもや子育て家庭が必要な情報を得ることができ、必要な支援が受けられるよう、地域における市民活動への支援や市民への情報提供を行いました。

「武蔵村山市ボランティア・市民活動センター」では、ボランティアや市民活動に係る相談、情報提供、講座の実施など、ボランティアや市民活動の総合的な支援を行いました。

また、子育て家庭が地域で安心して生活できるよう、市内の各地域において住民からの相談に応じ援助する民生・児童委員の活動を支援しました。

第3節 ニーズ調査等の結果からみられる現状

1 子育て支援に関するニーズ調査

(1) 調査の概要

ア 調査の目的

武蔵村山市子ども計画の策定に当たり、市民の教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用希望、子どもと子育て世帯を取り巻く状況などを把握することを目的として実施したものです。

イ 調査対象

調査の種類	調査対象者
就学前児童（0～5歳）の保護者	市内在住の小学校就学前（0～5歳）の子ども保護者を無作為抽出
小学生（1～6年生）の保護者	市内在住の小学生（1～6年生）の子ども保護者を無作為抽出

ウ 調査期間

令和5年12月1日から12月22日まで

エ 調査方法

郵送配付・郵送回収及びインターネット回答

オ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	1,000通	329通 (うちWEB 109通)	32.9%
小学生の保護者	1,000通	359通 (うちWEB 114通)	35.9%
合計	2,000通	688通 (うちWEB 223通)	34.4%

カ 調査結果の表示方法

- 本計画書では、ニーズ調査報告書から主な項目のみを掲載しています。
- 回答者数（該当者数）を100%として算出し、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないこと、複数回答の設問では全ての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表の記載に当たり、調査票の質問文、選択肢等の文言を一部簡略化している場合があります。

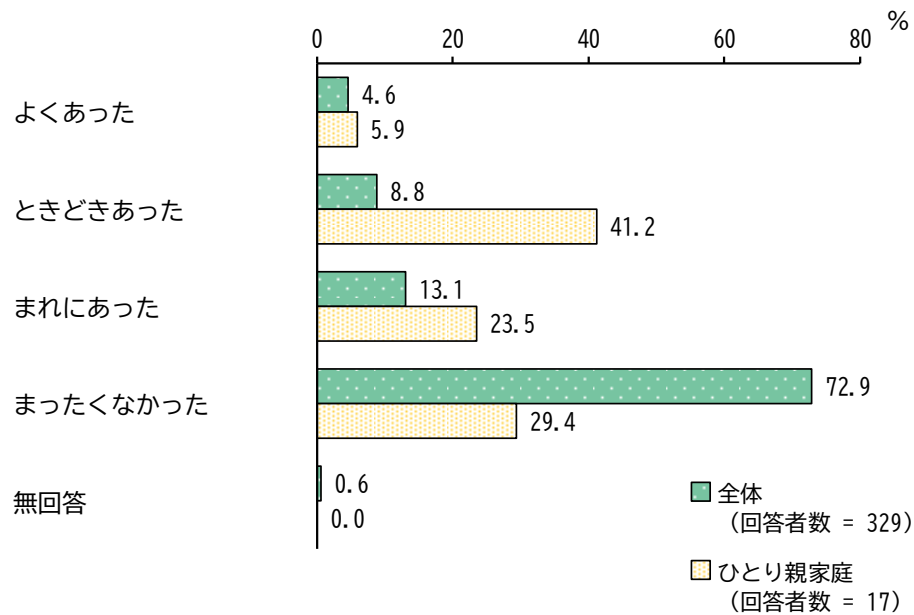
(2) 就学前児童（0～5歳）の保護者の調査結果

ア 収入状況などについて

経済的な理由で食料や衣服が買えなかったことの有無（単数回答）

「まったくなかった」の割合が72.9%と最も高く、次いで「まれにあった」の割合が13.1%となっています。

また、ひとり親家庭で「ときどきあった」の割合が高くなっています。



【家庭類型別】

家庭類型別に見ると、ひとり親家庭で「ときどきあった」の割合が高くなっています。

単位：％

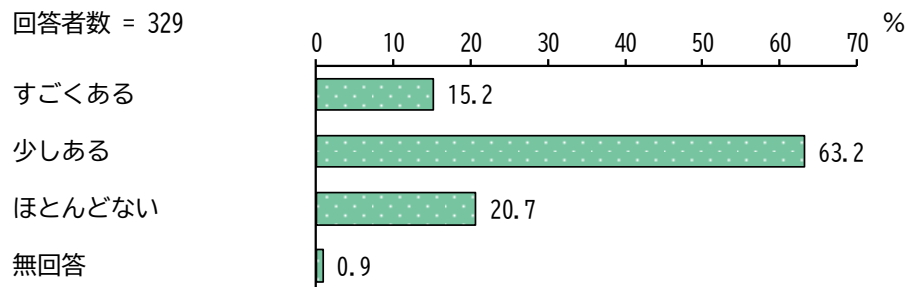
区分	回答者数 (件)	よくあ った	ときど きあ った	まれに あ った	ま た た く な か つ た	無 回 答
全体	329	4.6	8.8	13.1	72.9	0.6
ひとり親家庭	17	5.9	41.2	23.5	29.4	-
共働き家庭	204	5.4	3.9	12.7	77.0	1.0
専業主婦・主夫	82	2.4	13.4	11.0	73.2	-

※クロス集計のため、有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。

イ 子どもの育ちを取り巻く環境について

子育ての不安や悩みなどの有無（単数回答）

「少しある」の割合が63.2%と最も高く、次いで「ほとんどない」の割合が20.7%、「すごくある」の割合が15.2%となっています。

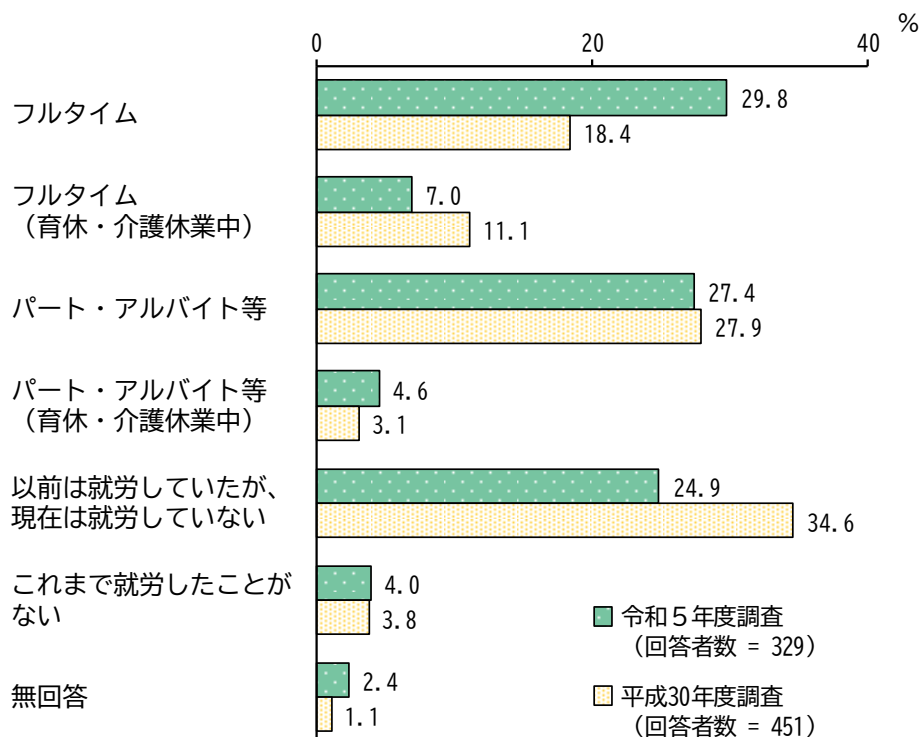


ウ 保護者の就労状況について

① 母親の現在の就労状況（単数回答）

「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」の割合が29.8%と高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない」の割合が27.4%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が24.9%となっています。

平成30年度調査と比較すると「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加している一方で、「パート・アルバイトで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合及び「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



② 定期的な教育・保育の事業の利用状況（単数回答）

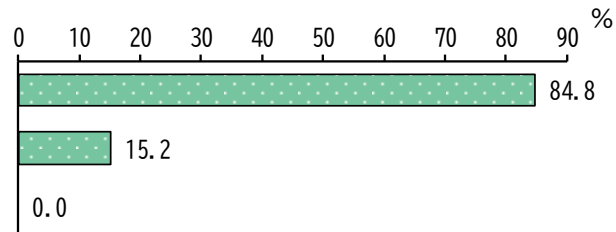
「利用している」の割合が84.8%、「利用していない」の割合が15.2%となっています。

回答者数 = 329

利用している

利用していない

無回答



エ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 利用している教育・保育の事業（複数回答）

「認可保育所」の割合が55.2%と高く、次いで「幼稚園」の割合が39.8%となっています。

回答者数 = 279

認可保育所

幼稚園

その他の認可外の保育施設

認証保育所

認定こども園

家庭的保育

事業所内保育施設

幼稚園の預かり保育

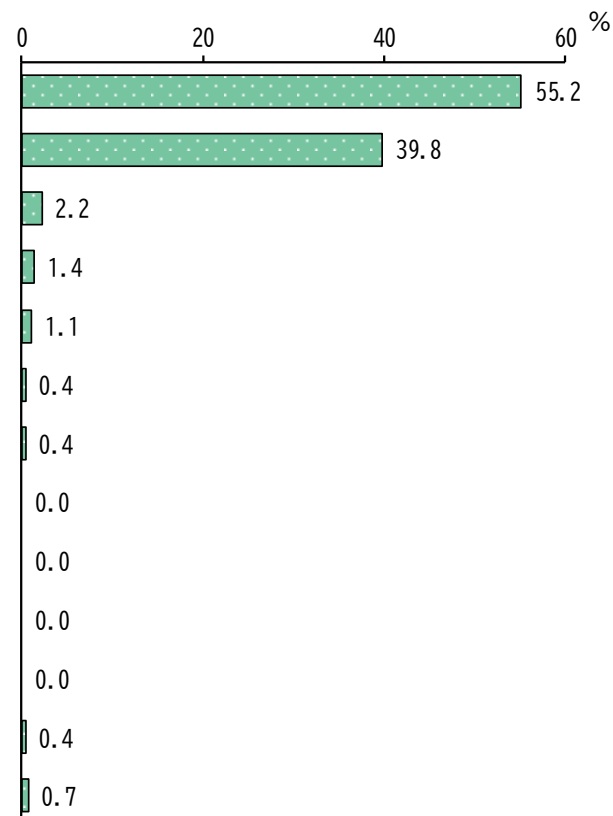
小規模な保育施設

ファミリー・サポート・センター

居宅訪問型保育

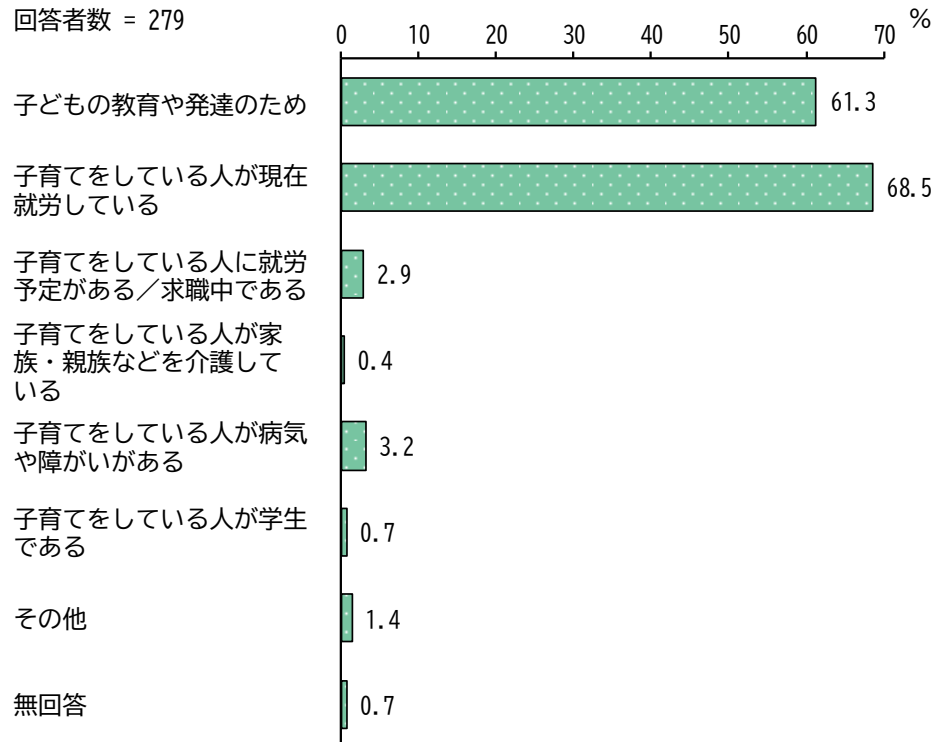
その他

無回答



② 定期的に教育・保育の事業を利用されている理由（複数回答）

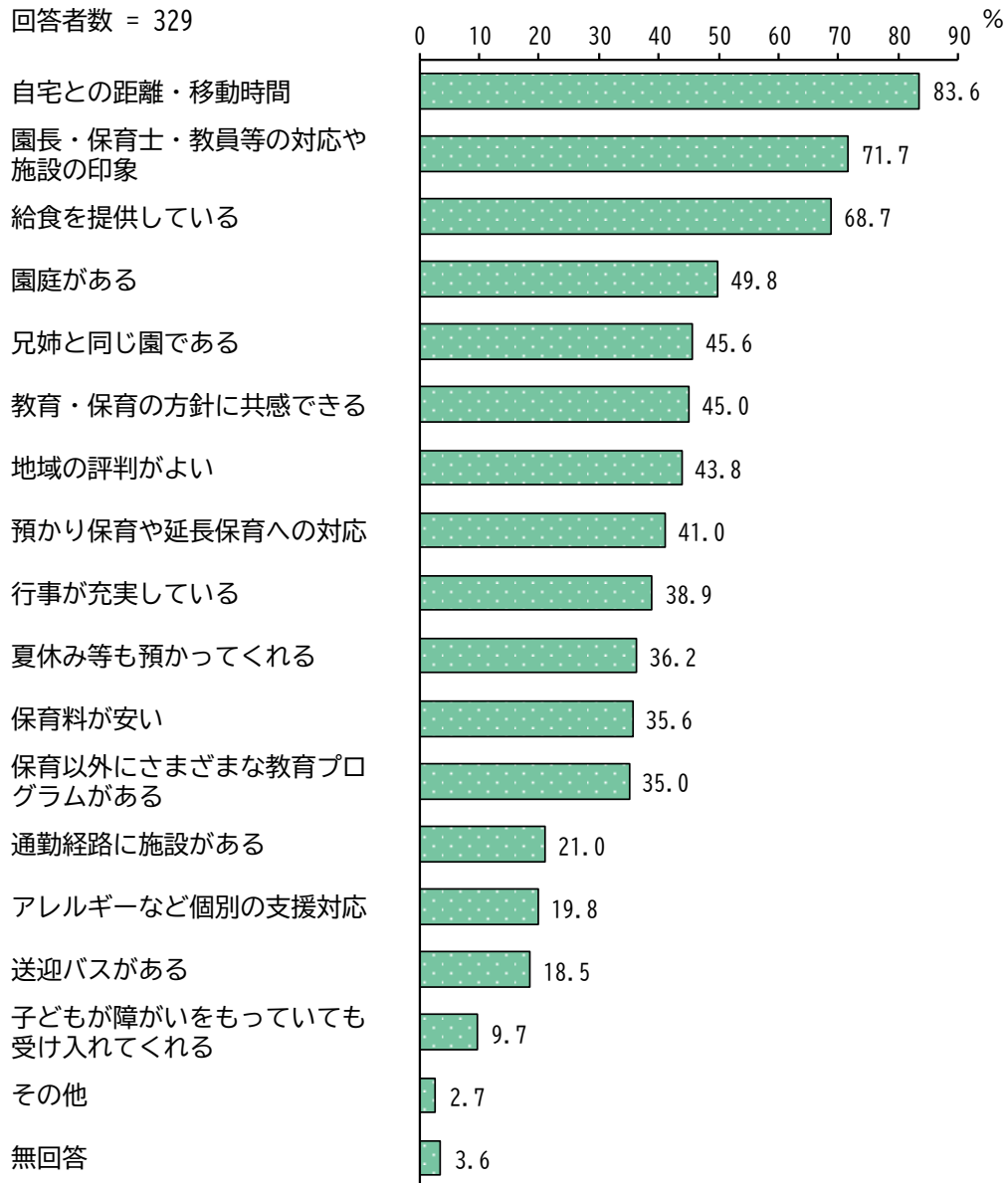
「子育てをしている人が現在就労している」の割合が68.5%と高く、次いで「子どもの教育や発達のため」の割合が61.3%となっています。



③ 教育・保育サービス（施設）を選ぶ際に重視すること（複数回答）

「自宅との距離・移動時間」の割合が83.6%と最も高く、次いで「園長・保育士・教員等の対応や施設の印象」の割合が71.7%、「給食を提供している」の割合が68.7%となっています。

回答者数 = 329



オ 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 市内保育所で実施している『子育てセンター』の利用状況（単数回答）

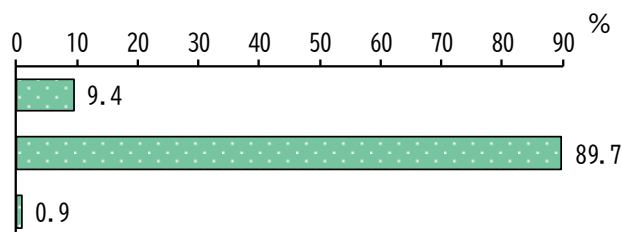
「利用している」の割合が9.4%、「利用していない」の割合が89.7%となっています。

回答者数 = 329

利用している

利用していない

無回答



【家庭類型別】

全ての区分で「利用していない」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	利用している	利用していない	無回答
全体	329	9.4	89.7	0.9
ひとり親家庭	17	-	94.1	5.9
共働き家庭	204	4.9	94.6	0.5
専業主婦・主夫	82	22.0	76.8	1.2

※クロス集計のため、有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。

② 「地域子育て支援拠点事業」（『子育てセンター』）の利用意向（単数回答）

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が72.9%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が16.4%となっています。

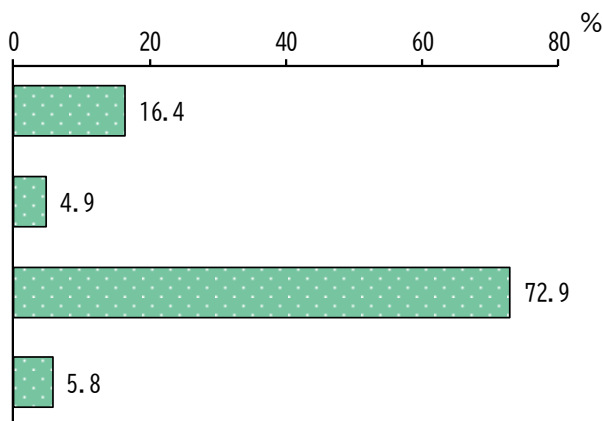
回答者数 = 329

利用していないが、今後
利用したい

すでに利用しているが、
今後利用日数を増やしたい

新たに利用したり、利用
日数を増やしたいとは思
わない

無回答

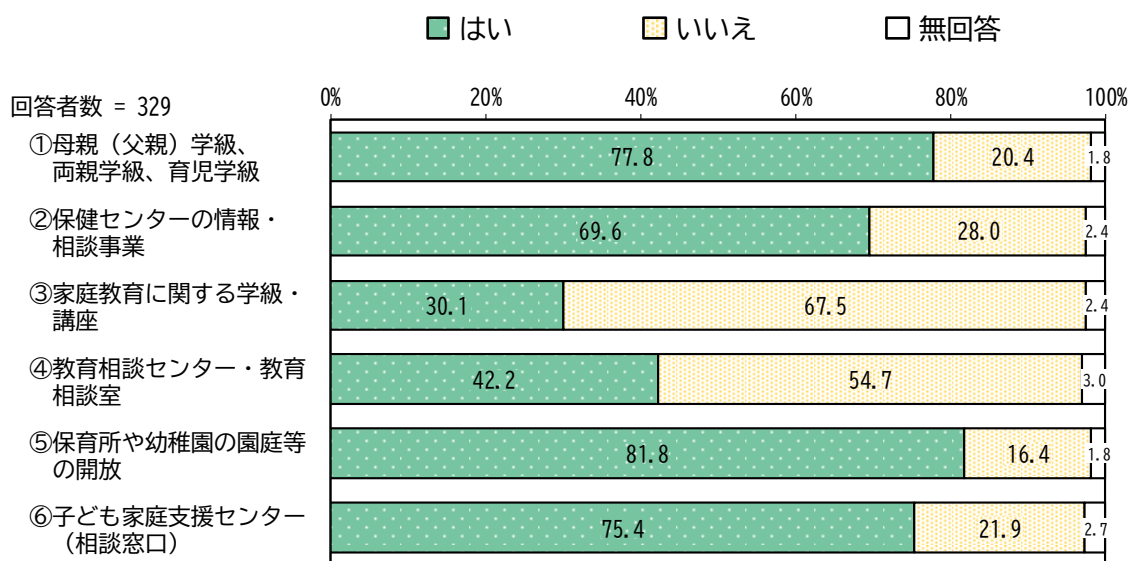


③ 事業の認知度（単数回答）

【A 知っている】

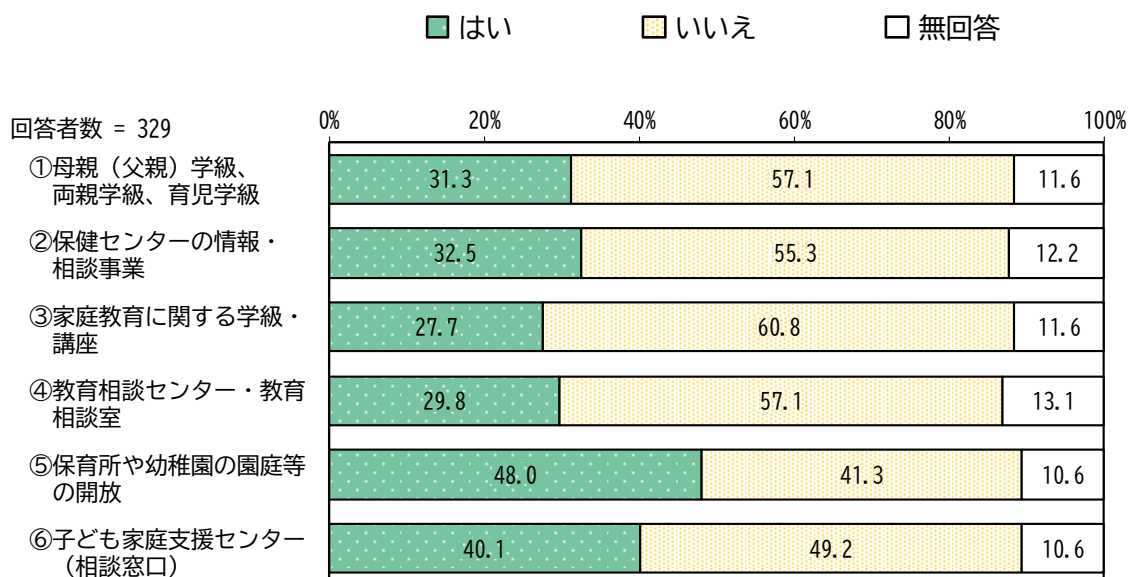
『①母親（父親）学級、両親学級、育児学級』、『②保健センターの情報・相談事業』、『⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放』、『⑥子ども家庭支援センター（相談窓口）』で「はい（知っている）」の割合が高くなっています。

一方、『③家庭教育に関する学級・講座』、『④教育相談センター・教育相談室』で「いいえ（知らない）」の割合が高くなっています。



④ 事業の利用意向（単数回答）

『⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放』で「はい（利用したい）」の割合が高くなっています。

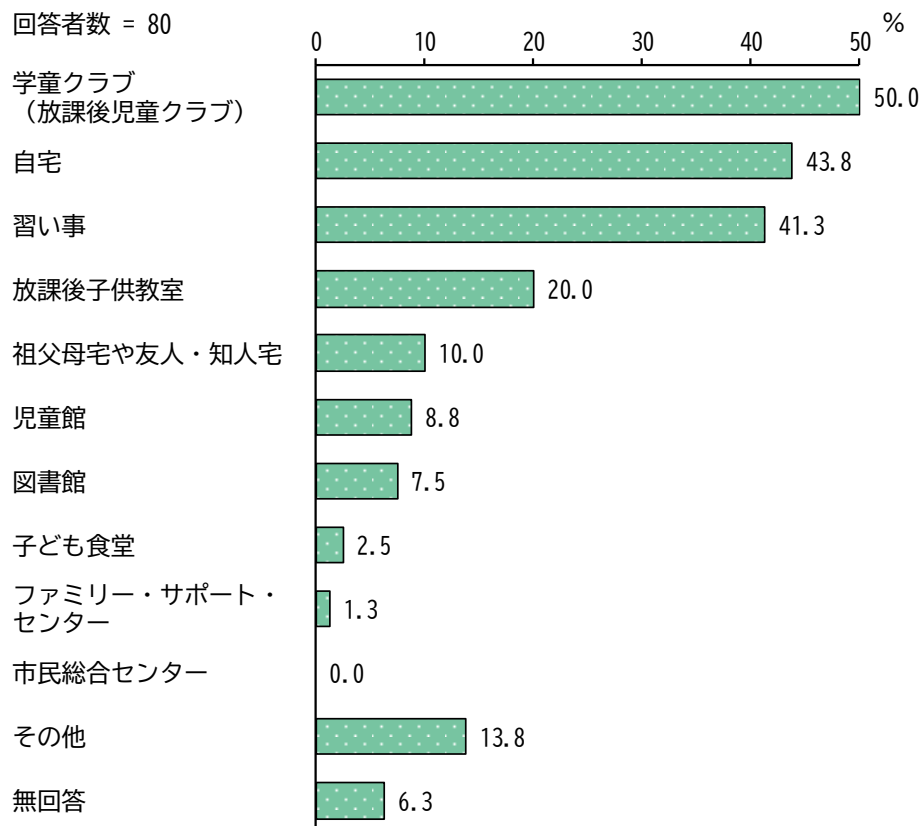


カ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

平日の放課後に過ごさせたい場所（複数回答）

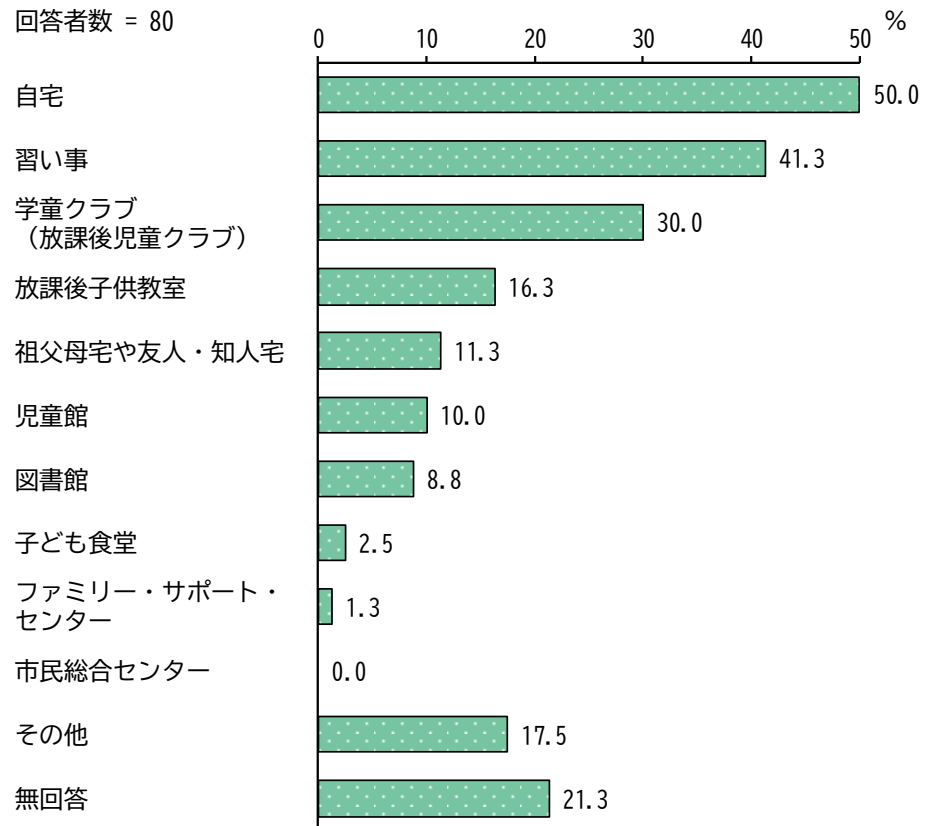
【小学校低学年（１～３年生）】

「学童クラブ（放課後児童クラブ）」の割合が50.0%と高く、次いで「自宅」の割合が43.8%、「習い事」の割合が41.3%となっています。



【小学校高学年（４～６年生）】

「自宅」の割合が50.0%と高く、次いで「習い事」の割合が41.3%、「学童クラブ（放課後児童クラブ）」の割合が30.0%となっています。



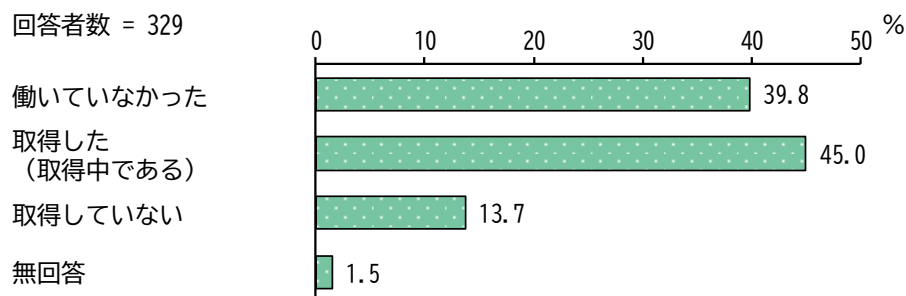
キ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

① お子さんが生まれたときに育児休業を取得したか

【お母さん】（単数回答）

「取得した（取得中である）」の割合が45.0%と高く、次いで「働いていなかった」の割合が39.8%、「取得していない」の割合が13.7%となっています。

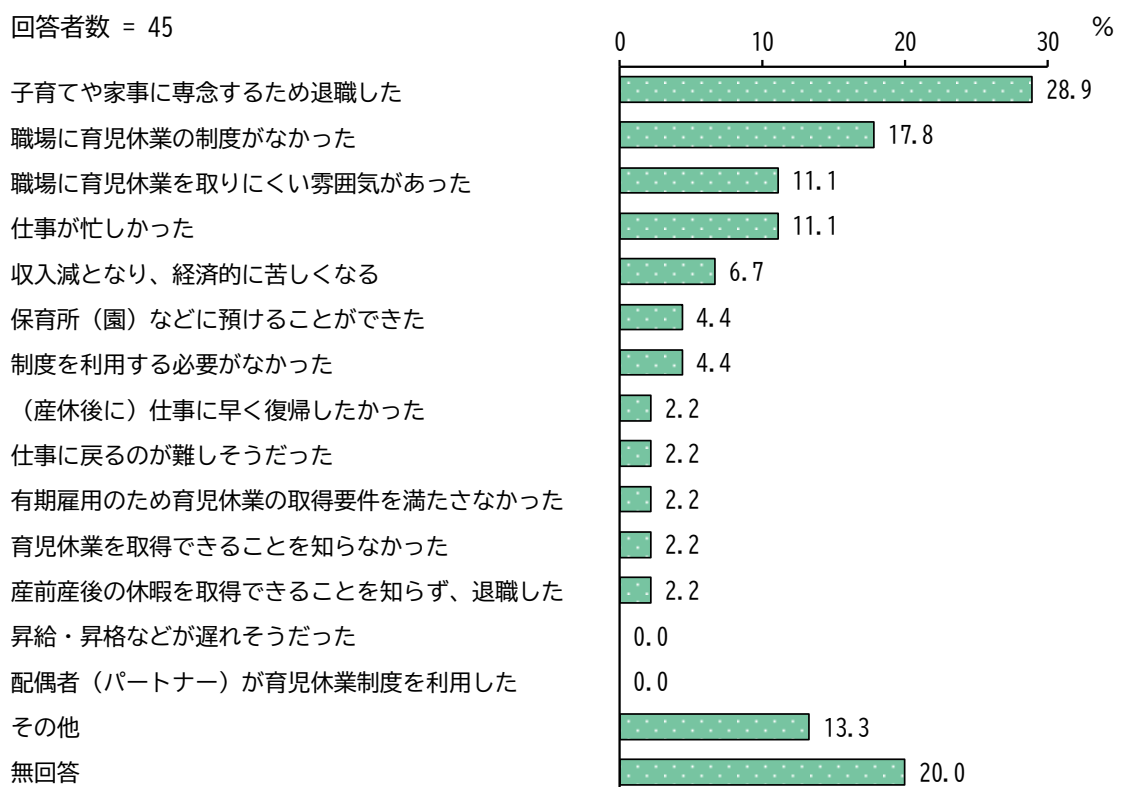
回答者数 = 329



【取得していない理由】（複数回答）

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が28.9%と高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が17.8%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「仕事が忙しかった」の割合が11.1%となっています。

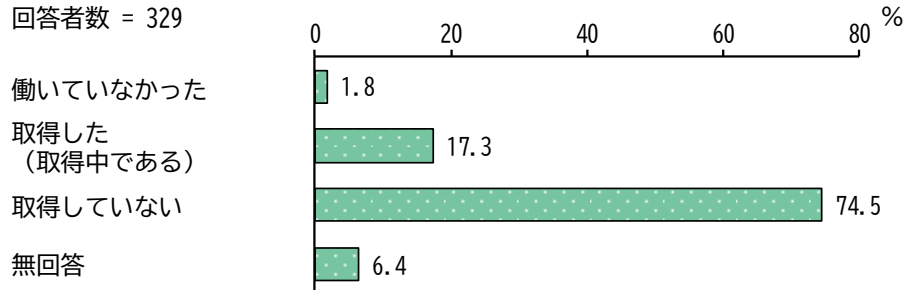
回答者数 = 45



【お父さん】（単数回答）

「取得していない」の割合が74.5%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が17.3%となっています。

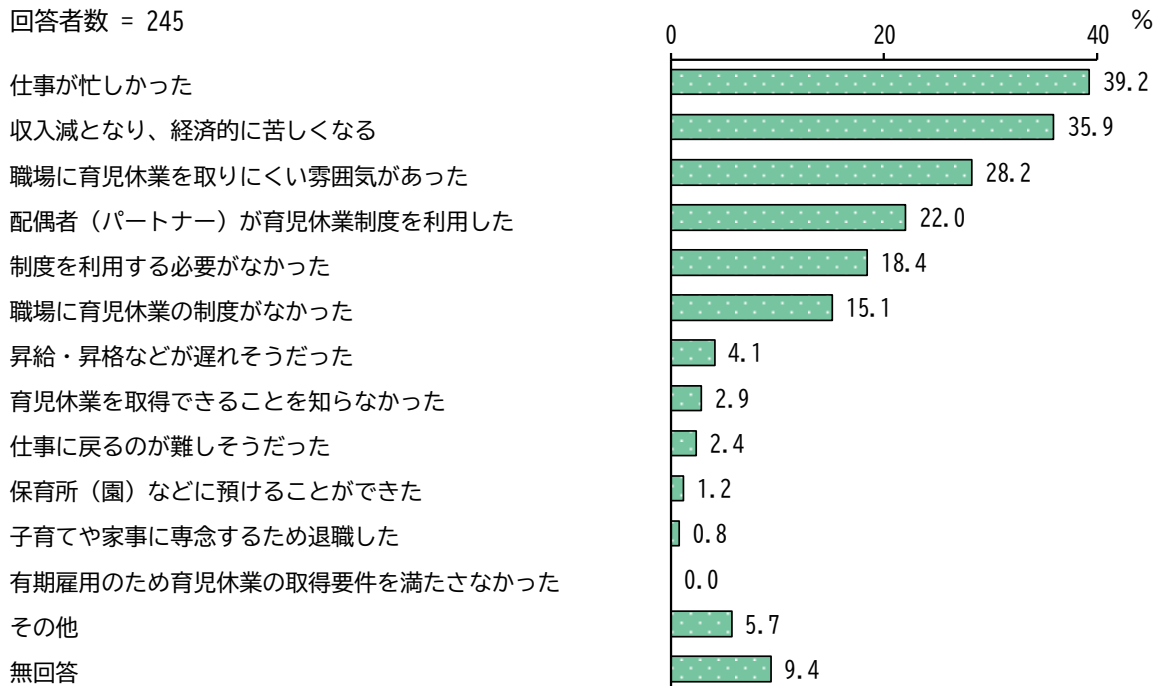
回答者数 = 329



【取得していない理由】（複数回答）

「仕事が忙しかった」の割合が39.2%と高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が35.9%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が28.2%となっています。

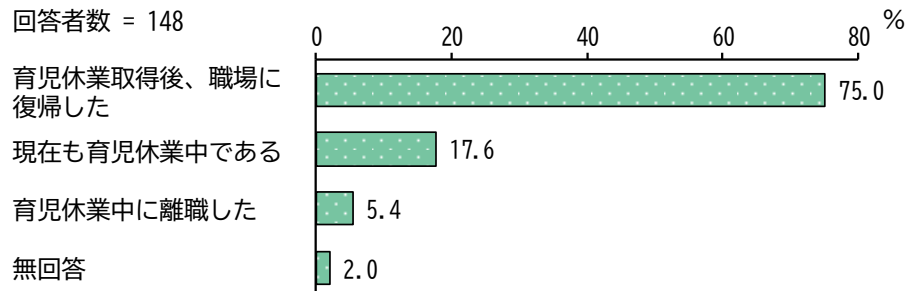
回答者数 = 245



② 育児休業取得後、職場に復帰したか（単数回答）

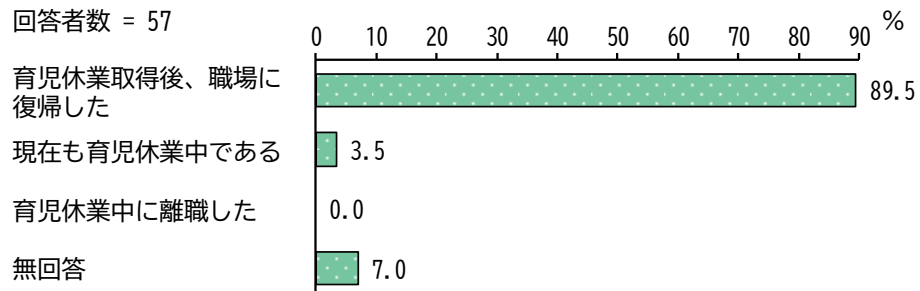
【お母さん】

「育児休業取得後、職場に復帰した」の割合が75.0%と最も高く、次いで「現在も育児休業中である」の割合が17.6%となっています。



【お父さん】

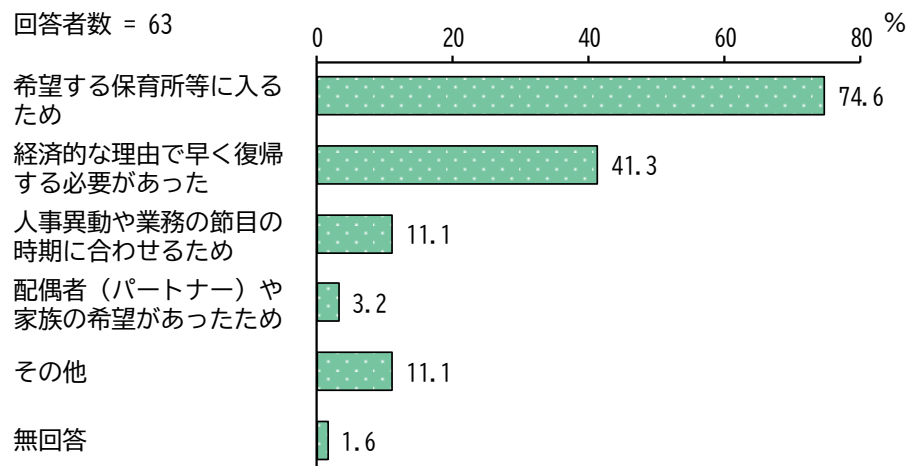
「育児休業取得後、職場に復帰した」の割合が89.5%と最も高くなっています。



③ 希望の時期に職場復帰しなかった理由（複数回答）

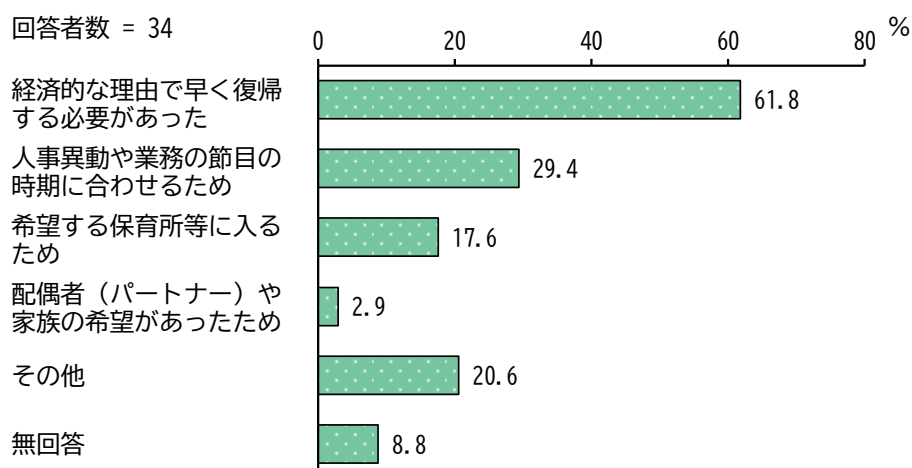
【希望より早く復帰した方（お母さん）】

「希望する保育所等に入るため」の割合が74.6%と最も高く、次いで「経済的な理由で早く復帰する必要があった」の割合が41.3%、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」の割合が11.1%となっています。



【希望より早く復帰した方（お父さん）】

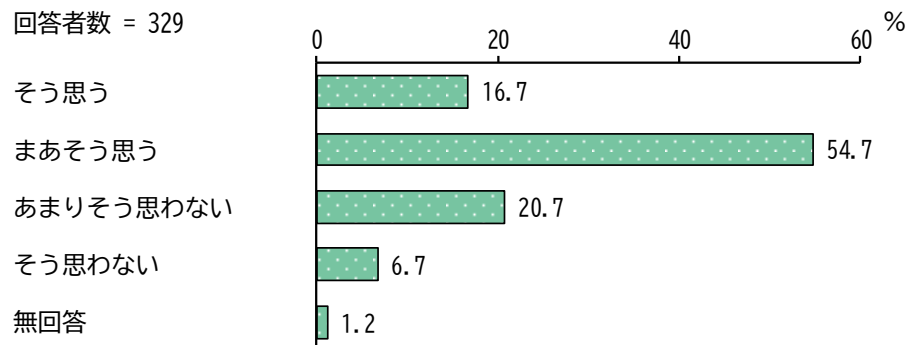
「経済的な理由で早く復帰する必要があった」の割合が61.8%と高く、次いで「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」の割合が29.4%、「希望する保育所等に入るため」の割合が17.6%となっています。



ク 子どもの育ちをめぐる環境について

武蔵村山市は安心して子どもを産み育てることができるまちだと思うか（単数回答）

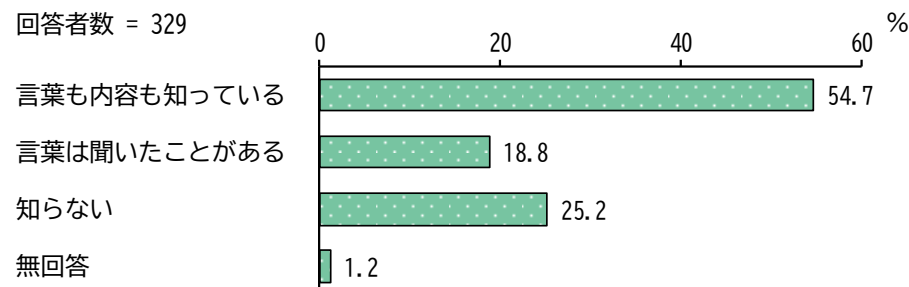
「まあそう思う」の割合が54.7%と高く、次いで「あまりそう思わない」の割合が20.7%、「そう思う」の割合が16.7%となっています。



ケ ヤングケアラーについて

ヤングケアラーという言葉の認知度（単数回答）

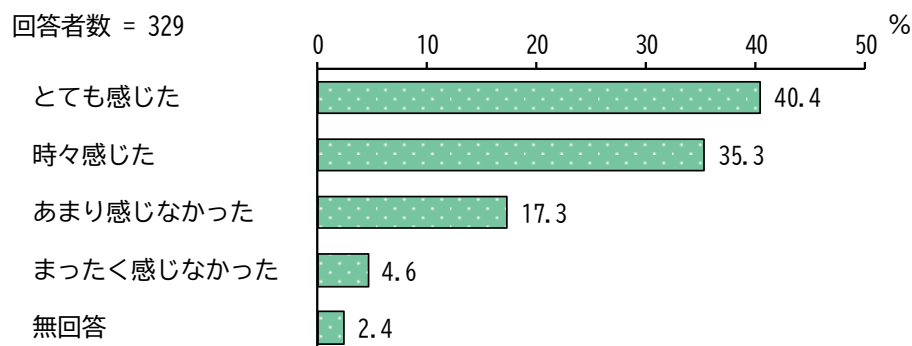
「言葉も内容も知っている」の割合が54.7%と高く、次いで「知らない」の割合が25.2%、「言葉は聞いたことがある」の割合が18.8%となっています。



コ 産後ケアと子育て支援策について

① 産後に不安や負担は感じたか（単数回答）

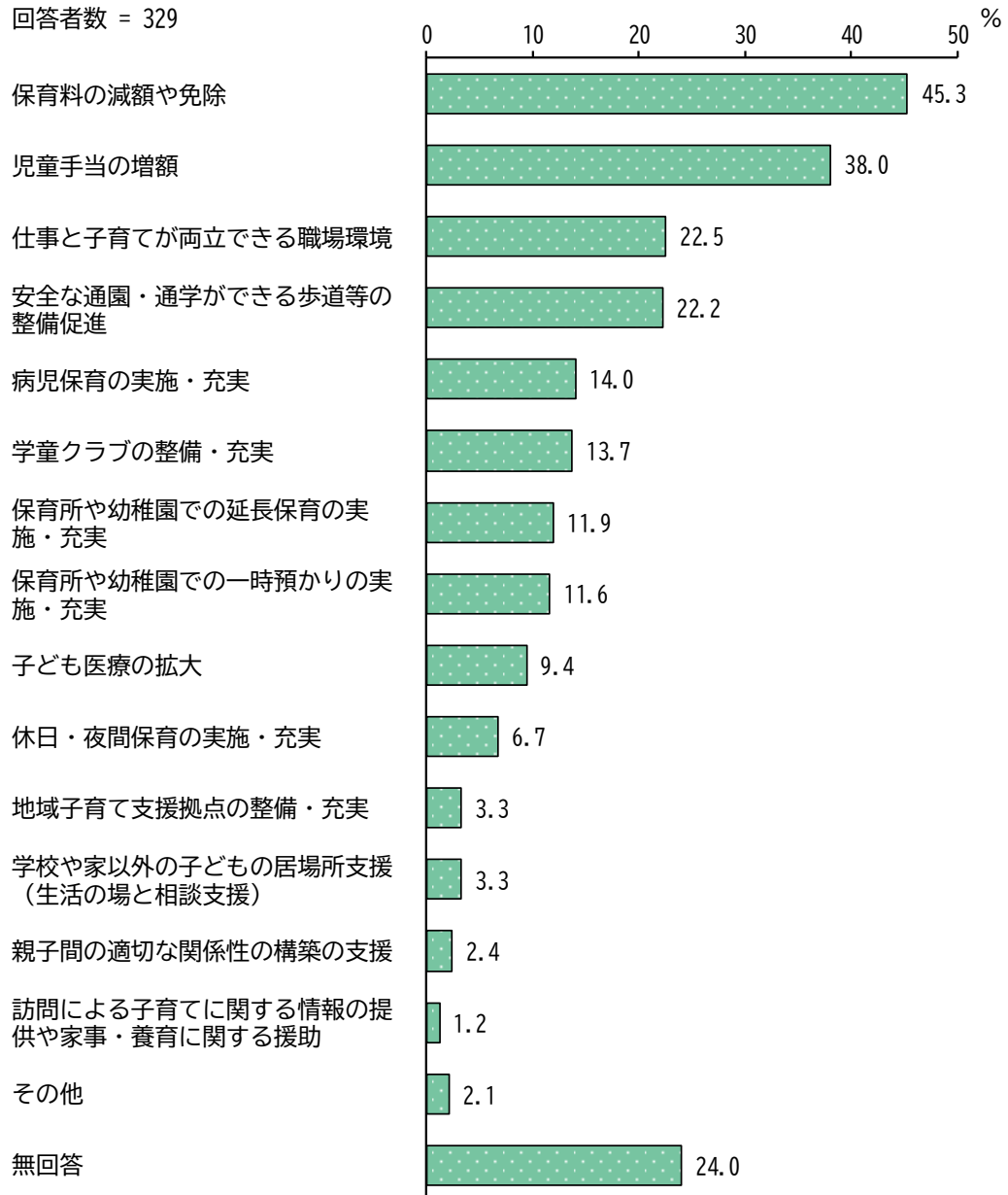
「とても感じた」の割合が40.4%と高く、次いで「時々感じた」の割合が35.3%、「あまり感じなかった」の割合が17.3%となっています。



② 必要と思う子育て支援策（3つまで○）

「保育料の減額や免除」の割合が45.3%と高く、次いで「児童手当の増額」の割合が38.0%、「仕事と子育てが両立できる職場環境」の割合が22.5%となっています。

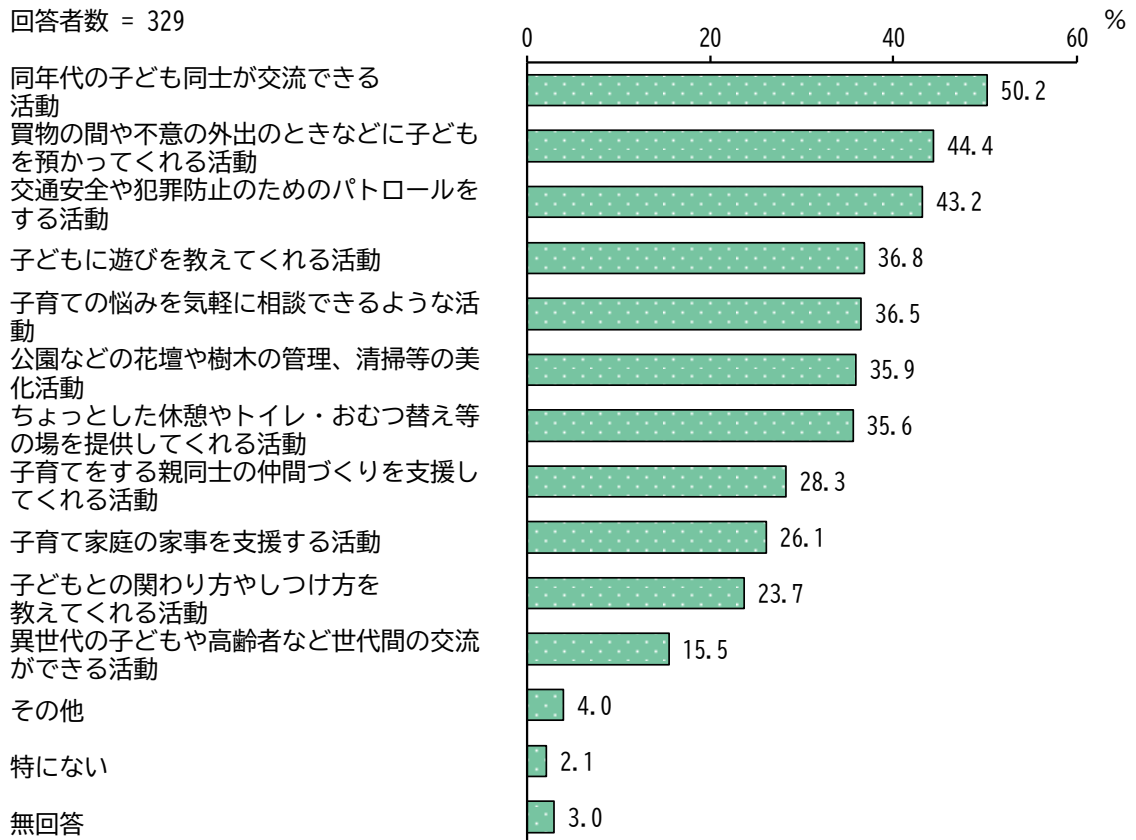
回答者数 = 329



③ 身近な地域にあるとよい活動（複数回答）

「同年代の子ども同士が交流できる活動」の割合が50.2%と高く、次いで「買物の間や不意の外出のときなどに子どもを預かってくれる活動」の割合が44.4%、「交通安全や犯罪防止のためのパトロールをする活動」の割合が43.2%となっています。

回答者数 = 329

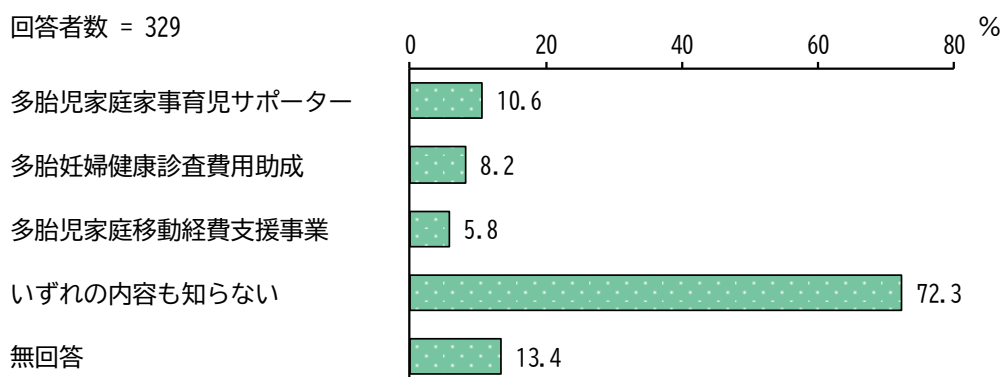


サ 多胎児家庭支援事業について

多胎児家庭支援事業について知っているか（複数回答）

「いずれの内容も知らない」の割合が72.3%と最も高く、次いで「多胎児家庭家事育児サポーター」の割合が10.6%となっています。

回答者数 = 329

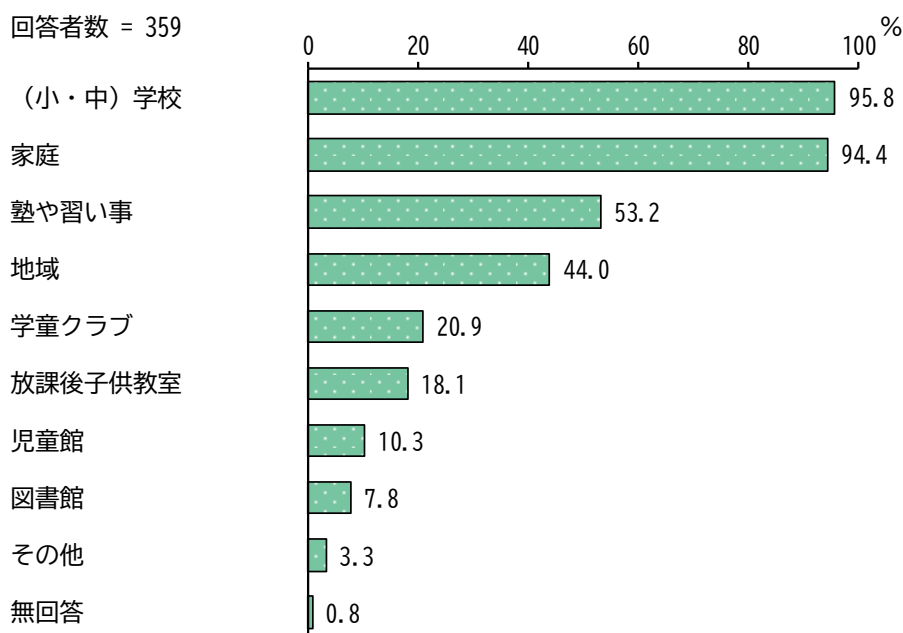


(3) 小学生（１～６年生）の保護者の調査結果

ア 子どもの育ちを取り巻く環境について

子育てに影響すると思う環境（複数回答）

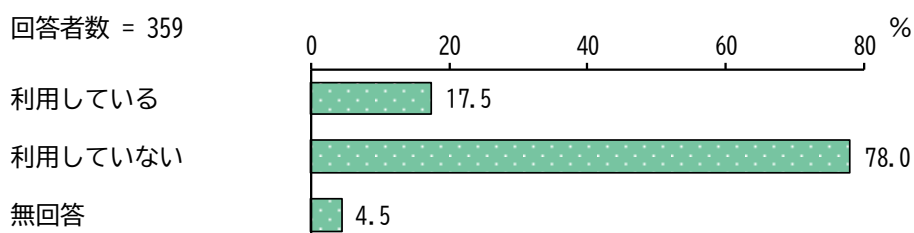
「(小・中) 学校」の割合が95.8%と最も高く、次いで「家庭」の割合が94.4%、「塾や習い事」の割合が53.2%となっています。



イ お子さんの「学童クラブ」の利用等について

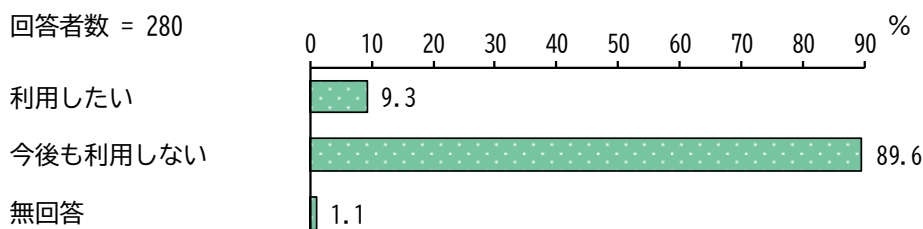
① 学童クラブの利用状況（単数回答）

「利用している」の割合が17.5%、「利用していない」の割合が78.0%となっています。



② 今後、学童クラブを利用したいか（単数回答）

「利用したい」の割合が9.3%、「今後も利用しない」の割合が89.6%となっています。

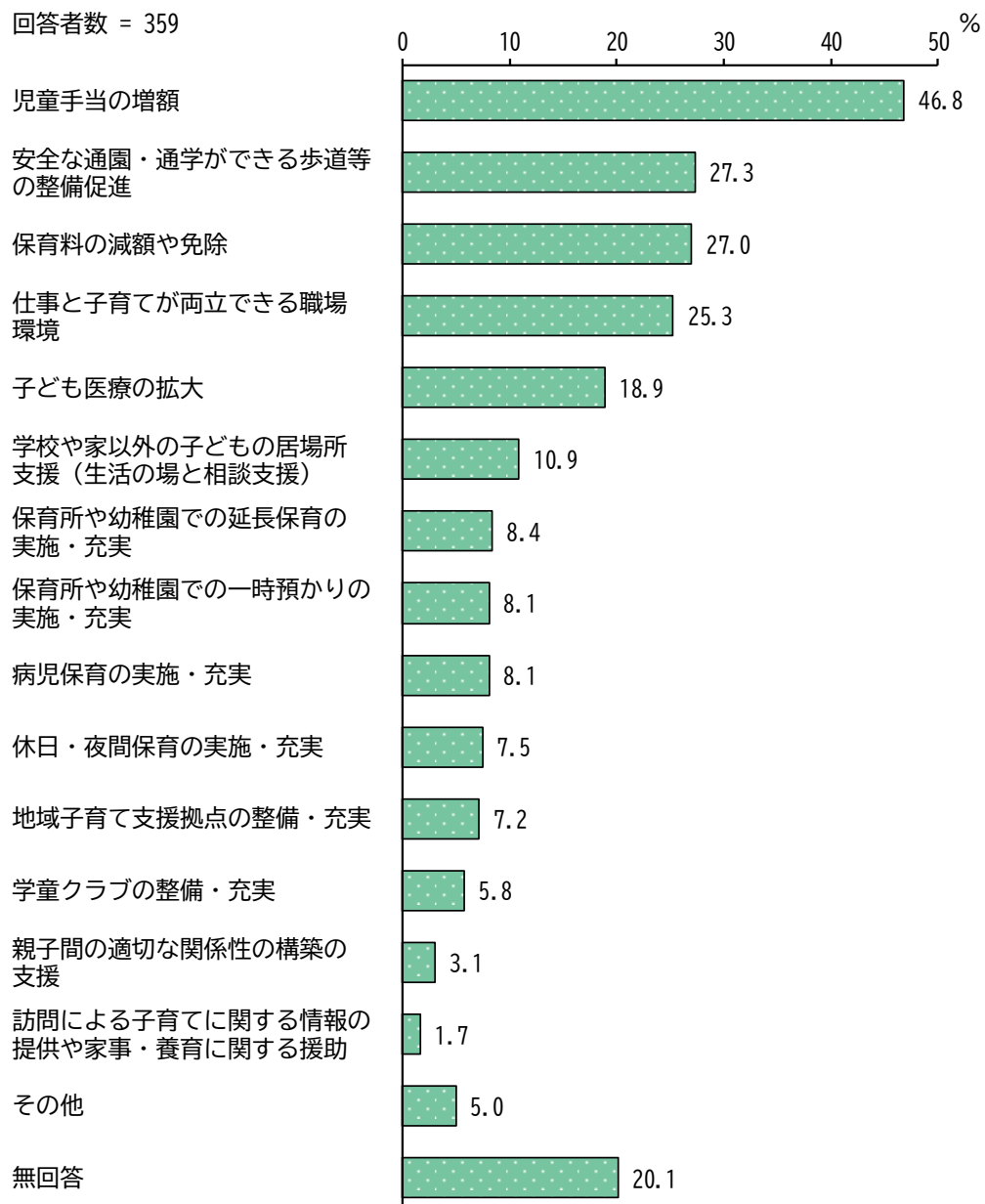


ウ 子育て支援策について

① 必要と思う子育て支援策（3つまで○）

「児童手当の増額」の割合が46.8%と高く、次いで「安全な通園・通学ができる歩道等の整備促進」の割合が27.3%、「保育料の減額や免除」の割合が27.0%となっています。

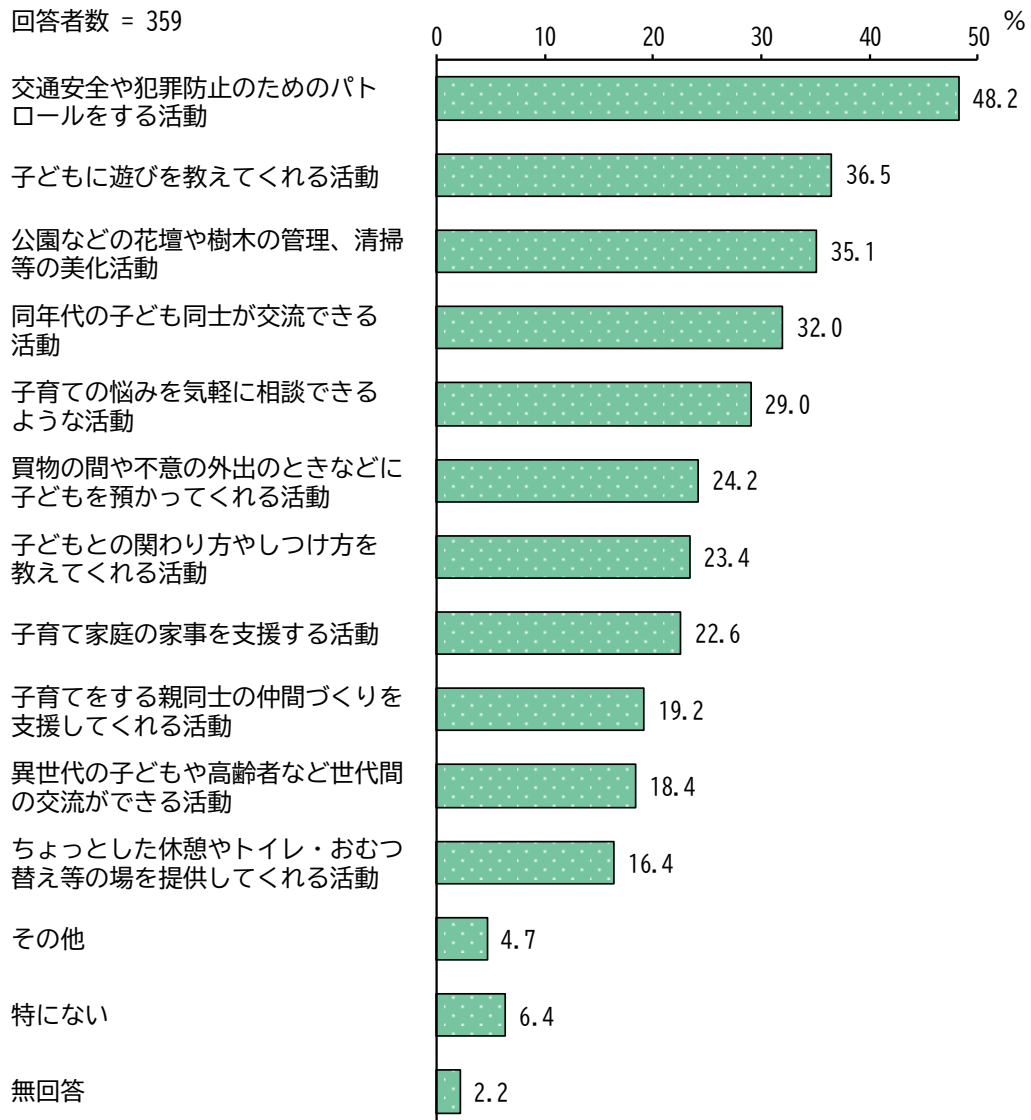
回答者数 = 359



② 子を持つ親にとって、身近な地域にあるとよい活動（複数回答）

「交通安全や犯罪防止のためのパトロールをする活動」の割合が48.2%と高く、次いで「子どもに遊びを教えてくれる活動」の割合が36.5%、「公園などの花壇や樹木の管理、清掃等の美化活動」の割合が35.1%となっています。

回答者数 = 359



2 ひとり親家庭ニーズ調査

(1) 調査の概要

ア 調査の目的

武蔵村山市子ども計画の策定に当たり、ひとり親家庭の子育て支援に関するニーズを把握することを目的として実施したものです。

イ 調査対象

令和5年11月時点でひとり親家庭の方

ウ 調査期間

令和5年12月1日から12月22日まで

エ 調査方法

郵送配付・郵送回収及びインターネット回答

オ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
ひとり親家庭	859 通	265 通 (うち WEB 60 通)	30.8%

カ 調査結果の表示方法

- 本計画書では、ニーズ調査報告書から主な項目のみを掲載しています。
- 回答者数（該当者数）を100%として算出し、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないこと、複数回答の設問では全ての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表の記載に当たり、調査票の質問文、選択肢等の文言を一部簡略化している場合があります。

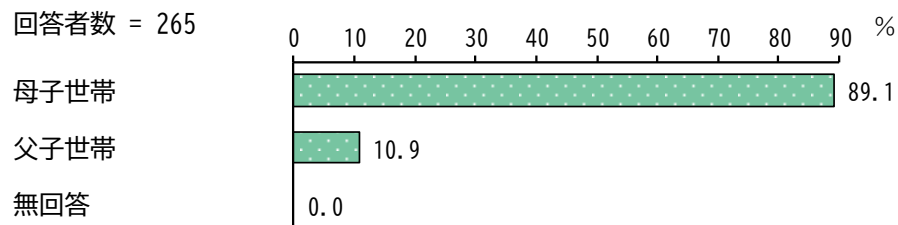
(2) 調査結果

ア 回答者属性

① 世帯について（単数回答）

「母子世帯」の割合が89.1%、「父子世帯」の割合が10.9%となっています。

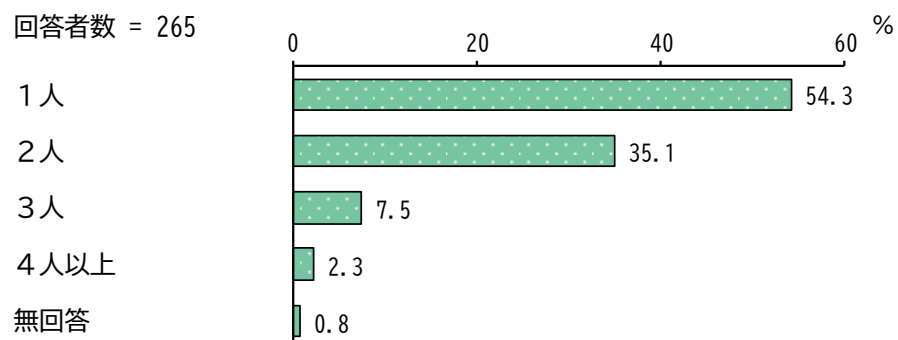
回答者数 = 265



② 同居している20歳未満の子どもの人数（単数回答）

「1人」の割合が54.3%と高く、次いで「2人」の割合が35.1%となっています。

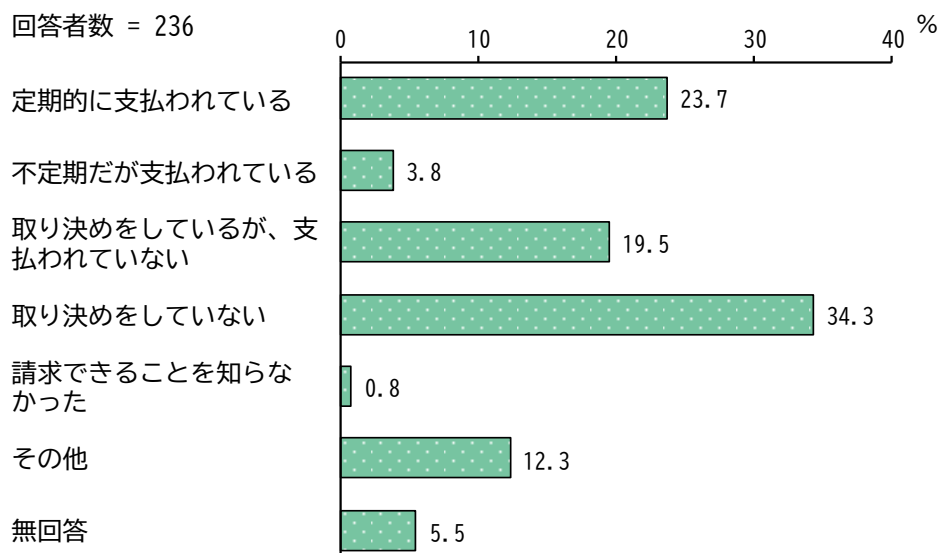
回答者数 = 265



③ 養育費は支払われているか（単数回答）

「取り決めをしていない」の割合が34.3%と高く、次いで「定期的に支払われている」の割合が23.7%、「取り決めをしているが、支払われていない」の割合が19.5%となっています。

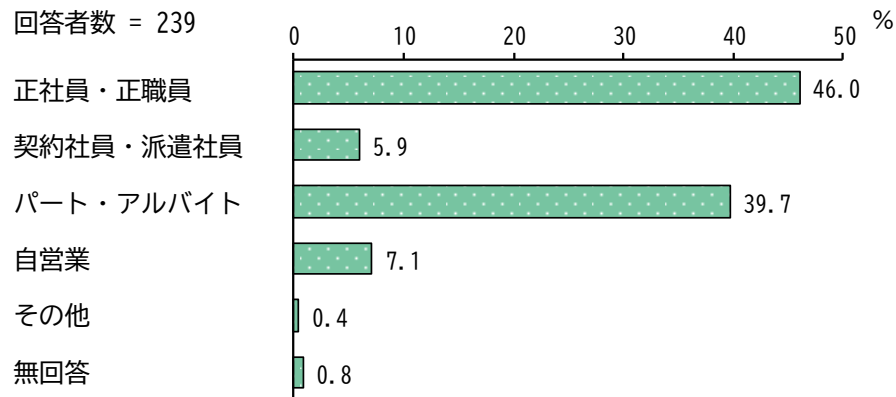
回答者数 = 236



イ 仕事（就労）について

勤務形態（単数回答）

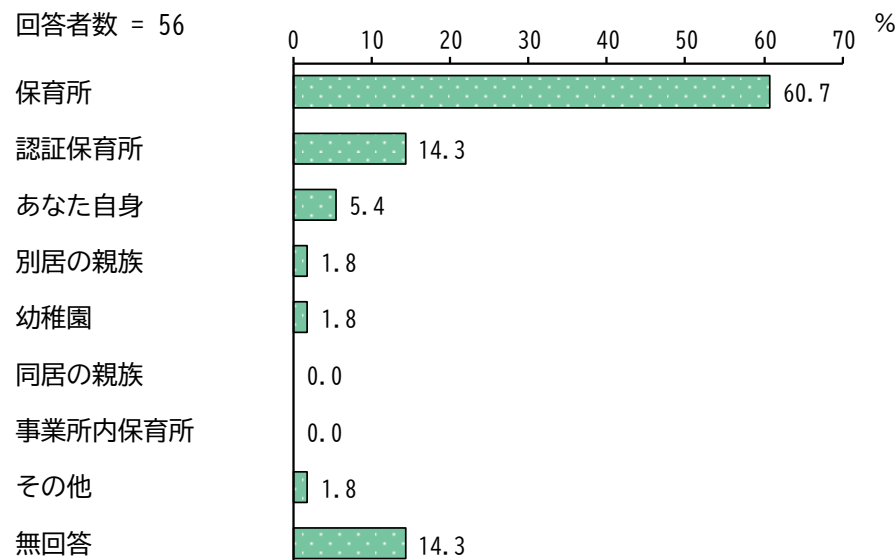
「正社員・正職員」の割合が46.0%と高く、次いで「パート・アルバイト」の割合が39.7%となっています。



ウ お子さんについて

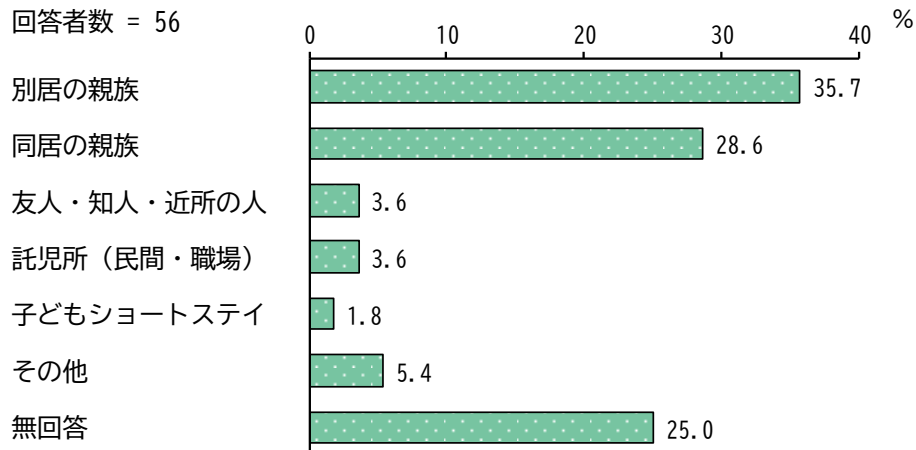
① 日中の保育を行う方（単数回答）

「保育所」の割合が60.7%と最も高く、次いで「認証保育所」の割合が14.3%となっています。



② 子どもの世話をできない場合の預け先（複数回答）

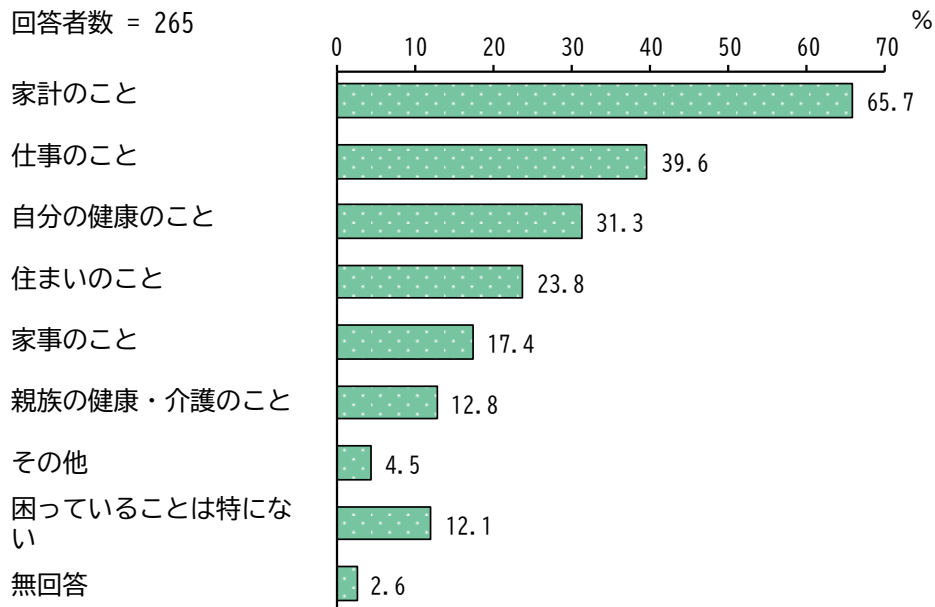
「別居の親族」の割合が35.7%と高く、次いで「同居の親族」の割合が28.6%となっています。



エ 困りごとについて

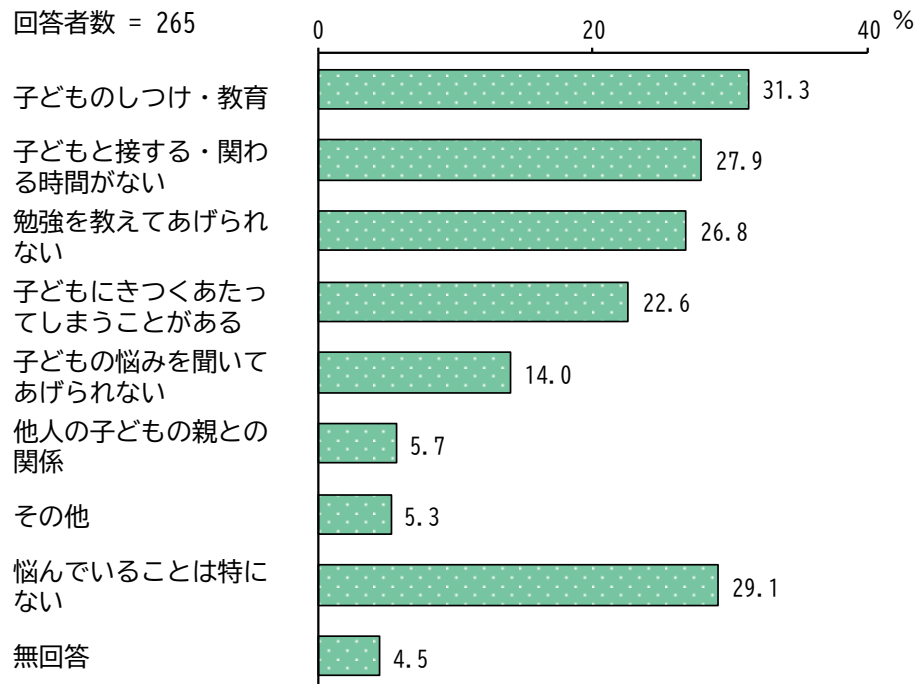
① 現在、困っていること（複数回答）

「家計のこと」の割合が65.7%と高く、次いで「仕事のこと」の割合が39.6%、「自分の健康のこと」の割合が31.3%となっています。



② 子育てや子どもとの関わりにおける悩み（複数回答）

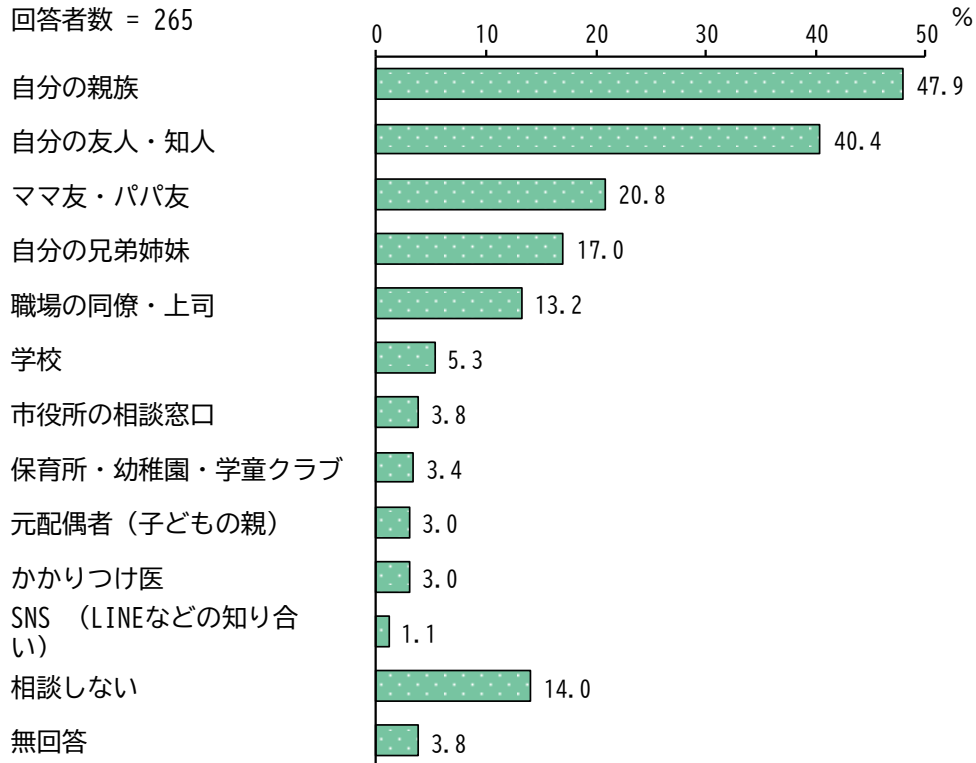
「子どものしつけ・教育」の割合が31.3%と高く、次いで「悩んでいることは特にない」の割合が29.1%、「子どもと接する・関わる時間がない」の割合が27.9%、「勉強を教えてあげられない」の割合が26.8%、「子どもにきつくあたってしまうことがある」の割合が22.6%となっています。



③ 困りごとや悩みごとの相談相手（3つまで○）

「自分の親族」の割合が47.9%と高く、次いで「自分の友人・知人」の割合が40.4%、「ママ友・パパ友」の割合が20.8%となっています。

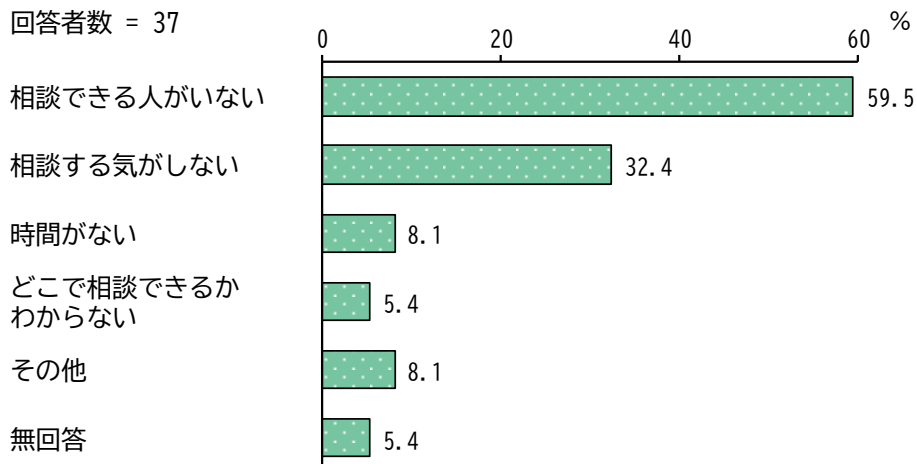
回答者数 = 265



④ 相談しない理由（複数回答）

「相談できる人がいない」の割合が59.5%と最も高く、次いで「相談する気がしない」の割合が32.4%となっています。

回答者数 = 37



3 生活実態調査

(1) 調査の概要

ア 調査の目的

武蔵村山市子ども計画の策定に当たり、本市の子どもを取り巻く現状や取り組むべき課題を把握することを目的として実施したものです。

イ 調査対象

調査の種類	調査対象者
小学5年生	市立学校に在籍されている小学5年生全員
中学2年生	市立学校に在籍されている中学2年生全員
小学生保護者	市立学校に在籍されている小学5年生の保護者全員
中学生保護者	市立学校に在籍されている中学2年生の保護者全員
16～17歳本人	16～17歳全員
16～17歳の保護者	16～17歳の保護者全員

ウ 調査期間

小学5年生・中学2年生とその保護者：令和5年12月1日から12月22日まで
16～17歳とその保護者：令和6年2月1日から2月19日まで

エ 調査方法

郵送配布・郵送回収及びインターネット回答

オ 回収状況

① 小学5年生・中学2年生とその保護者

	配 布 数	有効回答数	有効回答率
小学5年生全員	668通	198通 (うちWEB 34通)	29.6%
中学2年生全員	734通	193通 (うちWEB 45通)	26.3%
小学生保護者全員	668通	217通 (うちWEB 55通)	32.5%
中学生保護者全員	734通	222通 (うちWEB 76通)	30.2%
合 計	2,804通	830通 (うちWEB 210通)	29.6%

② 16～17 歳とその保護者

	配 布 数	有効回答数	有効回答率
16～17 歳本人全員	748 通	138 通 (うち WEB 8 通)	18.4%
16～17 歳の保護者全員	748 通	146 通 (うち WEB 14 通)	19.5%
合 計	1,496 通	284 通 (うち WEB 22 通)	19.0%

カ 調査結果の表示方法

- 本計画書では、生活実態調査報告書から主な項目のみを掲載しています。
- 回答者数（該当者数）を100%として算出し、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないこと、複数回答の設問では全ての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表の記載に当たり、調査票の質問文、選択肢等の文言を一部簡略化している場合があります。

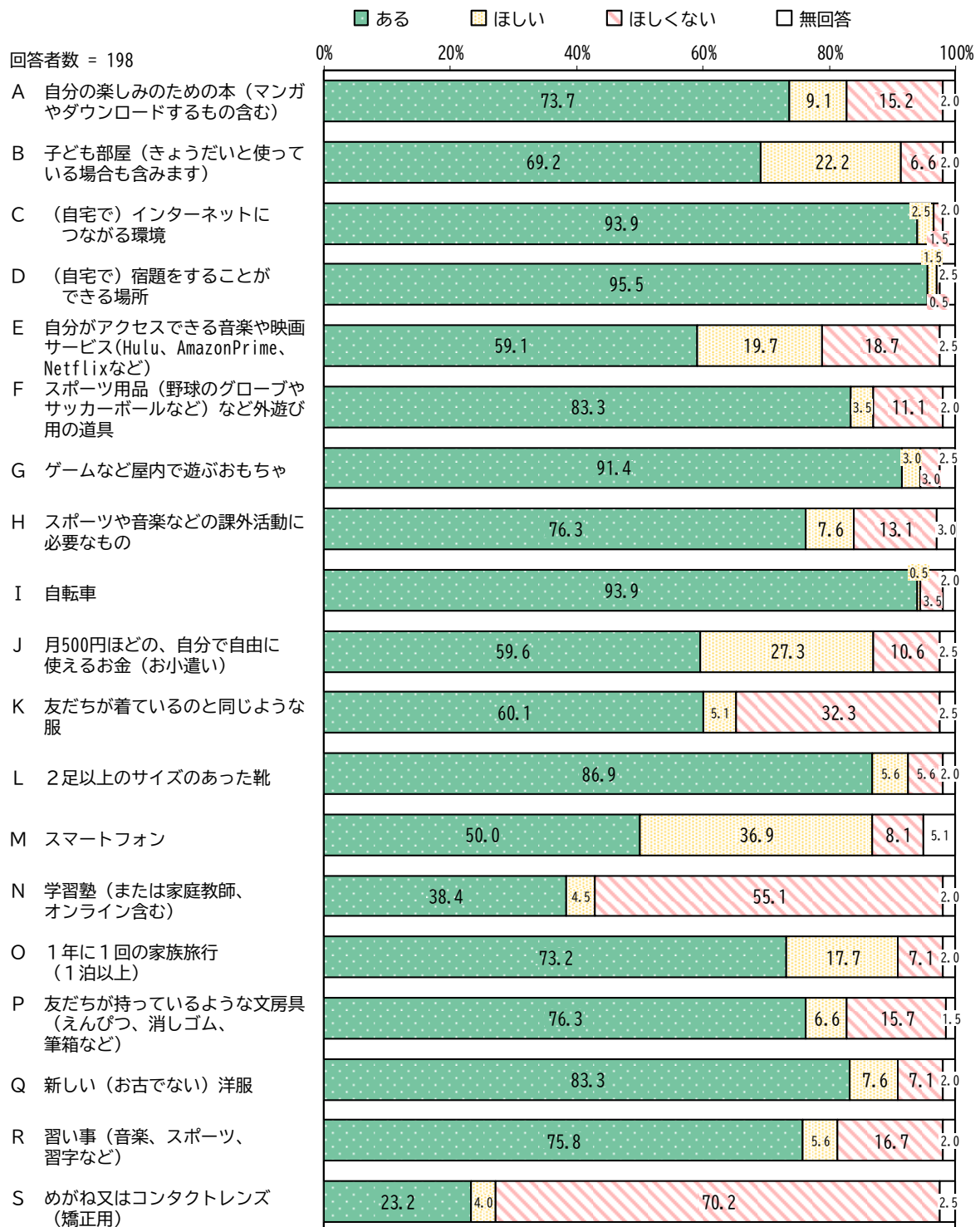
(2) 調査結果

ア 子どもの生活水準（所有物と体験）

① 所有物の状況（単数回答）

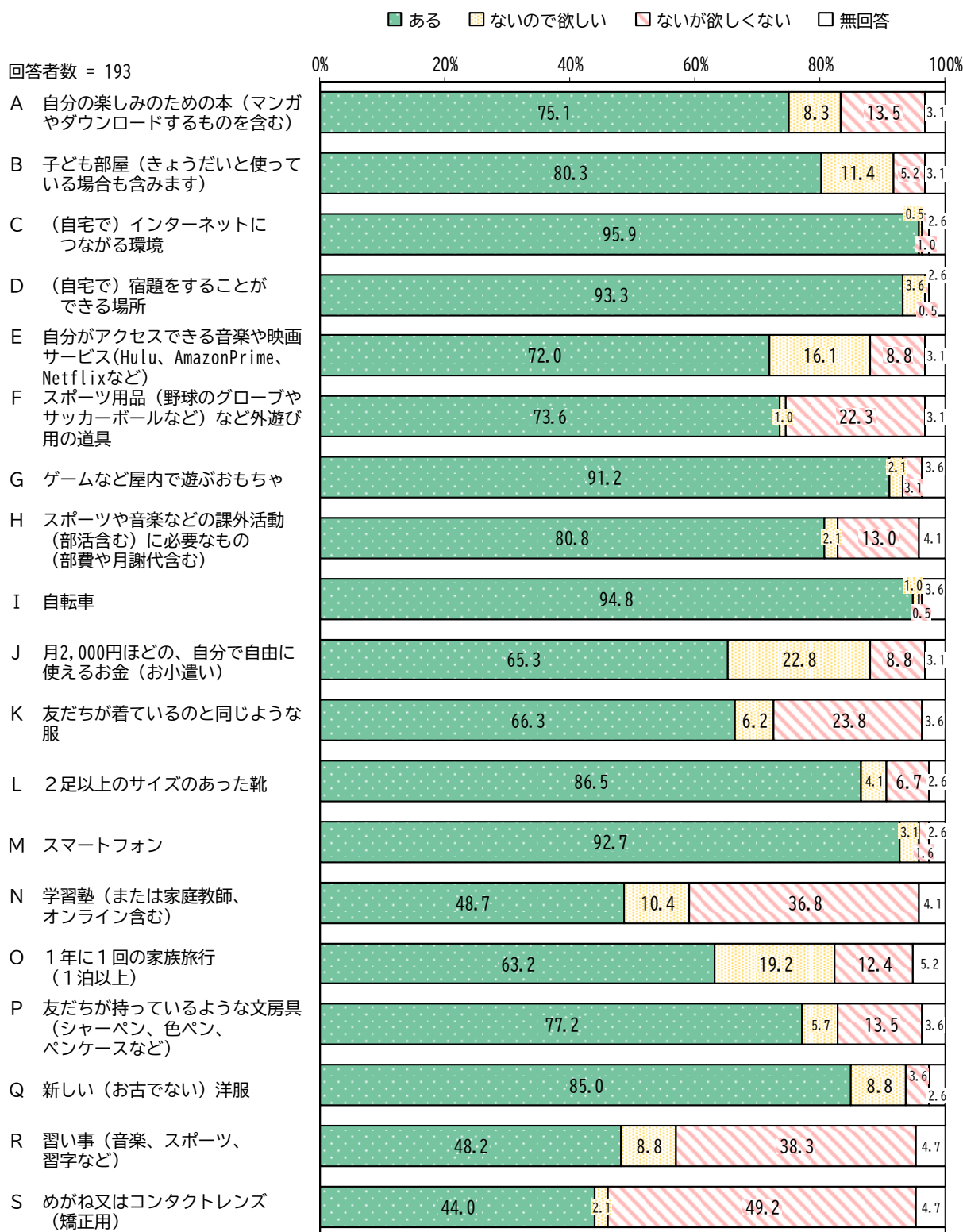
小学5年生で「ほしい」としたものの（こと）は、『M スマートフォン』の割合が36.9%と最も高く、次いで『J 月500円ほどの、自分で自由に使えるお金（お小遣い）』の割合が27.3%となっています。

【小学5年生】



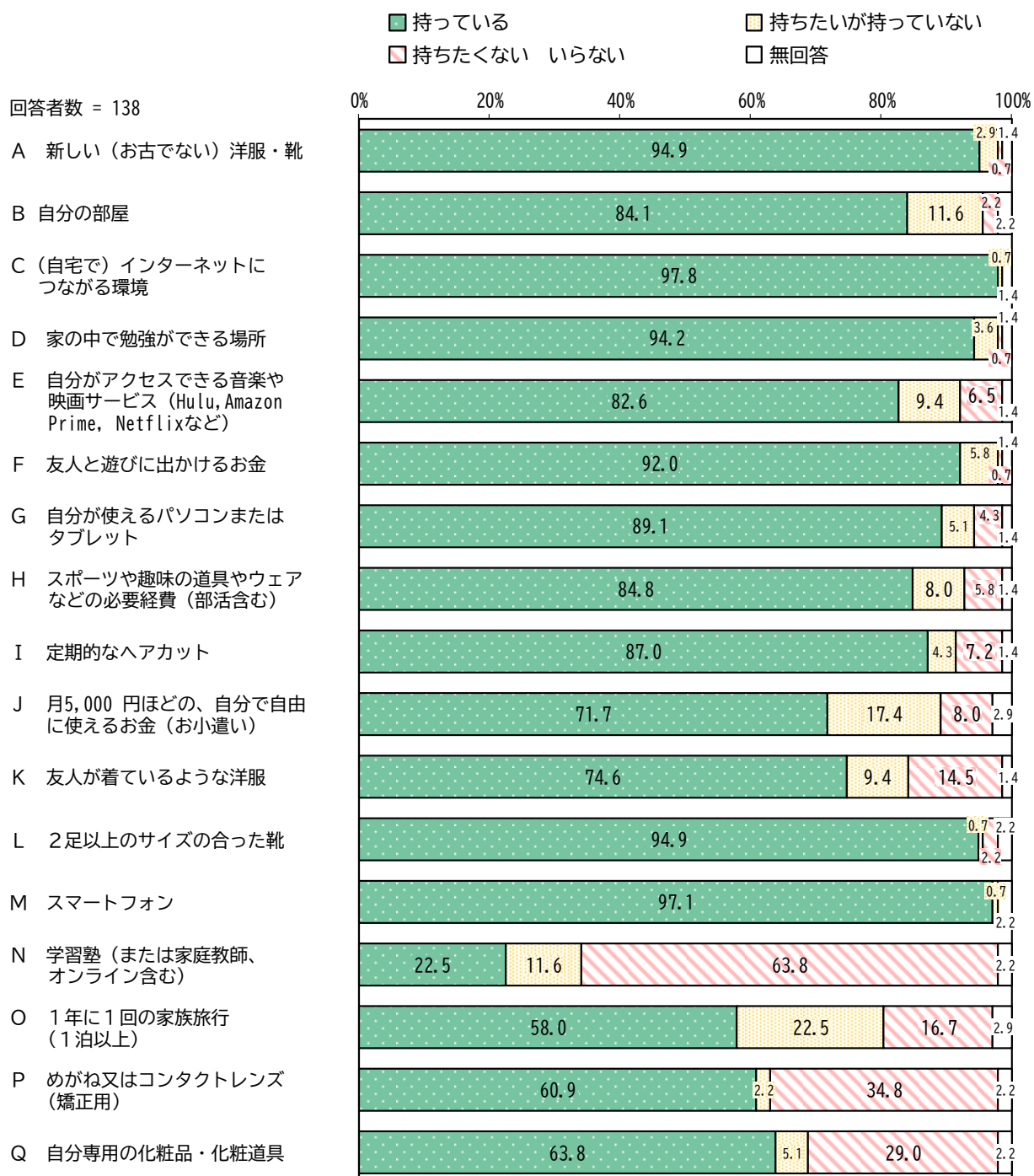
中学2年生で「ないので欲しい」としたものの（こと）は、『J 月2,000円ほどの、自分で自由に使えるお金（お小遣い）』の割合が22.8%と最も高く、次いで『O 1年に1回の家族旅行（1泊以上）』の割合が19.2%となっています。

【中学2年生】



16～17歳本人で「持ちたいが、持っていない」とした物品は、『O 1年に1回の家族旅行（1泊以上）』の割合が22.5%と最も高く、次いで『J 月5,000円ほどの、自分で自由に使えるお金（お小遣い）』の割合が17.4%となっています。

【16～17歳本人】

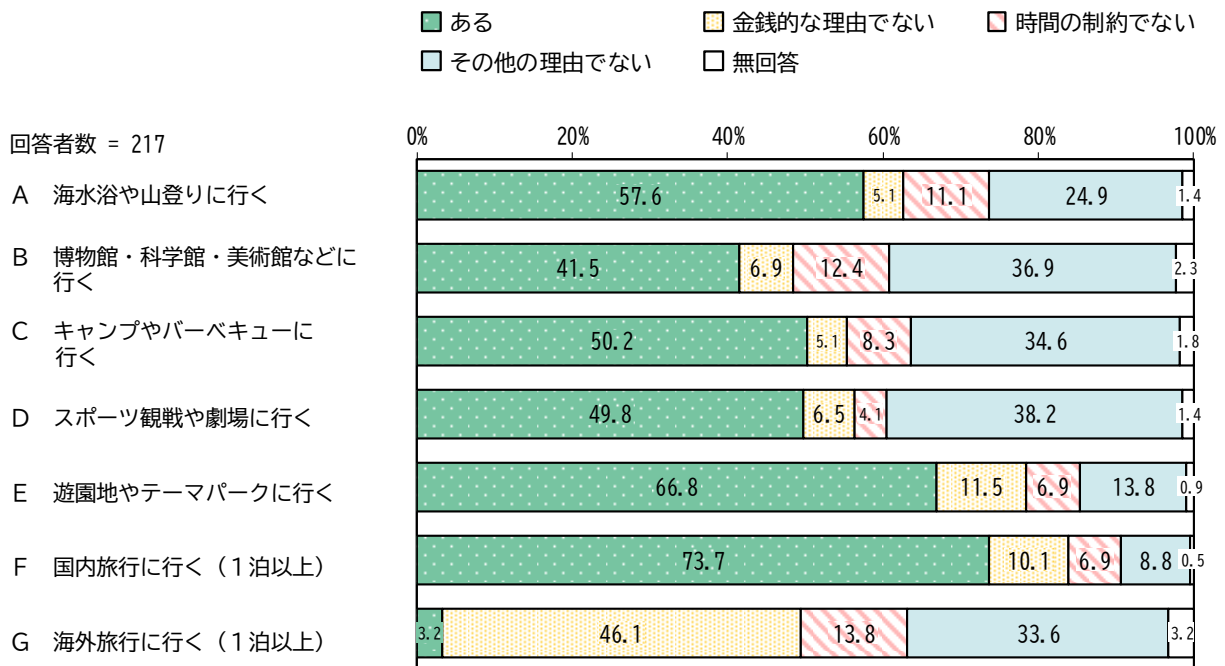


② 子どもの体験（単数回答）

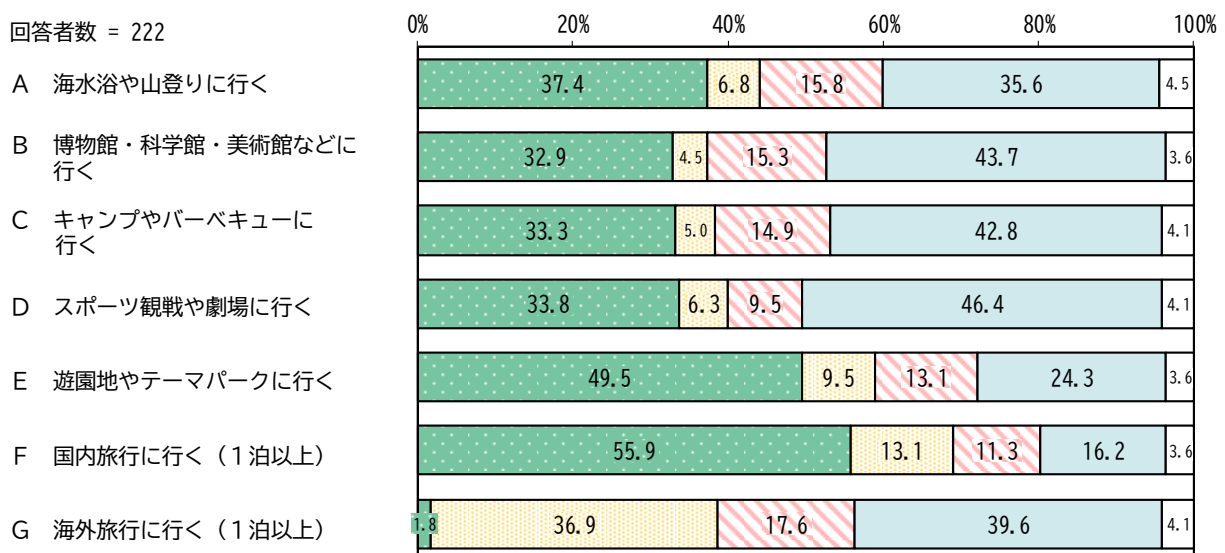
小学生保護者で「金銭的な理由」で体験が「ない」としたのは、『G 海外旅行に行く（1泊以上）』の割合が46.1%と最も高く、次いで『E 遊園地やテーマパークに行く』の割合が11.5%となっています。

中学生保護者で「金銭的な理由」で体験が「ない」としたのは、『G 海外旅行に行く（1泊以上）』の割合が36.9%と最も高く、次いで『F 国内旅行に行く（1泊以上）』の割合が13.1%となっています。

【小学生保護者】

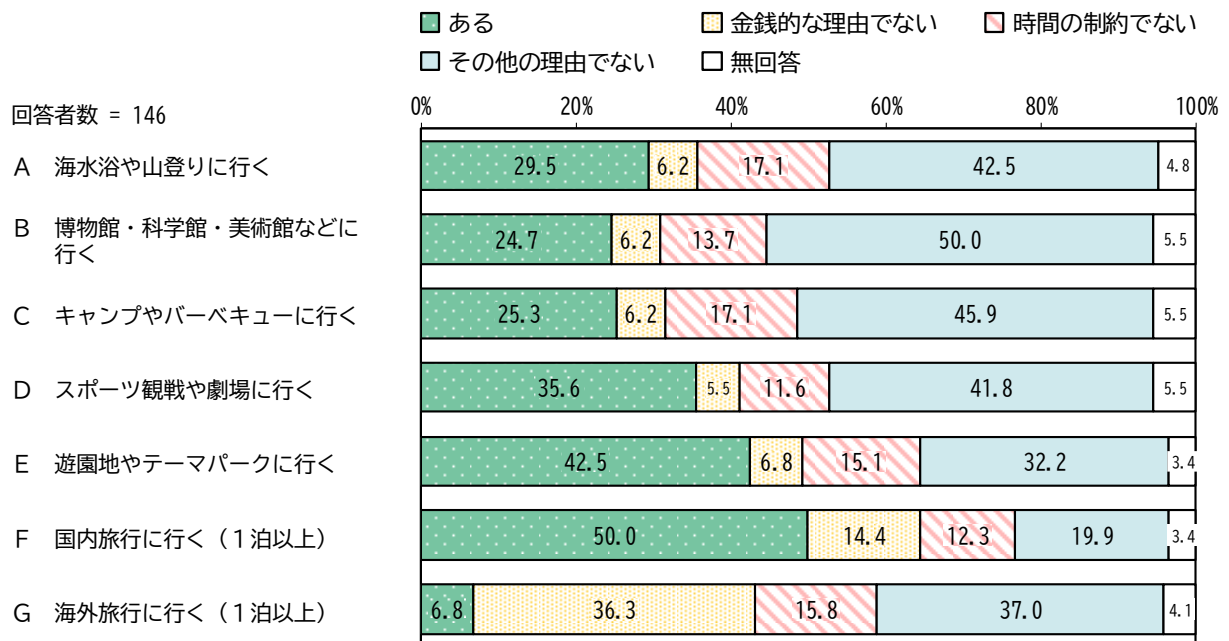


【中学生保護者】



16～17歳保護者で「金銭的な理由」で体験が「ない」としたのは、『G 海外旅行に行く（1泊以上）』の割合が36.3%と最も高く、次いで『F 国内旅行に行く（1泊以上）』の割合が14.4%となっています。

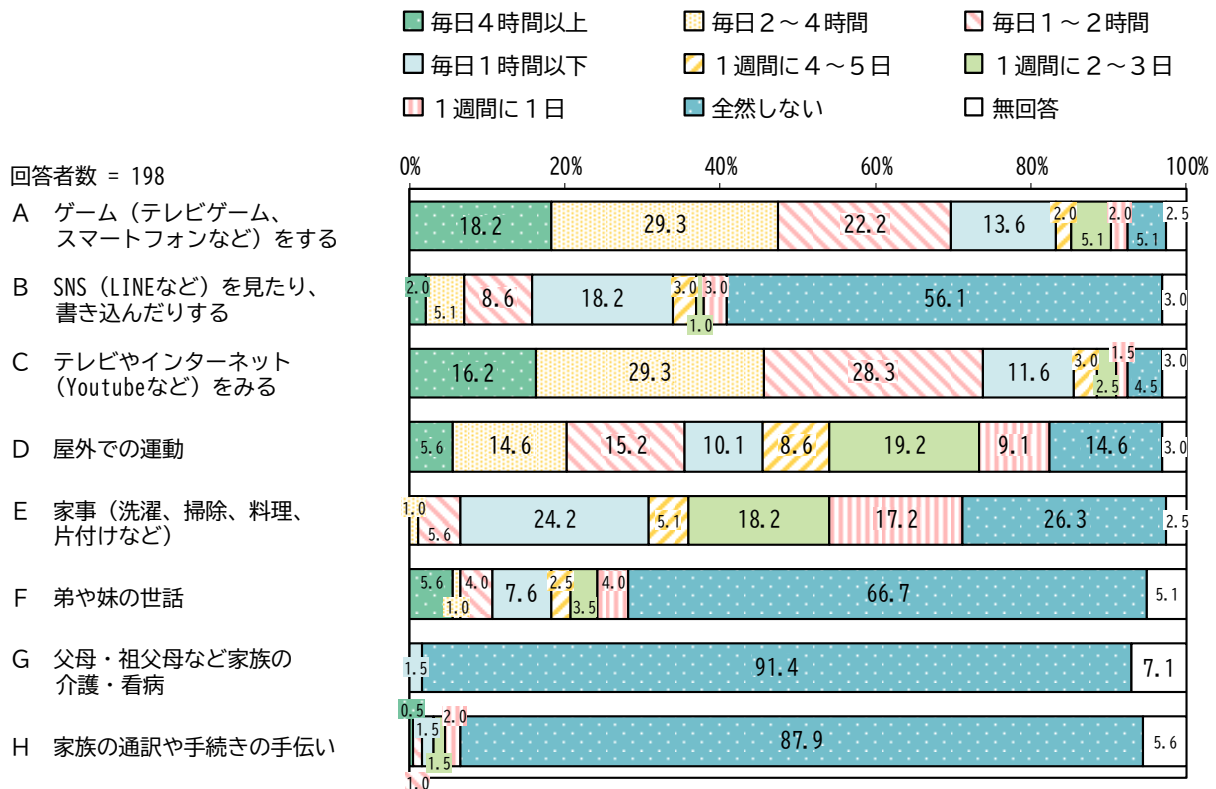
【16～17歳保護者】



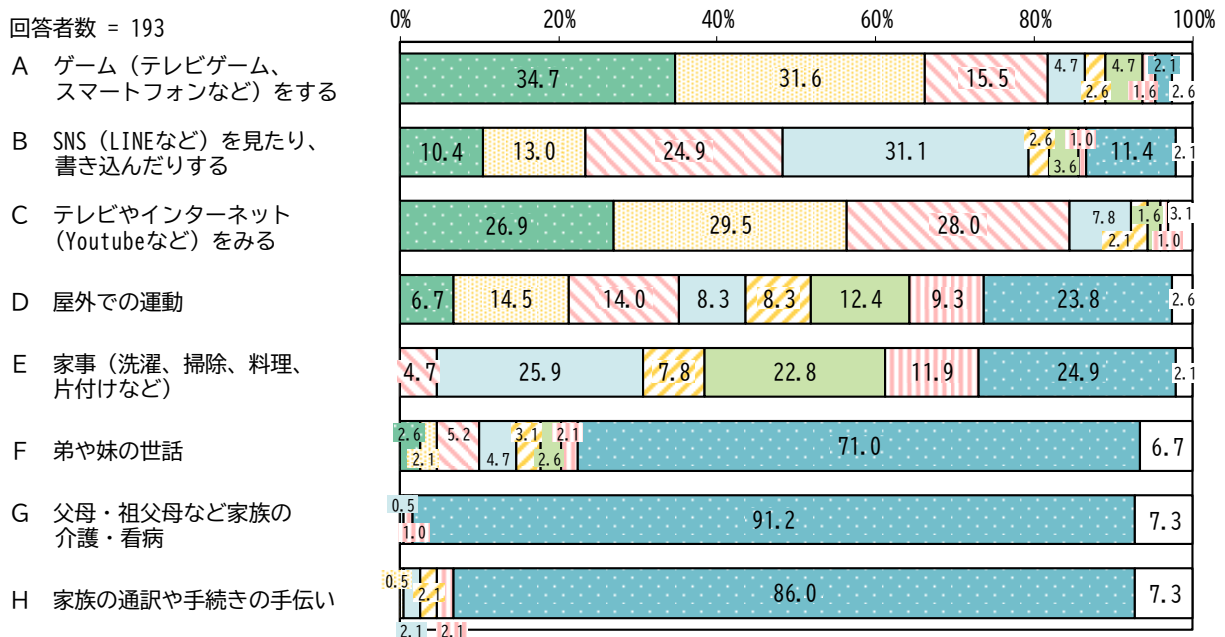
③ ヤングケアラーの状況（単数回答）

小学5年生、中学2年生ともに『G 父母・祖父母などの家族の介護・看病』の「全然しない」割合がそれぞれ91.4%、91.2%と最も高く、次いで『H 家族の通訳や手続きの手伝い』の「全然しない」割合がそれぞれ87.9%、86.0%となっています。

【小学5年生】

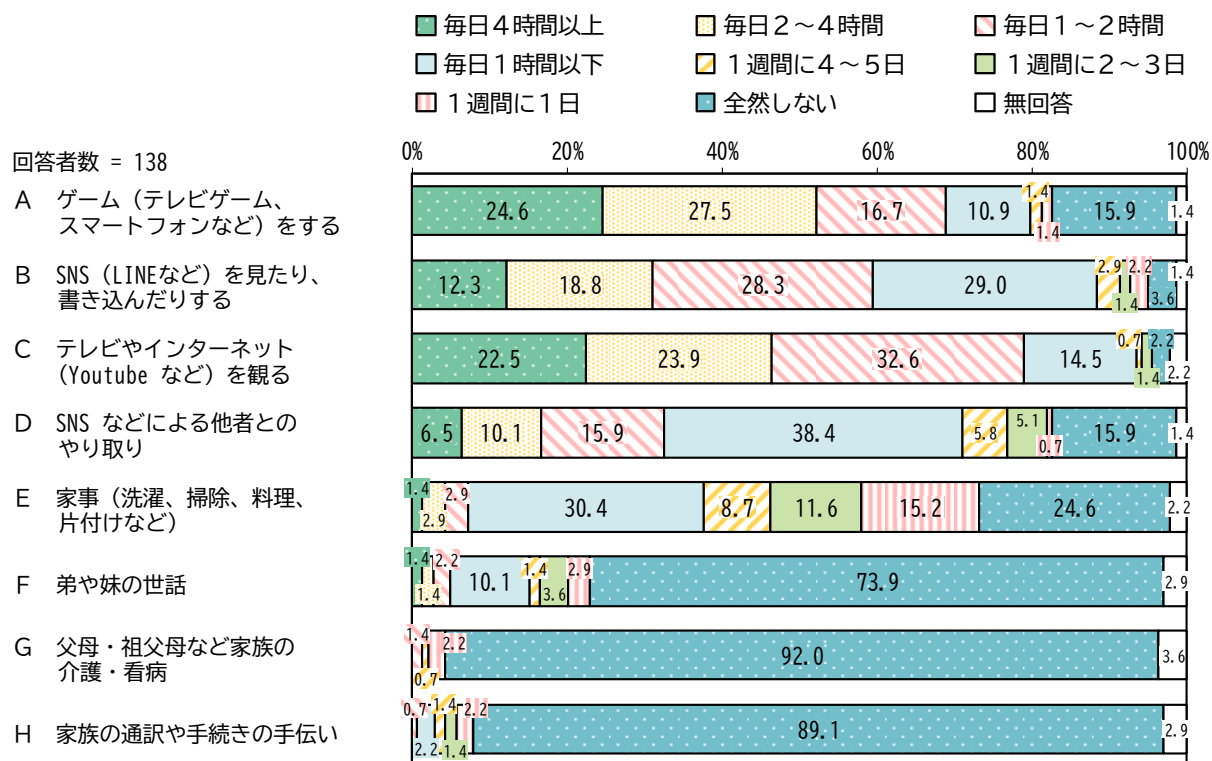


【中学2年生】



16～17歳本人では、『G 父母・祖父母などの家族の介護・看病』の「全然しない」割合が92.0%と最も高く、次いで『H 家族の通訳や手続きの手伝い』の「全然しない」割合が89.1%となっています。

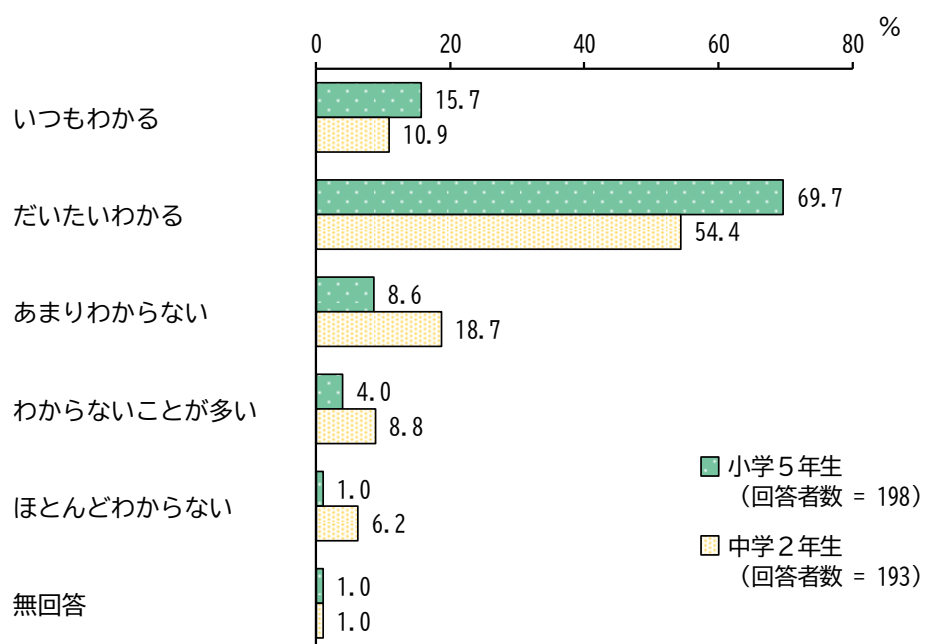
【16～17 歳本人】



イ 授業の理解度

授業の理解度（単数回答）

「だいたいわかる」の割合が小学5年生、中学2年生ともにそれぞれ69.7%、54.4%と最も高く、次いで小学生5年生では「いつもわかる」の割合が15.7%、中学2年生では「あまりわからない」の割合が18.7%となっています。

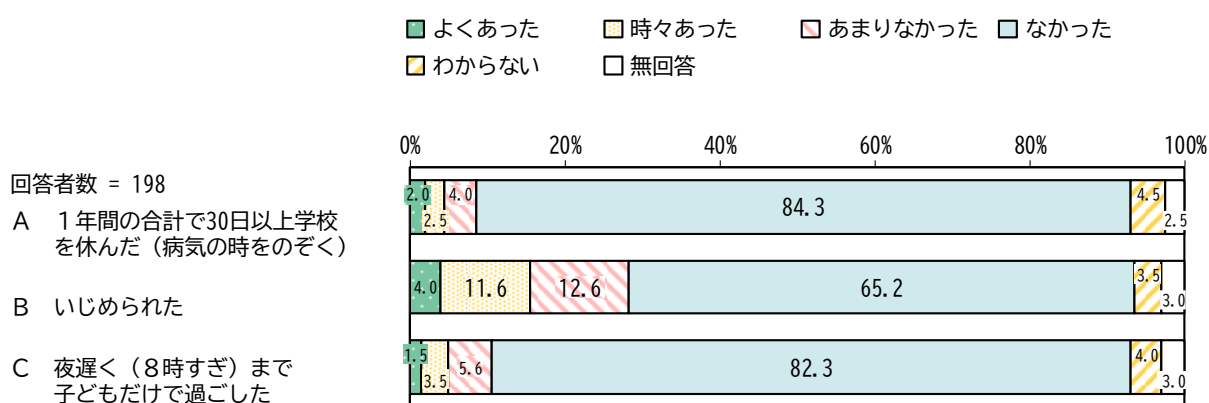


ウ 放課後の過ごし方

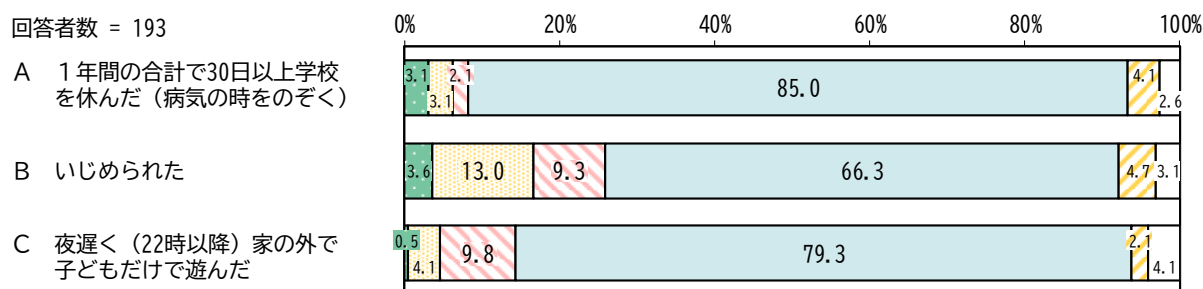
いじめ等（単数回答）

これまでに『あった』（「よくあった」「時々あった」の合計）こととして、『B いじめられた』の割合が小学5年生、中学2年生ともにそれぞれ15.6%、16.6%と最も高く、次いで小学5年生では『C 夜遅く（8時すぎ）まで子どもだけで過ごした』の割合が5.0%、中学2年生では『A 1年間の合計で30日以上学校を休んだ（病気の時をのぞく）』の割合が6.2%となっています。

【小学5年生】

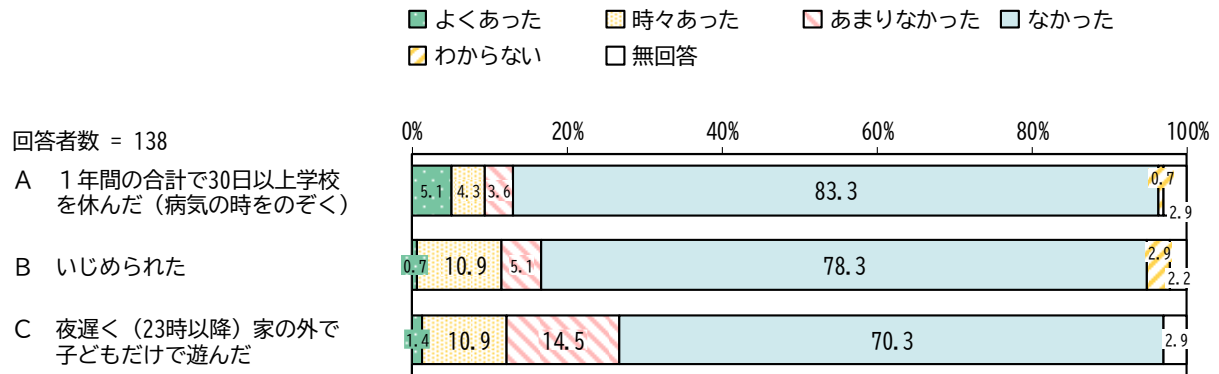


【中学2年生】



16～17歳本人ではこれまでに『あった』（「よくあった」「時々あった」の合計）こととして、『C 夜遅く（23時以降）家の外で子どもだけで遊んだ』の割合が12.3%と最も高く、次いで『B いじめられた』の割合が11.6%となっています。

【16～17 歳本人】

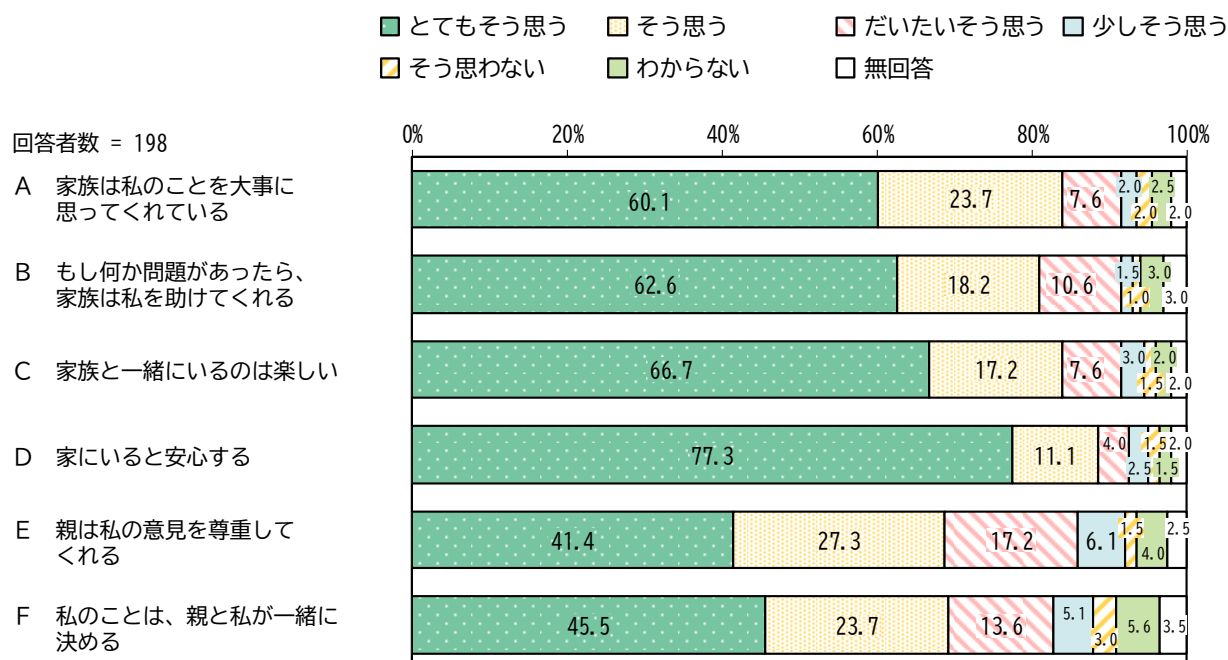


工 虐待

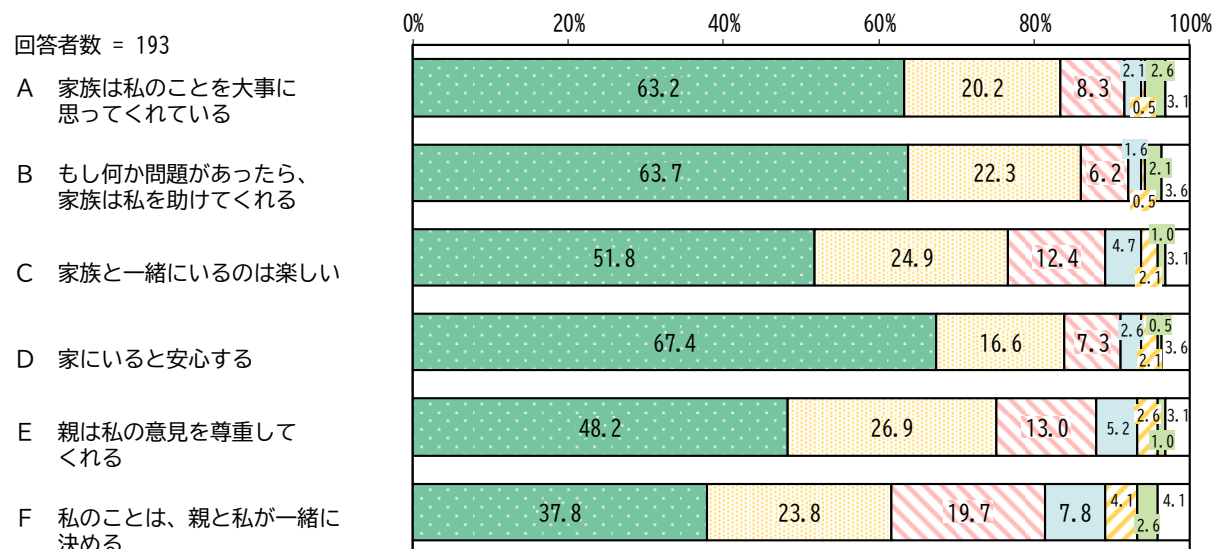
普段どう思っているか（単数回答）

普段どう思っているかについて、『D 家にいると安心する』と『思う』（「とてもそう思う」「そう思う」「だいたいそう思う」「少しそう思う」の合計）の割合が小学5年生、中学2年生ともにそれぞれ94.9%、93.9%と最も高く、次いで小学5年生では『C 家族と一緒にいるのは楽しい』の割合が94.5%、中学2年生では『A 家族は私のことを大事に思ってくれている』『B もし何か問題があったら、家族は私を助けてくれる』『C 家族と一緒にいるのは楽しい』の割合が93.8%となっています。

【小学5年生】

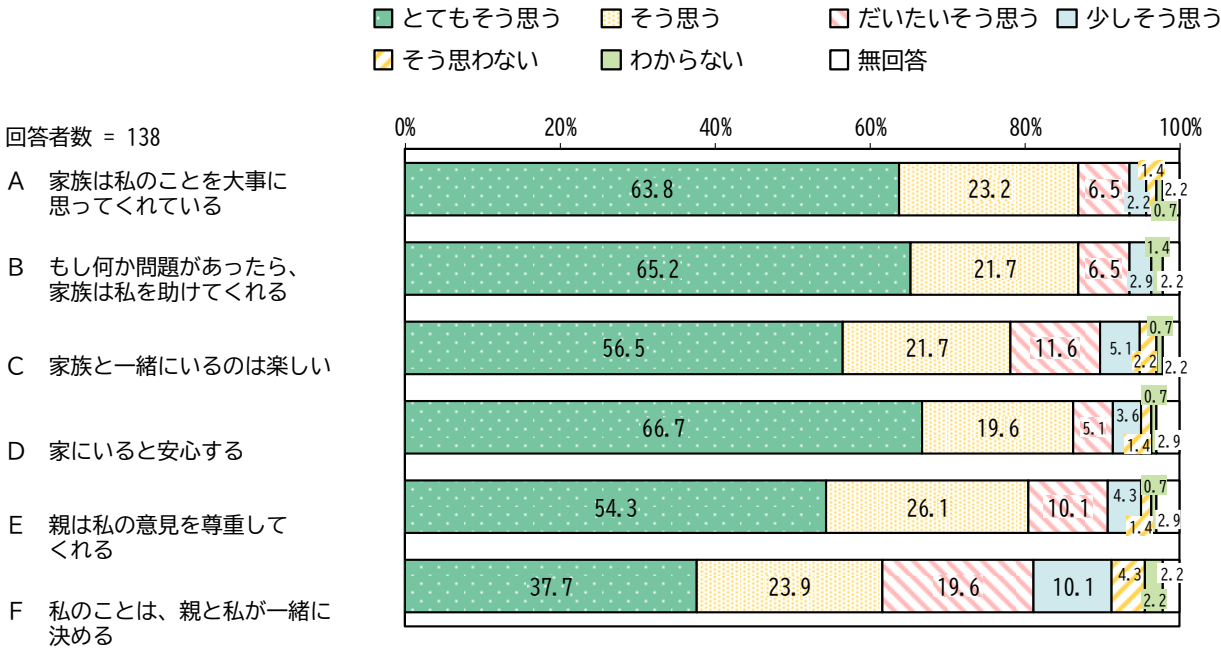


【中学2年生】



普段どう思っているかについて、16～17歳本人では『B もし何か問題があったら、家族は私を助けてくれる』と『思う』（「とてもそう思う」「そう思う」「だいたいそう思う」「少しそう思う」の合計）の割合が96.3%と最も高く、次いで『A 家族は私のことを大事に思ってくれている』の割合が95.7%となっています。

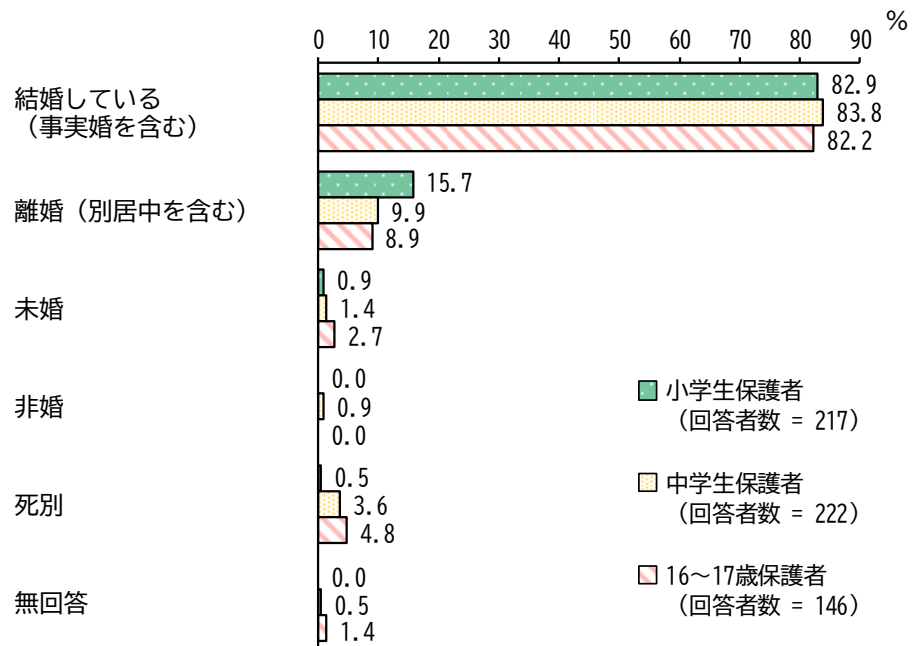
【16～17 歳本人】



オ 保護者の状況

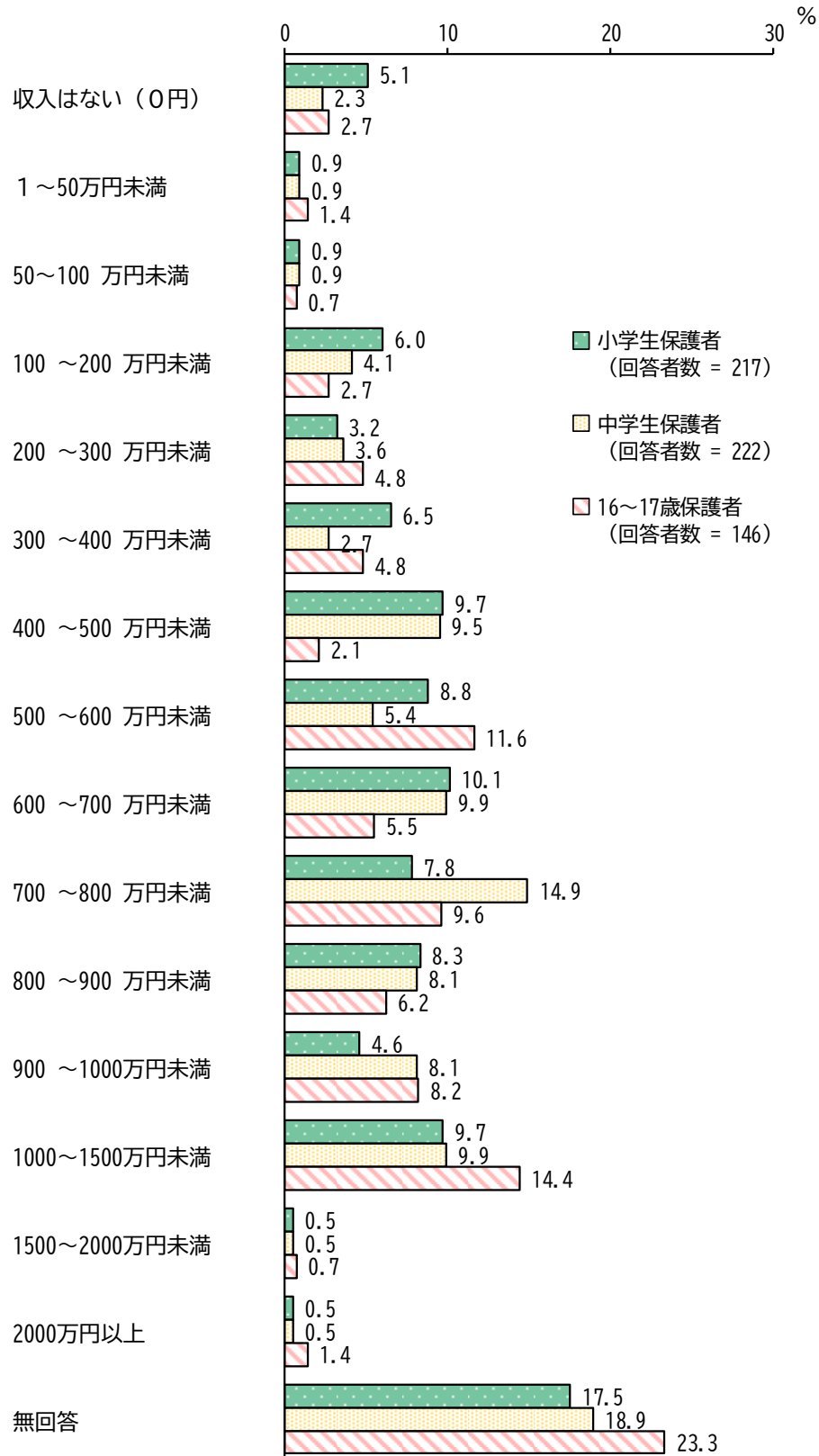
① 婚姻状況（単数回答）

「結婚している（事実婚を含む）」の割合が小学生保護者、中学生保護者、16～17歳保護者ともにそれぞれ82.9%、83.8%、82.2%と最も高く、次いで「離婚（別居中を含む）」の割合がそれぞれ15.7%、9.9%、8.9%となっています。



② 年間の収入（単数回答）

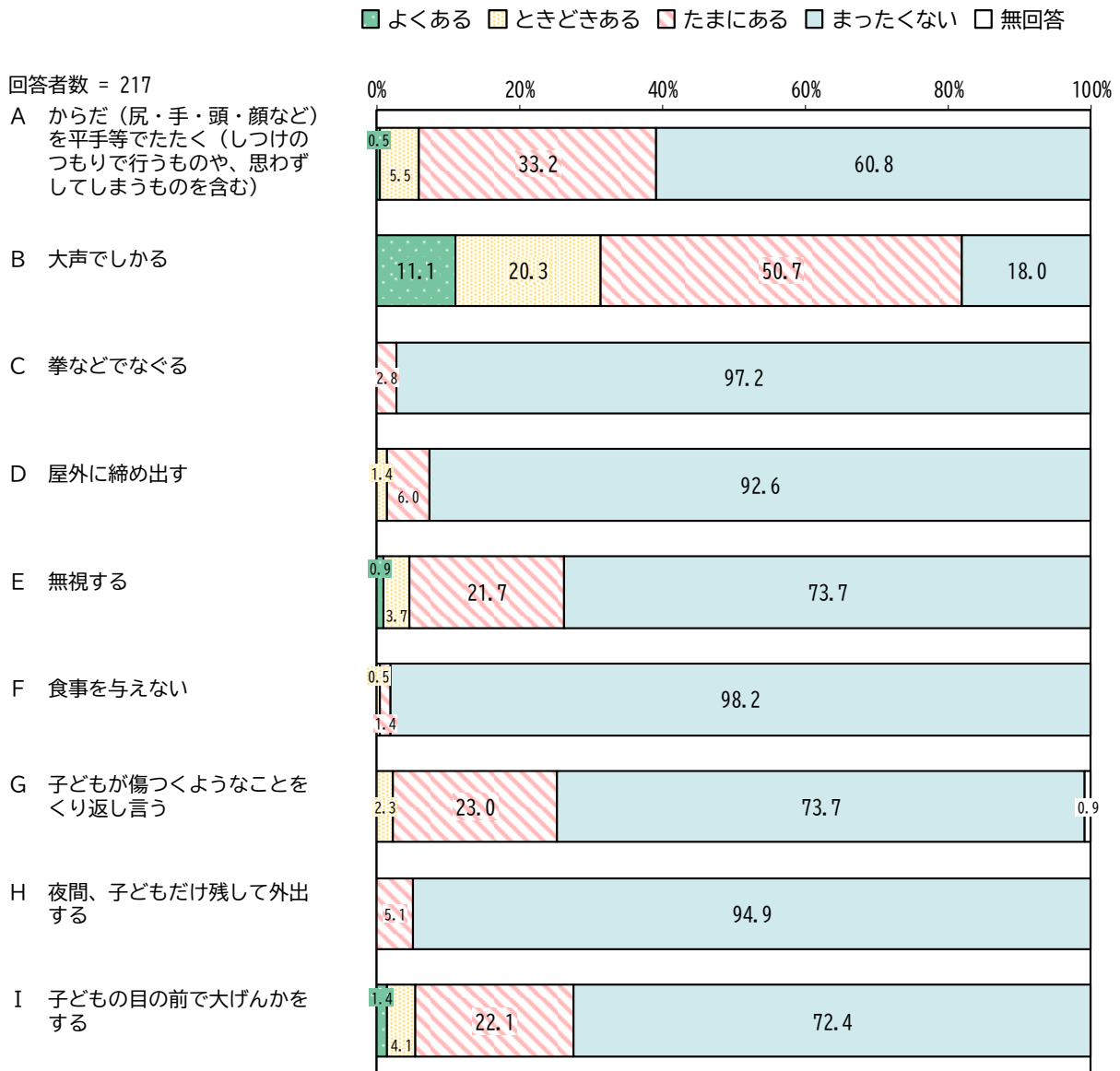
小学生保護者では「600～700万円未満」の割合が10.1%、中学生保護者では「700～800万円未満」の割合が14.9%、16～17歳保護者では「1000～1500万円未満」の割合が14.4%と最も高くなっています。



③ 保護者による虐待の有無

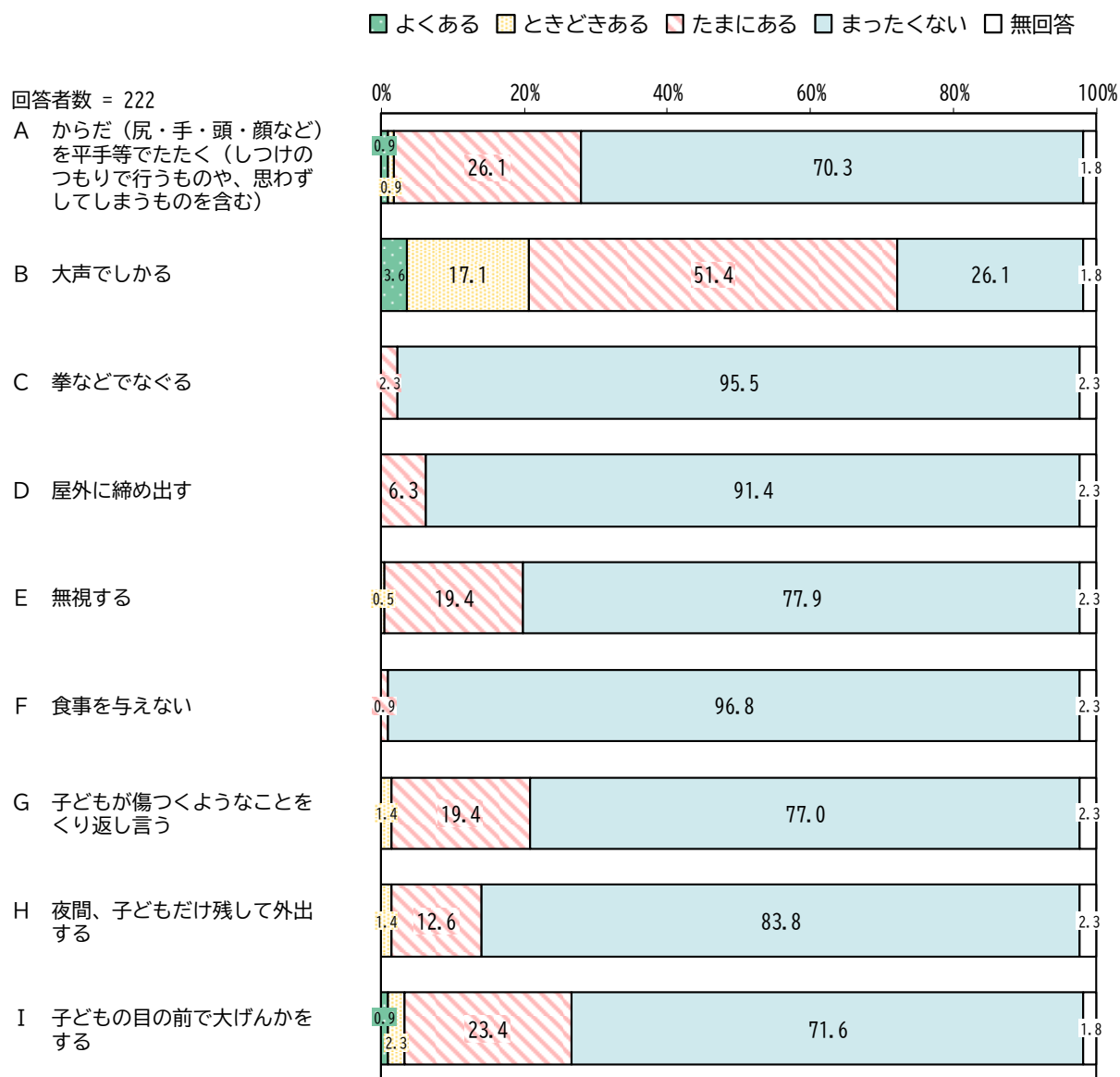
小学生保護者で、お子さんにすることが『ある』（「よくある」「ときどきある」「たまにある」の合計）こととして、『B 大声でしかる』の割合が82.1%と最も高く、次いで『A からだ（尻・手・頭・顔など）を平手等でたたく（しつけのつもりで行うものや、思わずしてしまうものを含む）』の割合が39.2%となっています。

【小学生保護者】（単数回答）



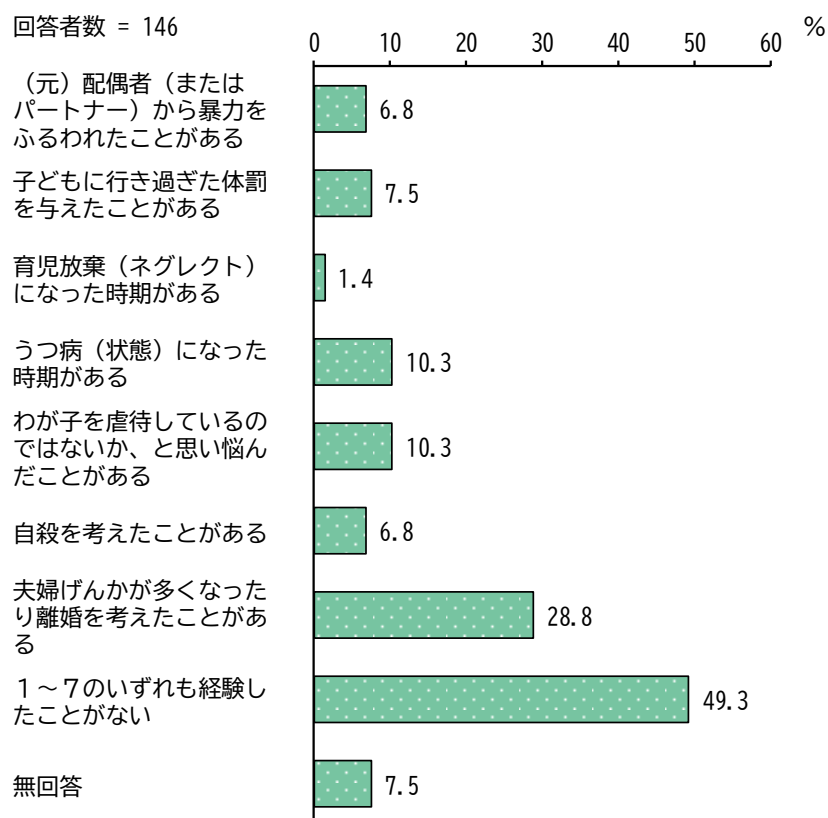
中学生保護者で、お子さんにすることが『ある』（「よくある」「ときどきある」「たまにある」の合計）こととして、『B 大声でしかる』の割合が72.1%と最も高く、次いで『A からだ（尻・手・頭・顔など）を平手等でたたく（しつけのつもりで行うものや、思わずしてしまうものを含む）』の割合が27.9%となっています。

【中学生保護者】（単数回答）



16～17歳保護者で「夫婦げんかが多くなったり離婚を考えたことがある」の割合が28.8%、「うつ病（状態）になった時期がある」「わが子を虐待しているのではないか、と思い悩んだことがある」の割合が10.3%となっています。

【16～17歳保護者】（複数回答）

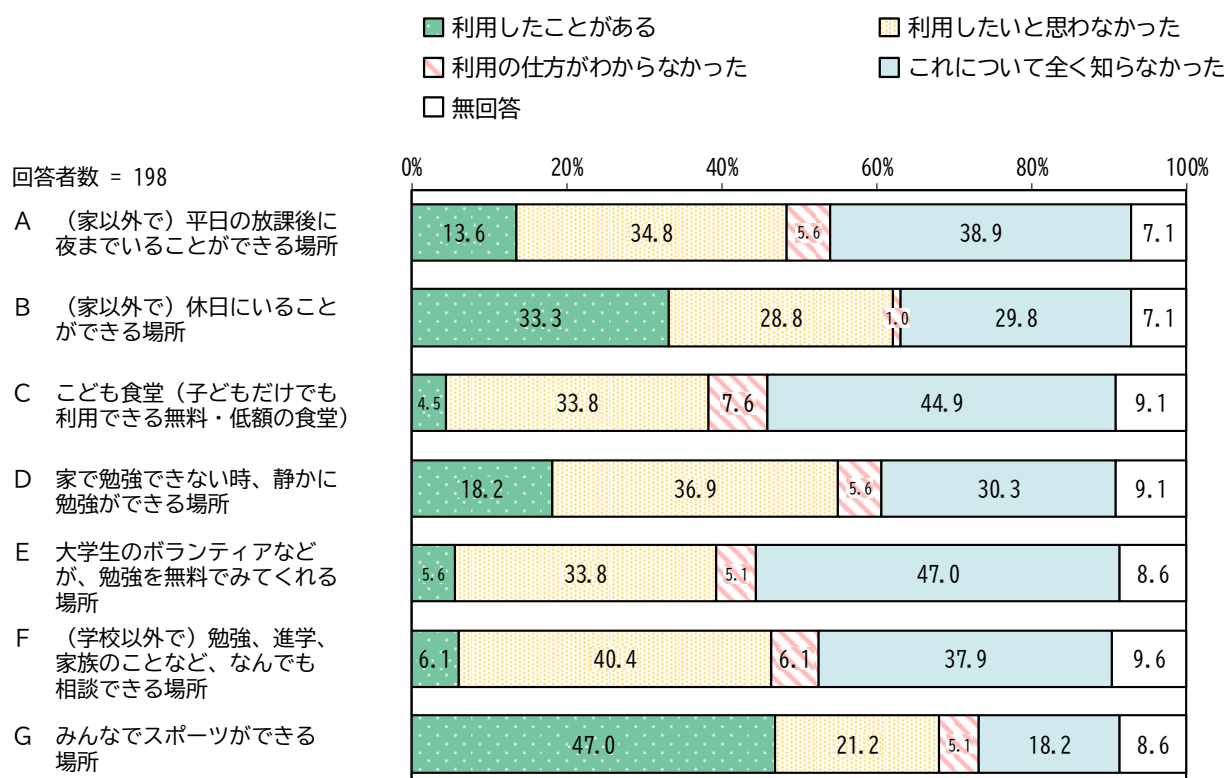


カ 制度・サービスの利用

居場所事業等の利用状況、支援サービスの利用意向（単数回答）

小学5年生で「利用したことがある」場所について、『G みんなでスポーツができる場所』の割合が47.0%と最も高く、次いで『B （家以外で）休日にいることができる場所』の割合が33.3%となっています。

【小学5年生】

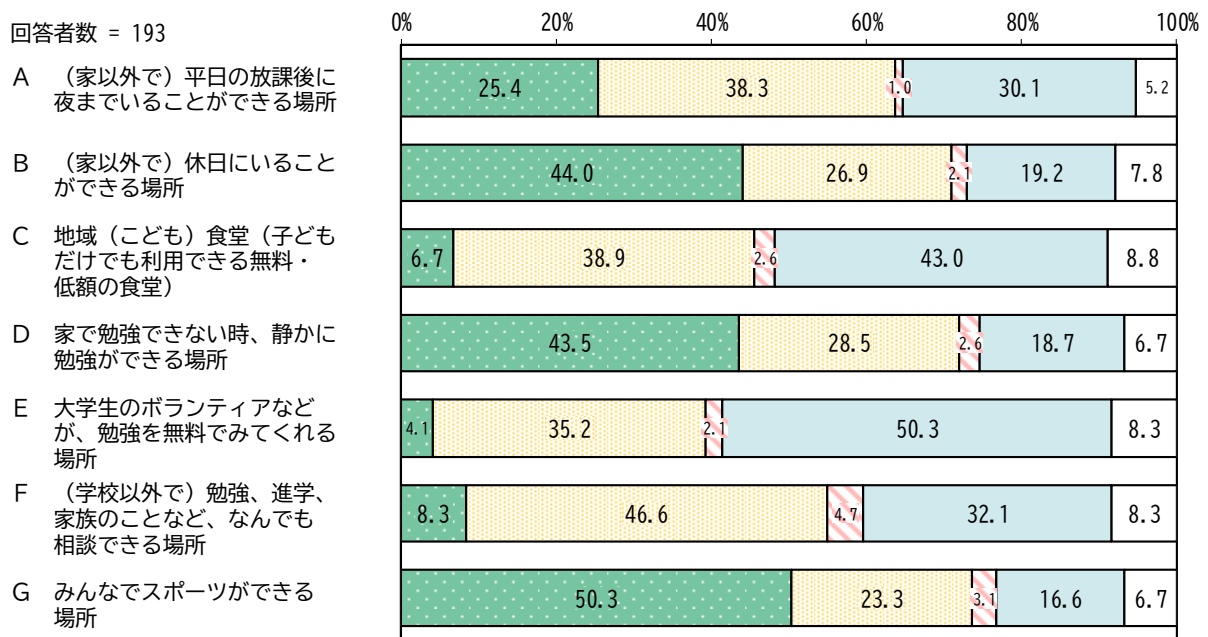


中学2年生で「利用した事がある」場所について、『G みんなでスポーツができる場所』の割合が50.3%と最も高く、次いで『B （家以外で）休日にいることができる場所』の割合が44.0%となっています。

【中学2年生】

- 利用した事がある
- 利用したいと思わなかったので利用したことがない
- 利用の仕方がわからなかったので利用したことがない
- これについて全く知らなかったので利用したことがない
- 無回答

回答者数 = 193

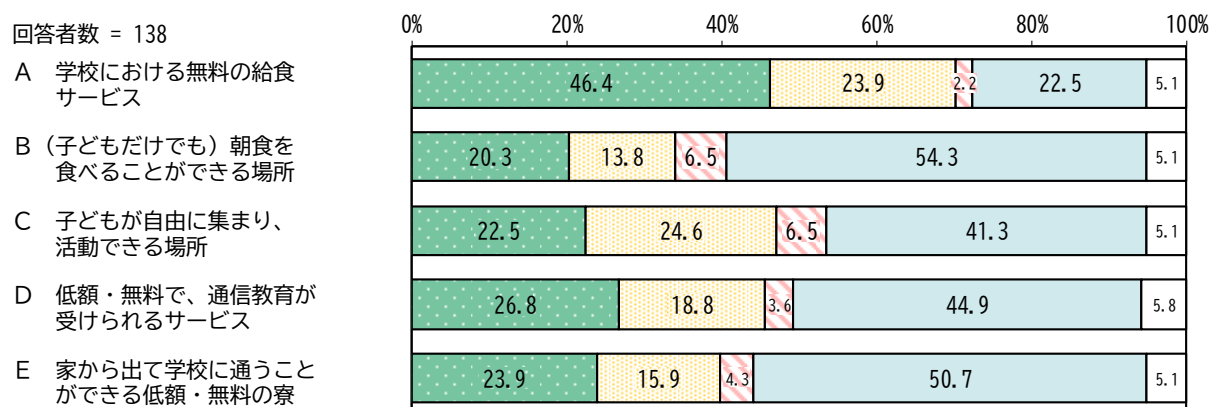


16～17歳本人で「使ってみたい」支援サービスについて、『A 学校における無料の給食サービス』の割合が46.4%と最も高く、次いで『D 低額・無料で、通信教育が受けられるサービス』の割合が26.8%となっています。

【16～17 歳本人】

- 使ってみたい
- 興味がある
- 使いたくない
- 使う必要はない
- 無回答

回答者数 = 138



4 子ども・若者を取り巻く状況調査

(1) 調査の概要

ア 調査の目的

武蔵村山市子ども計画の策定に当たり、子ども・若者を取り巻く現状や課題を把握することを目的として実施したものです。

イ 調査対象

本市にお住まいの18歳から39歳までの方

※対象者については、住民基本台帳に基づき、無作為に抽出。

ウ 調査期間

令和6年2月1日から2月19日まで

エ 調査方法

郵送配付・郵送回収及びインターネット回答

オ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000 通	166 通 (うち WEB 46 通)	16.6%

カ 調査結果の表示方法

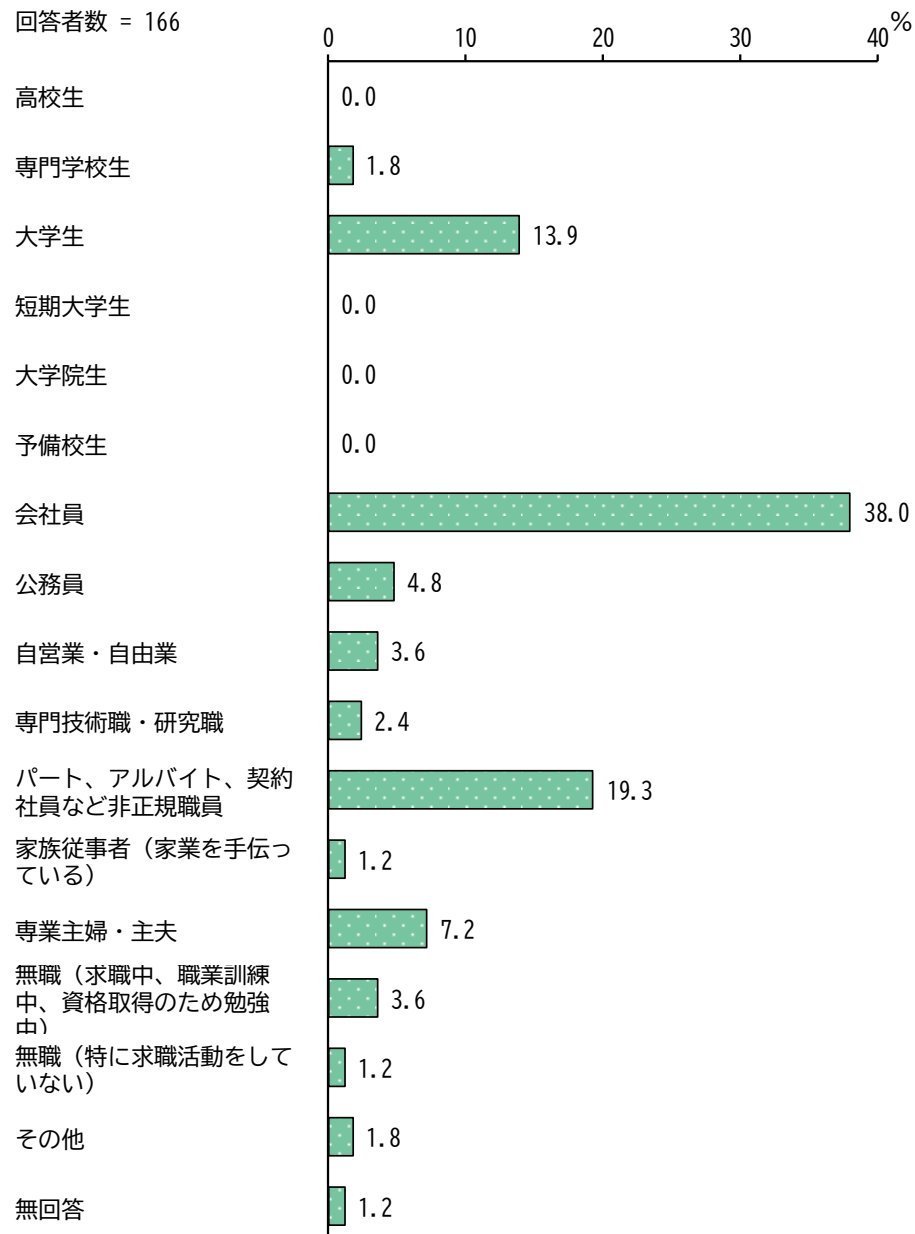
- 本計画書では、状況調査報告書から主な項目のみを掲載しています。
- 回答者数（該当者数）を100%として算出し、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないこと、複数回答の設問では全ての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表の記載に当たり、調査票の質問文、選択肢等の文言を一部簡略化している場合があります。

(2) 調査結果

ア 回答者属性

職業（学校）について（単数回答）

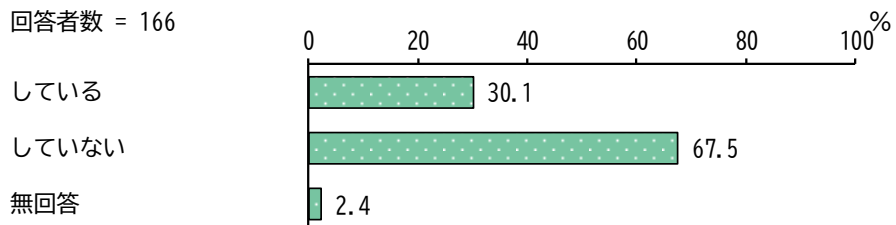
「会社員」の割合が38.0%、次いで「パート、アルバイト、契約社員など非正規職員」の割合が19.3%、「大学生」の割合が13.9%となっています。



イ 働くことについて

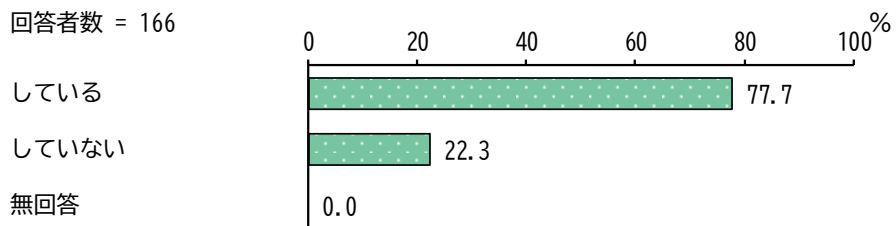
① 就職活動や、進学のための勉強をしているか（単数回答）

「していない」の割合が67.5%、「している」の割合が30.1%となっています。



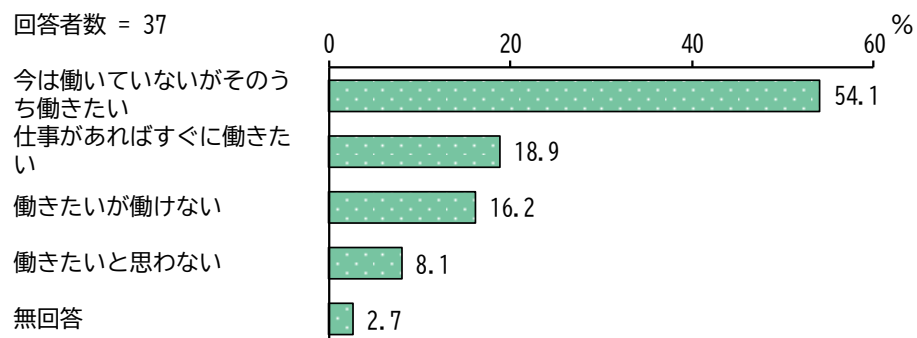
② 収入を伴う仕事をしているか（単数回答）

「している」の割合が77.7%、「していない」の割合が22.3%となっています。



③ 今後、働くことについて（単数回答）

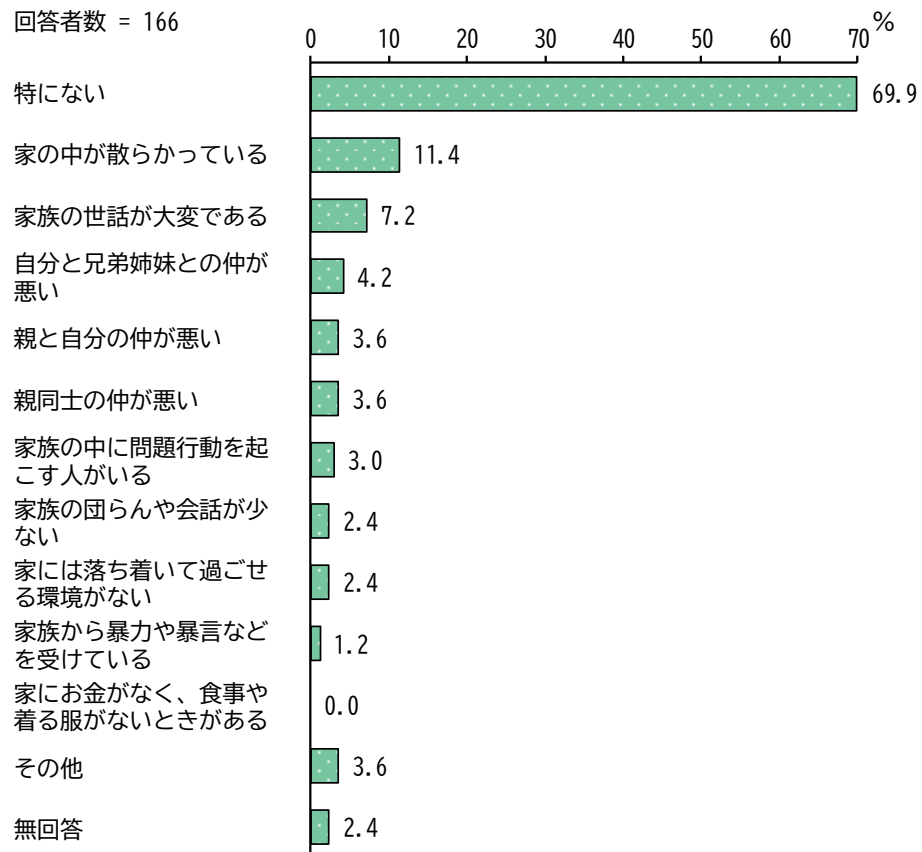
「今は働いていないがそのうち働きたい」の割合が54.1%、次いで「仕事があればすぐに働きたい」の割合が18.9%、「働きたいが働けない」の割合が16.2%となっています。



ウ 家族や家庭について

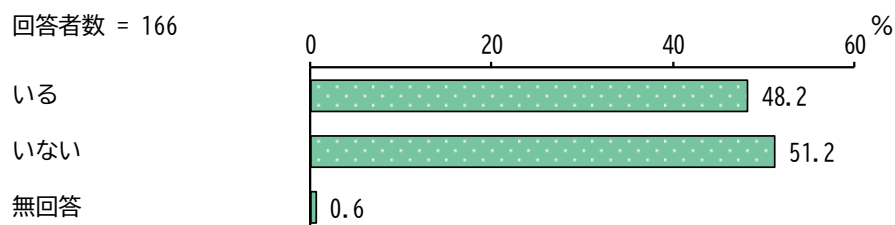
① 家族のことなどで困っていることや嫌なこと（複数回答）

「特にない」の割合が69.9%、次いで「家の中が散らかっている」の割合が11.4%となっています。



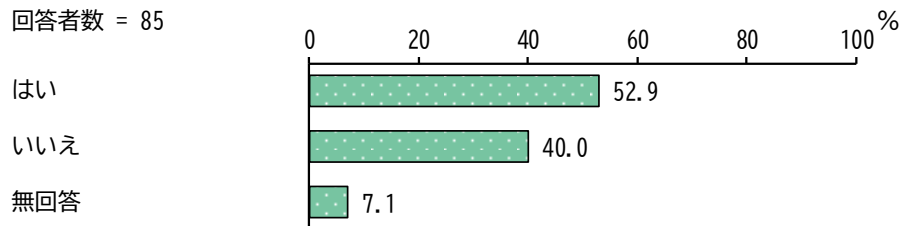
② 配偶者（パートナー）の有無（単数回答）

「いない」の割合が51.2%、「いる」の割合が48.2%となっています。



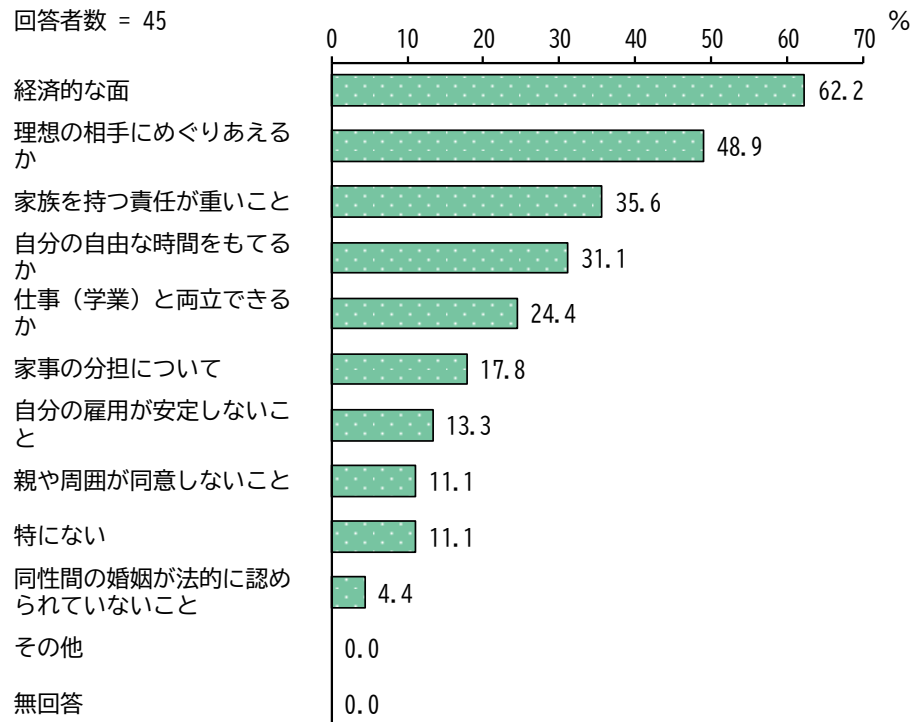
③ 結婚願望があるか（単数回答）

「はい」の割合が52.9%、「いいえ」の割合が40.0%となっています。



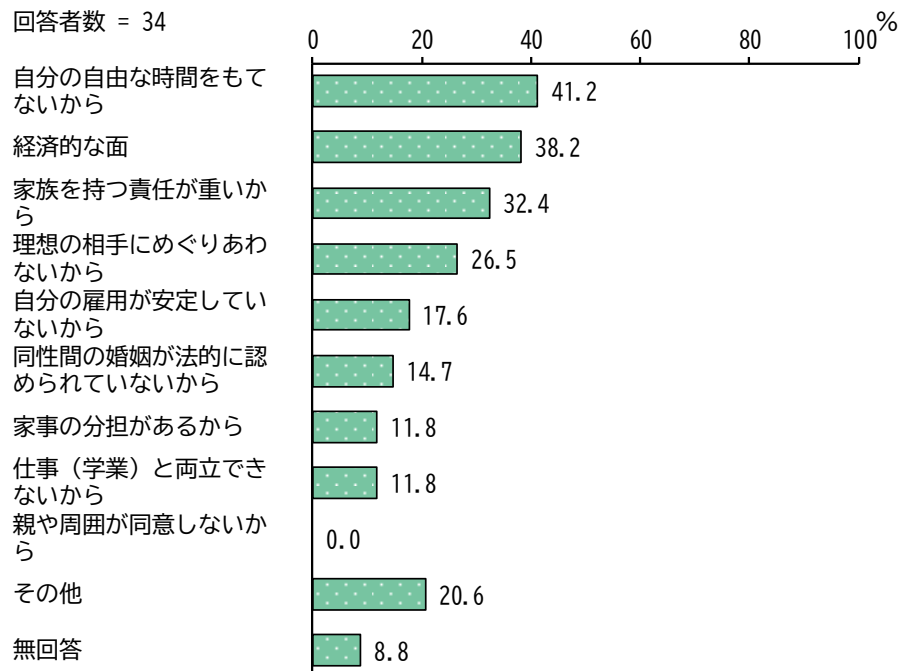
④ 結婚について抱いている不安（複数回答）

「経済的な面」の割合が62.2%、次いで「理想の相手にめぐりあえるか」の割合が48.9%、「家族を持つ責任が重いこと」の割合が35.6%となっています。



⑤ 結婚したくない理由（複数回答）

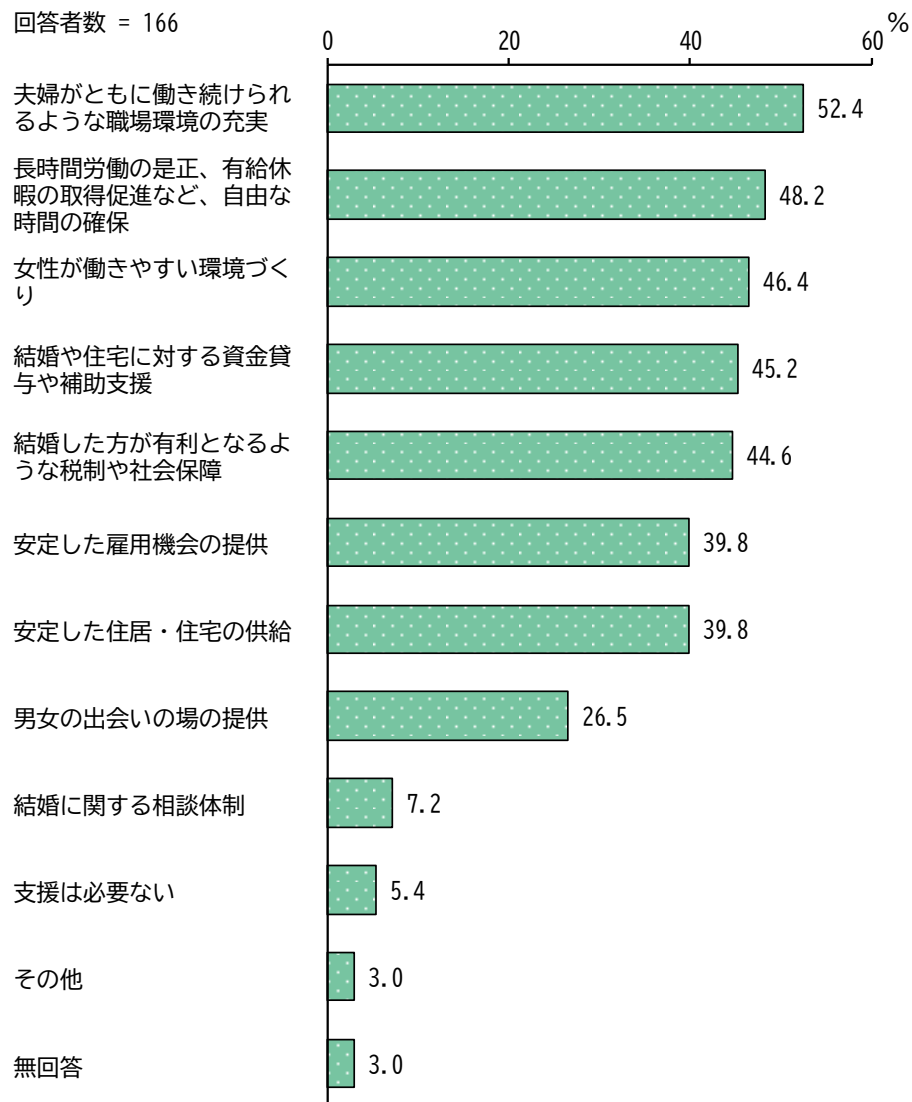
「自分の自由な時間をもてないから」の割合が41.2%、次いで「経済的な面」の割合が38.2%、「家族を持つ責任が重いから」の割合が32.4%となっています。



エ 結婚・出産・子育てのしやすい環境づくりについて

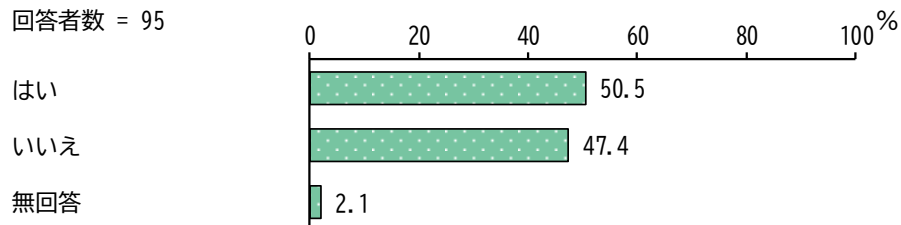
① 結婚しやすい、結婚したいと思える環境に効果のある支援（複数回答）

「夫婦がともに働き続けられるような職場環境の充実」の割合が52.4%、次いで「長時間労働の是正、有給休暇の取得促進など、自由な時間の確保」の割合が48.2%、「女性が働きやすい環境づくり」の割合が46.4%となっています。



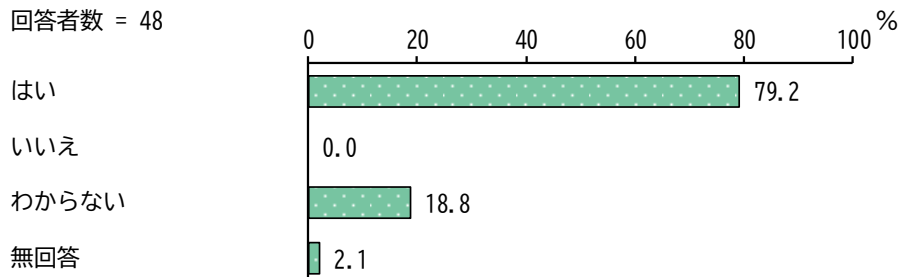
② いつか子どもを持ちたいか（単数回答）

「はい」の割合が50.5%、「いいえ」の割合が47.4%となっています。



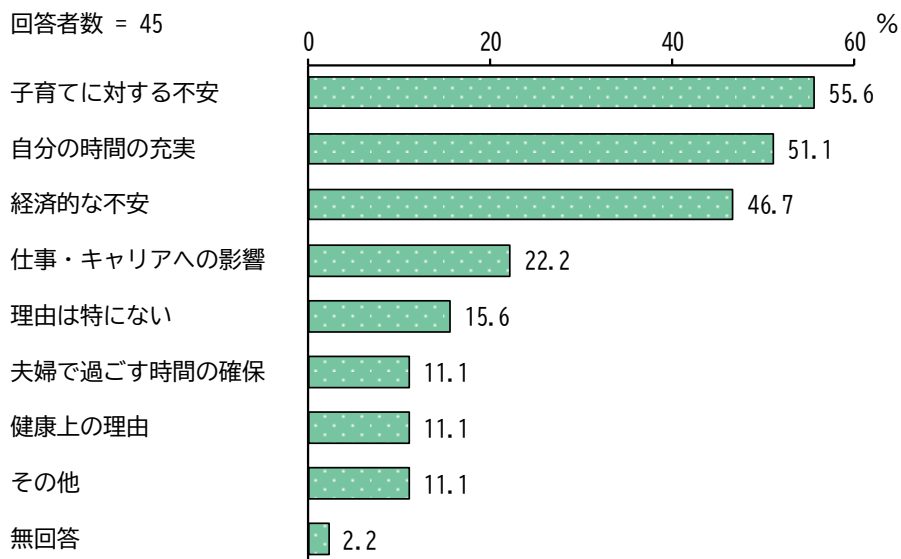
③ 子どもが生まれた後、働く（働き続ける）考えがあるか（複数回答）

「はい」の割合が79.2%、次いで「わからない」の割合が18.8%となっています。



④ 子どもを持ちたいと思わない理由（複数回答）

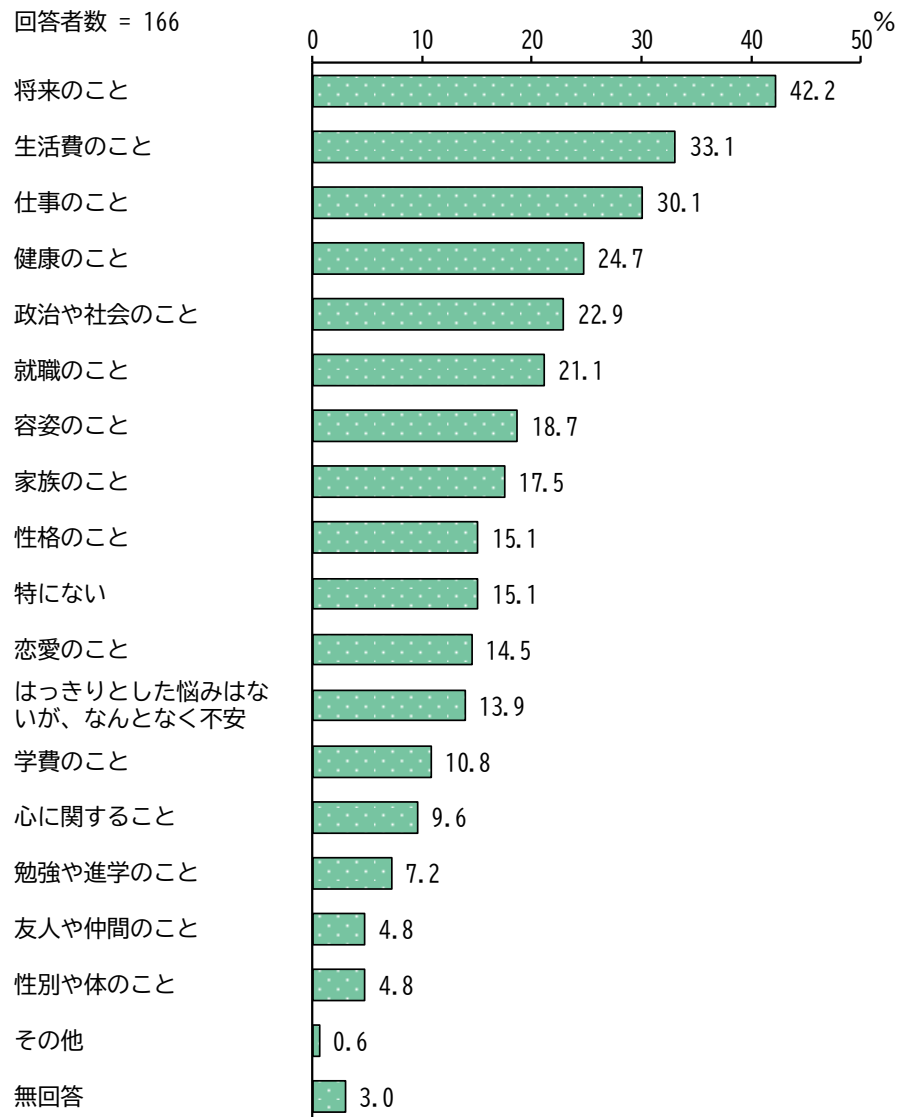
「子育てに対する不安」の割合が55.6%、次いで「自分の時間の充実」の割合が51.1%、「経済的な不安」の割合が46.7%となっています。



オ 普段の生活や悩みなどについて

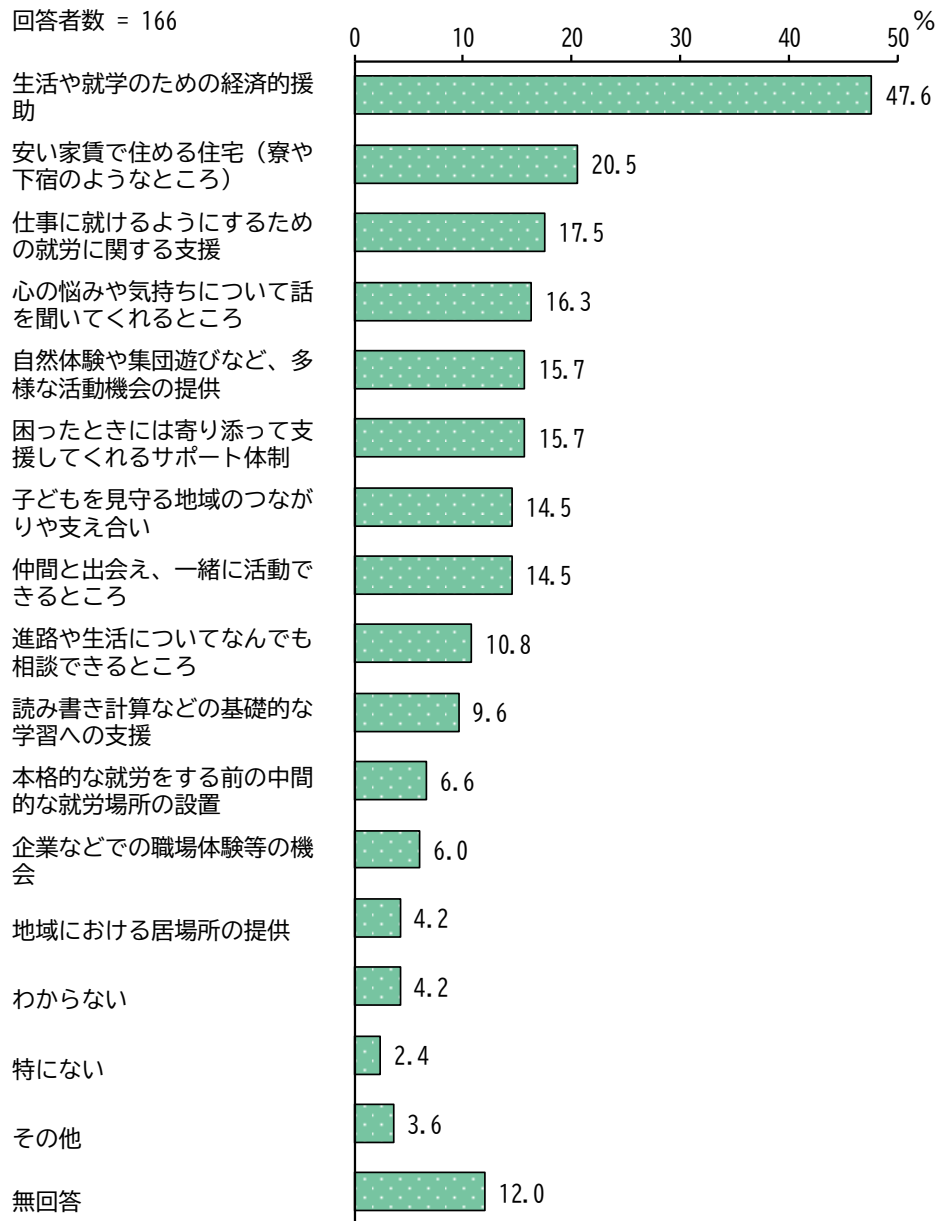
① 現在困っていることや悩んでいること（複数回答）

「将来のこと」の割合が42.2%、次いで「生活費のこと」の割合が33.1%、「仕事のこと」の割合が30.1%となっています。



② 子どもや若者に対してあるとよい支援（3つまで○）

「生活や就学のための経済的援助」の割合が47.6%、次いで「安い家賃で住める住宅（寮や下宿のようなところ）」の割合が20.5%、「仕事に就けるようにするための就労に関する支援」の割合が17.5%となっています。

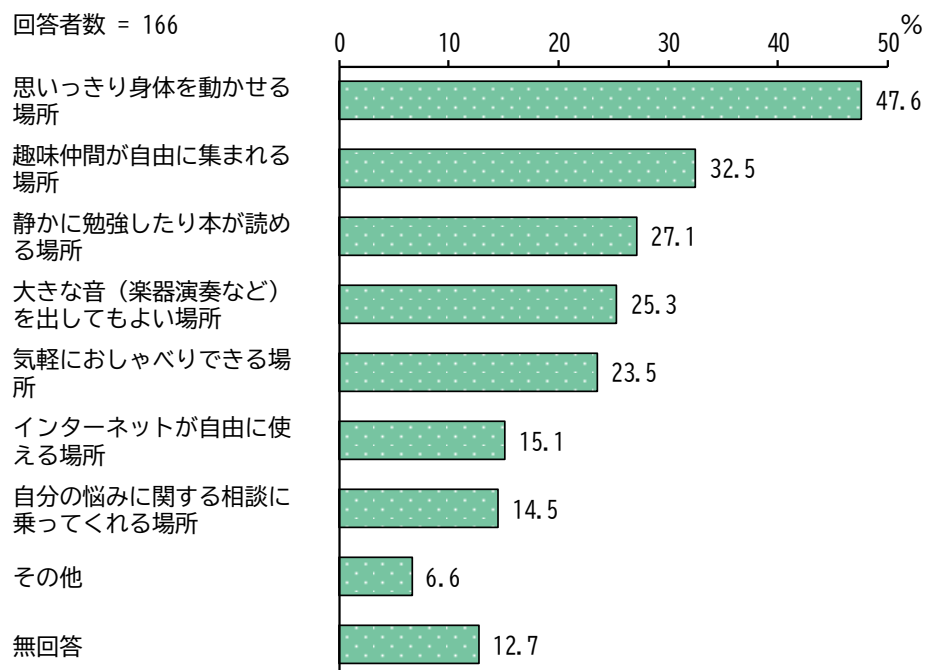


カ 武蔵村山市について

若者向けに、武蔵村山市にあればよいと思う場所（3つまで○）

「思いっきり身体を動かせる場所」の割合が47.6%、次いで「趣味仲間が自由に集まれる場所」の割合が32.5%、「静かに勉強したり本が読める場所」の割合が27.1%となっています。

回答者数 = 166



5 高校生ワークショップ

(1) 調査の概要

ア 実施の目的

武蔵村山市子ども計画の策定に当たり、子ども・若者の意見を幅広く取り入れ、計画策定に反映させるため、市内の高校に通う生徒を対象として任意参加型のワークショップを実施しました。

イ 対象及び実施期間

- ①都立上水高等学校 令和6年1月18日（木）、1月22日（月）
- ②都立武蔵村山高等学校 令和6年1月19日（金）、1月23日（火）、
3月19日（火）
- ③私立拓殖大学第一高等学校 令和6年1月29日（月）

	高校1年生	高校2年生	合計
参加者	30名	34名	64名

(2) ワークショップで出された主な意見

ア 子どもにとってどんなまちが住みやすいか

分類	意見	理由
交通	駅がある	色んなところに行きやすい
遊び	遊具がたくさんある公園	ボールと鬼ごっこ以外の遊びがしたい
	子どもが近所を気にせずに遊べる場所	今だと公園でもサッカー禁止、野球禁止、そもそもボール禁止。気にせず遊べるようになって欲しい。
	子どもの遊び場	小学校の頃、公園で遊んだことがとても楽しかったから
	テーマパーク	ネット依存を防ぐためにもみんなが気になる、ワクワクしていい刺激になるから
安全性	坂道を少なくしてほしい	学校行くと疲れる
	広い道	ほぼ自転車を使うので
支援	金銭的な支援がある町	私が大学生になる時にちょうど弟が高校生で厳しい部分があるから

イ 今後、ほしい場所

分類	意見	理由
交通	近くに駅が欲しい	移動手段がないから
	電車	
	道路を広げてほしい	
	自転車専用レーン	
	バスがもう少し早い時間から動いてほしい	
商業施設 文化施設	広いカフェ	いつも混んでるから 長時間いても罪悪感がないから
	漫画が読めたり、くつろげる場所	大人から小人まで色々な人が集まれるから
	ライブ会場	
	美術館	
	遊園地	
	映画館	
	温泉（銭湯）	
	スタジオ（レコーディングができる場所）	
	しゃべってもOKな勉強できる場所	
公共施設	広めの図書館	狭くて人と人の距離が近い
	漫画がたくさん置いてある図書館	図書館は漫画が少ないイメージがあるからたくさん置いてあるところで静かに読みたい。
	図書館といろいろな人と関われる施設を隣接する	
	高校生が行きやすい児童館	兄弟がいない人にとって年下との関わりがあまりない
	町中にスピーカーで音楽を	
その他	勉強ができる施設	カフェで勉強をしないでという人もいるから
	小学生から高校生までみんなが交流して、仲良くできる場所	年齢制限があって高校生の遊べるスペースがないから。年齢制限の幅を広げてほしい。
	他の学年や他の年代と関わって仲良くなれるスポット	人脈広げるの大事
	外国の人と話せる場	
	小さい子と関われるところ	



第3章

計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

家族ぐるみ、地域ぐるみで子どもと若者の未来を応援する ～誰もが自分らしくかがやくまち～

子どもと子育て家庭を取り巻く状況は変化を続けており、次世代を担う子どもや若者が健やかに成長していくため、行政によるいわゆる「公助」の仕組みだけでなく、子どもを育てる保護者たちが共に子育てに関わる「家族ぐるみ」、子どもと若者に関わる地域や、関係機関・団体、事業者、行政等の多様な主体が、それぞれの立場で相互に連携する「地域ぐるみ」の支え合いが大切です。

また、子どもや若者の未来が貧困の連鎖によって閉ざされることのないよう、その置かれた環境にかかわらず、全ての子どもや若者が未来を切り開くことができ、将来への夢と希望を持って成長できる社会環境の整備が必要です。

そして、子どもや若者の多様な価値観や考え方が尊重され、自分の持てる能力や特性を活かして一人一人が自分らしく輝くことができるよう、子どもや若者の育成に向けた支援が求められます。

これらの考え方をあわせて、「家族ぐるみ、地域ぐるみで子どもと若者の未来を応援する～誰もが自分らしくかがやくまち～」を本市の子ども計画の基本理念とします。

第2節 計画の基本目標

「基本理念」の内容を実現するため、次の5つの基本目標を掲げ、施策の方向性を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

併せて、少子化対策に取り組むために国が策定した「こども未来戦略」の趣旨を踏まえ、本市においても、総合的かつ長期的な視点に立ち少子化に対処するため、子どもを安心して産み、育てることができる環境づくりを目指し、子育てに係る経済的負担の軽減、仕事と子育ての両立支援、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援等に取り組んでいきます。

基本目標1

子ども・若者と子育て家庭への支援

保育所や幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた子育て支援を引き続き実施するとともに、保護者の就労状況やその変化等にかかわらず柔軟に子どもを受け入れられる体制づくりを目指します。

また、子ども家庭センターを中心とした支援体制により、悩みや不安を持つ子どもや若者、その保護者からの身近な相談機関としての機能の充実、民間団体を含む地域の様々な関係機関とのネットワークの構築などを通じ、地域全体で子どもと若者、子育て家庭を支援します。

若者や子育て世代が、自分らしく社会生活を送ることができるよう、仕事と生活を調和させながら子どもを産み育てることができる環境づくりや、経済的な支援の充実を図ります。

基本目標2

健康の確保と増進

安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期、出産期、幼児期までの切れ目のない保健・医療の提供や、子どもの発育や成長段階に応じた情報提供を行い、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援の充実を図ります。

また、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援、性や妊娠に関する知識の普及、若年健康診査等の施策を実施します。

基本目標 3

教育環境の整備

基礎的な学力の確かな定着及び学力の向上を図り主体的に学習する力を育成するとともに、ICTを積極的に活用し、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに適した学びを行います。

また、子どもの豊かな心を育む道徳教育の一層の充実や、たくましく生きるために必要な体力の向上を図ります。

教育活動を通して人権教育を推進し、スクールカウンセラー、教育相談室、適応指導教室、スクールソーシャルワーカー等と連携し、いじめの防止に取り組むとともに不登校への支援を行います。

基本目標 4

子ども・若者を支援する安全・安心な生活環境の整備

子どもを交通事故から守るため、安全な道路交通環境の整備や、交通安全教育の推進に努めます。

近年、首都直下型地震の発生が危惧され、台風や大雨等の自然災害が頻発化、激甚化していることに鑑み、災害時における子どもの安全の確保に努めます。

子どもに対する犯罪を未然に防ぎ様々な危険から子どもを守るため、関係機関と連携し、地域が一体となって子どもへの犯罪の防止に取り組みます。

また、子どもが豊かに成長し、社会性を育ていけるよう、家や学校以外に子どもや若者が安心して過ごすことができる居場所づくりを進めます。

基本目標 5

配慮が必要な子ども・若者と子育て家庭への支援

悩みや不安を抱える子育て家庭や子ども、若者が相談しやすい体制を充実させ、児童虐待の発生の予防、早期発見・早期対応を目指します。

ひとり親家庭が抱える様々な課題やニーズに対応するため、児童扶養手当等の経済的な支援に加え、子育て支援サービスの利用促進につながる情報提供、相談対応、制度の周知を図ります。

障害のある子どもや若者に対して経済的な支援を行うとともに、関係機関と連携し、障害の早期発見、療育に努め、専門的な支援が必要な子どもや若者へ福祉サービスを提供します。

生活に困難を抱える家庭や若者の相談に総合的に対応し、就労支援を含む自立に向けた支援や、就労の準備に向けた支援等を行います。

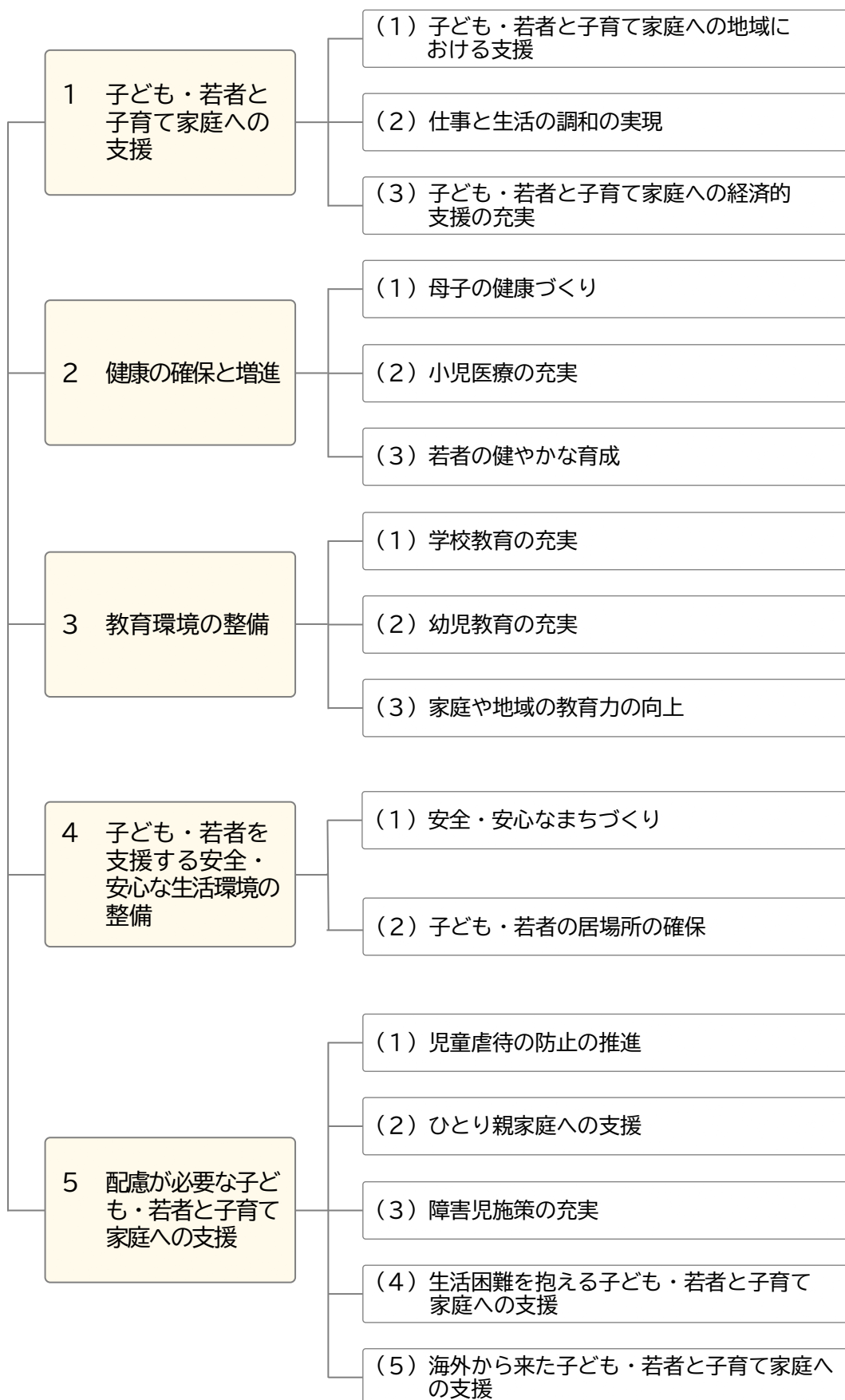
外国人世帯や海外から来た子ども・若者と子育て家庭に対しては、外国語による情報提供の充実や日本語の指導など、市の実情に即した支援を行います。

第3節 施策の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

家族ぐるみ、
地域ぐるみで子どもと若者の未来を応援する
誰もが自分らしくかがやくまち



第4節 事業一覧

基本目標1 子ども・若者と子育て家庭への支援

施策の体系		項目 番号	事業	頁
1-1 子ども・若者と子育て家庭への地域における支援	(1) 情報提供及び相談機能の充実	1	【新規】こども基本法及び児童の権利に関する条約の普及啓発及び子ども・若者の意見聴取	119
		2	子ども家庭センター事業	120
		3	子ども家庭支援センター事業	120
		4	子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）	120
		5	【新規】地域子育て相談機関事業	120
		6	地域子育て支援拠点事業	120
		7	民生・児童委員活動支援	121
		8	民生・児童委員協力員活動支援	121
		9	子育て支援情報の提供	121
		10	保育コンシェルジュ事業	121
		11	幼稚園における相談情報提供等事業	121
		12	心理経過観察・心理相談・若年妊婦等のための母性育成事業	121
		13	市民なやみごと相談窓口	121
		14	子ども・子育てナビ（アプリ）	122
		15	【新規】重層的支援体制整備事業	122
	(2) 子育て支援サービスの充実	16	認可保育所による通常保育事業	122
		17	地域型保育事業	122
		18	認定こども園の設置	122
		19	認証保育所事業	122
		20	ベビーシッター利用支援事業	122
		21	延長保育事業	122
		22	幼稚園における一時預かり保育事業	123
		23	休日保育事業	123
		6	地域子育て支援拠点事業（再掲）	123
		24	幼児対象子育て支援事業	123
		25	ファミリー・サポート・センター事業	123
		26	一時預かり事業（保育所）	123
		27	病児保育事業	123

※令和5年度以降に実施した事業又は実施を検討する事業に【新規】と示しています。

施策の体系		項目 番号	事業	頁
1-1 子ども・若者と子育て家庭への地域における支援	(2) 子育て支援サービスの充実	28	ショートステイ事業	123
		29	養育支援訪問事業	124
		30	【新規】多様な他者との関わりの機会の創出事業	124
		31	【新規】こども誰でも通園制度	124
		32	多胎児家庭支援事業	124
		33	【新規】パースデーサポート事業	124
		34	【新規】子育て世帯訪問支援事業	124
		35	【新規】児童育成支援拠点事業	124
		36	【新規】親子関係形成支援事業	125
	(3) 子ども・若者の健全育成	37	養育家庭制度の周知及び理解と協力の促進	125
		38	スポーツ少年団運営支援事業	125
		39	少年・少女スポーツ大会事業	125
		40	スポーツ振興事業	125
		41	青少年教室	126
		42	青少年吹奏楽団の育成支援	126
		43	青少年問題協議会の運営	126
		44	青少年補導連絡会による街頭補導活動等	126
		45	青少年対策地区活動推進	126
		46	北多摩地区保護観察協会活動支援	126
		47	北多摩西地区保護司会武蔵村山分区活動支援	126
		48	社会を明るくする運動の推進	126
1-2 仕事と生活の調和の実現	(1) 仕事と子育ての両立の推進	49	男女共同参画促進のための啓発事業	127
		50	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定	127
		51	育児休業取得に向けての環境づくり	128
		52	男性の育児参加に向けた啓発・支援	128
	(2) 就職・創業への支援	53	関係機関と連携した就職支援	128
		54	資格・技能情報の収集と提供	128
		55	創業支援事業	128
		56	生活困窮者及び被保護者就労準備支援事業	129
		57	被保護者自立促進事業（就労支援）	129
		58	就労自立給付金の支給	129
1-3 子ども・若者と子育て家庭への経済的支援の充実		59	出産育児一時金	130
		60	児童手当	130
		61	子どもの医療費助成事業	130

施策の体系	項目 番号	事業	頁
1-3 子ども・若者と子育て家庭への経済的支援の充実	62	多子世帯に対する国民健康保険税の減免事業	131
	63	幼児教育・保育の無償化	131
	64	保育所等利用負担軽減事業	131
	65	実費徴収に係る補足給付事業	131
	66	認可外保育施設利用支援事業補助金	131
	67	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金	131
	68	【新規】学校給食の無償化	131
	69	修学旅行・移動教室保護者負担軽減事業	131

基本目標2 健康の確保と増進

施策の体系	項目 番号	事業	頁
2-1 母子の健康づくり	(1) 疾病予防・健康増進の推進	4 子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）（再掲）	132
		70 パパとママのマタニティクラス（母親学級・両親学級）	133
		71 妊婦健康診査及び新生児聴覚検査等	133
		72 精密健康診査	133
		73 こんにちは赤ちゃん（乳児家庭全戸訪問）事業及び妊産婦・新生児等訪問指導	133
		74 乳幼児健康診査	133
		75 【新規】小児インフルエンザワクチン任意接種補助事業	134
		76 乳幼児歯科健康教室（かむかむキッズ）	134
		77 乳幼児歯科健康診査（ビーバー歯科健診）	134
		78 予防接種	134
		79 健康づくり推進協議会	134
		80 健康に関するパネル等の展示	134
	(2) 妊娠・出産・育児に関する家庭支援	4 子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）（再掲）	135
		12 心理経過観察・心理相談・若年妊婦等のための母性育成事業（再掲）	135
		71 妊婦健康診査及び新生児聴覚検査等（再掲）	135
		74 乳幼児健康診査（再掲）	135
		81 保健指導票の交付	136
		82 入院助産	136
		83 家事育児サポーター事業	136
		84 未熟児養育医療等助成	136
		85 ブックスタート事業	136

施策の体系		項目 番号	事業	頁		
2-1 母子の健康づくり	(2) 妊娠・出産・育児に関する家庭支援	86	産後ケア事業	136		
		87	【新規】 出産子育て応援事業	136		
		88	【新規】 低所得妊婦初回産科受診料支援事業	137		
		89	【新規】 プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援等	137		
	(3) 食育の推進	90	離乳食教室	137		
		91	幼児食教室	137		
		92	学校給食	137		
		93	【新規】 学校給食におけるアレルギー除去食の提供	137		
		2-2 小児医療の充実		94	休日急患診療事業	138
				95	休日準夜急患診療事業	138
		96	休日歯科急患診療事業	138		
2-3 若者の健やかな育成		97	【新規】 若年健康診査事業	139		
		89	【新規】 プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援等（再掲）	139		
		98	性の多様性に関する理解の促進	139		
		99	自殺対策事業	139		
		100	薬物乱用防止推進事業	140		
		101	歯周疾患検診	140		

基本目標3 教育環境の整備

施策の体系		項目 番号	事業	頁
3-1 学校教育の充実	(1) 確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成	102	授業改善推進プランの作成・活用	142
		103	個に応じた指導の実施	142
		104	情報活用能力の育成	142
		105	学校司書の配置と活用の推進	142
		106	地域未来塾	142
		107	帰国子女等指導事業	142
		108	外国青年英語教育推進事業	142
		109	人権・道徳教育の推進	143
		110	伝統・文化教育の推進	143
		111	野山北公園内水稻栽培	143
		112	学校週5日制対応事業	143
		113	部活動補助事業	143
		114	部活動支援事業	143

施策の体系		項目 番号	事業	頁
3-1 学校教育 の充実	(1) 確かな学力、 豊かな心や健やかな 体の育成	115	市立中学校総合体育大会	143
		116	受験生チャレンジ支援貸付事業	143
	(2) 信頼される学 校づくり	117	各種研修会	144
		118	小・中学校教育研究会奨励事業	144
		119	市立学校校内研究奨励事業	144
		120	幼稚園・保育所等と小学校との連携	144
		121	小学校補助教員派遣事業	144
		122	総合教育会議	144
	(3) いじめ・不登 校等への取組	109	人権・道徳教育の推進（再掲）	145
		123	教育相談室	145
		124	適応指導教室	145
		125	スクールカウンセラーの配置	145
		126	【新規】 チャレンジクラス（SUNルーム）	145
3-2 幼児教育の充実		18	認定こども園の設置（再掲）	146
		67	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金（再掲）	146
		120	幼稚園・保育所等と小学校との連携（再掲）	146
		24	幼児対象子育て支援事業（再掲）	146
		127	おはなしの会	146
3-3 家庭や地 域の教育力の向上	(1) 家庭教育の充 実	70	パパとママのマタニティクラス（母親学級・両親学級）（再掲）	147
		128	家庭教育講座	147
		129	「家庭の日」普及の広報・啓発	147
	(2) 地域の教育力 の充実	106	地域未来塾（再掲）	148
		112	学校週5日制対応事業（再掲）	148
		130	【新規】 まちづくり学習の推進	148
		131	コミュニティ・スクールの活用	148
		132	世代間交流の促進	148
		133	総合型地域スポーツクラブ（よってかっしえくらぶ）の運営支援	148
		134	図書館資料の充実	148
135	一斉学校公開の実施	148		

基本目標4 子ども・若者を支援する安全・安心な生活環境の整備

施策の体系		項目 番号	事業	頁
4-1 安全・安心なまちづくり	(1) 安全な道路交通環境の整備	136	道路環境の充実	149
		137	地域公共交通計画の検討と推進	149
		138	道路・公園などの都市基盤整備	150
		139	キッズ・ゾーンの設定の推進	150
	(2) 子どもの交通安全の確保	139	キッズ・ゾーンの設定の推進（再掲）	150
		140	児童・生徒に対する交通安全教育の推進	150
		141	夏期交通防犯映画会の実施	150
		142	学童交通擁護員の配置	150
		143	通学路合同点検の実施	151
	(3) 災害時における子どもの安全の確保	144	液体ミルク普及啓発事業	151
		145	学校安全計画の作成及び安全指導の充実	151
		146	避難訓練の実施	151
		147	保護者・地域との連携による安全確保体制の確立	151
	(4) 子ども・若者の犯罪等被害の防止	148	安全・安心パトロール活動の推進	152
		149	子ども110番ハウス	152
		150	防犯プレートの配布	152
		151	防犯ブザー・ランドセルカバーの配布	152
		152	通学路防犯カメラの管理・運用	152
		153	情報提供サービス事業	152
		154	セーフティ教室	152
		155	子ども安全ボランティア	152
		156	若年層消費者被害防止事業	153
4-2 子ども・若者の居場所の確保	(1) 子ども・若者の居場所づくり	157	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	154
		158	【新規】学童クラブ昼食提供事業	154
		159	放課後子供教室の充実	154
		160	児童館の充実	155
		161	認可保育所の園庭開放	155
		24	幼児対象子育て支援事業（再掲）	155
		162	子ども食堂推進事業	155
		163	【新規】健やかひろば事業	155
		164	【新規】子どもの遊び場の充実	155
		165	【新規】子ども・若者の視点に立った居場所づくり	155
		15	【新規】重層的支援体制整備事業（再掲）	155

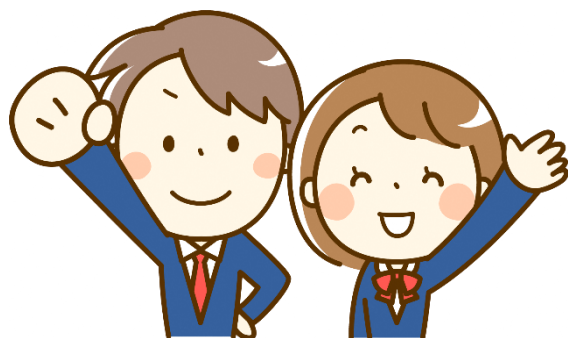
施策の体系		項目 番号	事業	頁
4-2 子ども・若者の居場所の確保	(2) 公園・広場等の整備	166	公園・児童遊園・運動広場の整備	156
		167	屋外体験学習広場	156
		168	親水緑地広場整備事業	156

基本目標 5 配慮が必要な子ども・若者と子育て家庭への支援

施策の体系		項目 番号	事業	頁
5-1 児童虐待の防止の推進		2	子ども家庭センター事業（再掲）	157
		37	養育家庭制度の周知及び理解と協力の促進（再掲）	157
		169	児童虐待防止のネットワーク事業	158
5-2 ひとり親家庭への支援		170	ひとり親家庭家事育児サポーター事業	159
		171	母子生活支援施設保護	159
		172	母子・父子自立支援及び女性相談支援員事業	160
		173	児童扶養手当	160
		174	児童育成手当	160
		175	ひとり親家庭医療費助成事業	160
		176	ひとり親家庭への各種制度の広報・啓発	160
		177	母子家庭等高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金	160
		178	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	160
		179	母子及び父子福祉資金の貸付	161
5-3 障害児施策の充実	(1) 障害の早期発見と家庭での養育の支援	71	妊婦健康診査及び新生児聴覚検査等（再掲）	162
		72	精密健康診査（再掲）	162
		73	こんにちは赤ちゃん（乳児家庭全戸訪問）事業及び妊産婦・新生児等訪問指導（再掲）	163
		74	乳幼児健康診査（再掲）	163
		174	児童育成手当（再掲）	163
		180	特別児童扶養手当	163
		181	障害児福祉手当	163
		182	心身障害児福祉手当	163
		183	中等度難聴児発達支援事業	163
		184	重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業	164
		185	障害者（児）日常生活用具給付事業	164
		186	心身障害者（児）ガソリン費等助成事業	164
		187	福祉タクシー事業	164
		188	心身障害児医療費助成事業	164

施策の体系		項目 番号	事業	頁
5-3 障害児施策 の充実	(1) 障害の早期 発見と家庭での養 育の支援	189	医療的ケア児支援のための協議の場	164
		190	児童発達支援センター	164
		191	保育所等訪問支援	164
		192	児童発達支援事業所の確保	165
		193	放課後等デイサービス事業所の確保	165
		194	発達障害児個別支援ファイル（むさしむらやま マイファイル）の普及・啓発	165
	(2) 学習環境の 整備と自立の支援	195	障害者就労支援センター事業	165
		196	保育所等巡回指導・相談事業	165
		197	特別支援教育巡回相談	165
		198	特別支援教育支援員	166
		199	特別支援教育就学奨励費の支給	166
		200	特別支援学級	166
		201	介助員の配置	166
		202	特別支援教室	166
		203	心身障害者（児）スポーツ教室	166
5-4 生活困難を抱える子ども・若者と 子育て家庭への支援		88	【新規】 低所得妊婦初回産科受診料支援事業（再掲）	167
		204	生活困窮者自立相談支援事業	168
		205	生活困窮者就労支援事業	168
		56	生活困窮者及び被保護者就労準備支援事業 （再掲）	168
		206	ケースワーカーによる生活相談・援助	168
		207	生業扶助（高等学校等就学費、技能修得）	168
		208	教育扶助（教材代、学習支援等）	168
		209	被保護者自立促進事業（次世代育成）	168
		57	被保護者自立促進事業（就労支援）（再掲）	169
		210	被保護者就労支援事業	169
		211	生活保護受給世帯に対する健全育成経費交付 事業	169
		212	家計改善支援事業	169
		213	就学援助費の支給	169
		214	女性福祉資金の貸付	169
		215	住居確保給付金の支給	169
		116	受験生チャレンジ支援貸付事業（再掲）	169
		61	子どもの医療費助成事業（再掲）	170

施策の体系	項目 番号	事業	頁
5-4 生活困難を抱える子ども・若者と子育て家庭への支援	216	【新規】ヤングケアラー支援体制強化事業	170
	15	【新規】重層的支援体制整備事業（再掲）	170
5-5 海外から来た子ども・若者と子育て家庭への支援	107	帰国子女等指導事業（再掲）	171
	217	外国語版ホームページの運用	171
	218	子ども・子育てナビ（アプリ）の外国語対応	171
	219	パンフレット等へのやさしい日本語・外国語併記	171
	220	タブレット端末を活用した多言語通訳	171
	221	多文化共生推進事業協力員制度	172





計画の内容

基本目標１ 子ども・若者と子育て家庭への支援

１ 子ども・若者と子育て家庭への地域における支援

【現状と課題】

本市では、「子ども・子育て支援新制度」の枠組みによる教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の各種サービスにより子育て支援を充実してきました。

子育て支援に関するニーズ調査では、定期的な教育・保育の事業を利用している就学前保護者は84.8%であり、そのうち「認可保育所」が55.2%と最も高くなっています。

また、母親の現在の就労状況は「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が29.8%となっており、前回調査の18.4%と比較すると増加しています。保育所のニーズは依然として高いことがわかります。

また、令和２年度から、子ども家庭総合支援拠点として児童福祉に関する事業を行う子ども家庭支援センターと、子育て世代包括支援センターとして母子保健に関する事業を行うハグはぐ・むらやまを一体的に運営してきましたが、令和６年４月の児童福祉法改正に伴い、「子ども家庭センター」として位置付け、更なる支援の連携を図っています。

【方向性】

定期的な教育・保育や地域子ども・子育て支援事業による子育て支援を引き続き実施するとともに、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を充実させていきます。また、子ども家庭センターを中心とした関係機関による情報提供・相談機能の強化を図ります。

(１) 情報提供及び相談機能の充実

項目 番号	事業	事業内容	令和６年度 (現状)	担当課
			令和１１年度 (目標)	
1	【新規】 こども基本法及び 児童の権利に関する 条約の普及啓発 及び子ども・若者の 意見聴取	こども基本法及び児童の権利 に関する条約の趣旨や内容に ついて広報・啓発を行うと ともに、施策の参考とするため 子どもや若者の意見を聴取する。	児童の権利に関する 条約の認知度 ・就学前保護者 54.7% ・小学生保護者 59.3% 児童の権利に関する 条約の認知度 ・就学前保護者 70.0% ・小学生保護者 70.0%	子ども政策課

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
2	子ども家庭センタ ー事業	利用者支援事業として、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設置意義や機能を統合し、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関である「子ども家庭センター」において、更なる支援の連携の強化、充実に努める。	実施	子ども子育て 支援課
			拡充 (子ども家庭ソーシャルワーカーの設置)	
3	子ども家庭支援セン ター事業	子ども及び家庭並びに妊産婦に対し、総合相談、支援に係るサービスの利用援助及び調整その他の事業を行うことにより、その福祉の向上を図る。また、児童虐待における役割として、要保護児童対策地域協議会を通じて、関係機関と連携し、幅広い情報を把握し、適切な支援を行う総合相談窓口としての機能を担う。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	
4	子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）	妊娠期から育児期にわたる「切れ目のない支援」のために、子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）に保健師等を配置し、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供する。妊娠届時に保健師等が面接、相談等を行い、妊娠中の体調管理や出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、育児に関する悩み事等に対応する相談支援及び子育て情報の提供を行う。	妊娠届出時 面接率 100%	子ども子育て 支援課
			妊娠届出時 面接率 100%	
5	【新規】 地域子育て相談機 関事業	子ども家庭センターと連携・調整を図り、妊産婦、子ども、子育て家庭からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う。	未実施	子ども子育て 支援課
			実施機関6か所	
6	地域子育て支援拠 点事業	乳幼児及びその保護者の交流の場として保育所の園庭等を開放し、子育て相談や、子育て情報の提供、各種イベント等を開催し、子育て支援活動を行う。	実施機関4か所	子ども子育て 支援課
			実施機関6か所	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
7	民生・児童委員活動 支援	各地域で住民の支援や相談に 応ずるなどの民生・児童委員 の活動を支援する。	実施	福祉総務課
			担当区域の見直し	
8	民生・児童委員協力 員活動支援	地域福祉力の更なる向上を図 るため、民生・児童委員への 協力等補完的な活動を行う民 生・児童委員協力員の活動を 支援する。	民生・児童委員協力員 2人	福祉総務課
			民生・児童委員協力員 4人	
9	子育て支援情報の 提供	市報、LINE、市ホームページ、 子育て情報アプリ等を活用し サービスの周知を図るととも に、子育てに関する情報を集 約した小冊子を作成し、妊産 婦や児童の保護者、子育て関 係機関等に提供する。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	
10	保育コンシェルジ ュ事業	利用者支援事業として、保護 者が保育サービスを適切に選 択し、かつ、円滑に利用でき るよう、保育サービスに係る 情報の集約・提供、相談対応、 利用の支援・援助を行う。	実施	子ども育成課
			継続	
11	幼稚園における相 談情報提供等事業	保護者から子育てに関する相 談に応じ、随時必要な情報の 提供及び助言を行う。	4か所	子ども育成課
			4か所	
12	心理経過観察・心理 相談・若年妊婦等の ための母性育成事 業	0歳から就学前までを対象 に、個別相談やグループ支援 を通じて、保護者が抱える育 児不安やストレスに対し、自 ら問題解決に取り組めるよう 支援を行う。また、個別相談 では、個別性を理解しながら 支援することで、母子(父子) の孤立化や虐待を未然に防ぐ など、保護者と乳幼児の心身 の健全な育成発達を助長す る。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	
13	市民なやみごと相 談窓口	相談する担当課が分からない 、複数の課題を抱えている、 何らかの理由で経済的に困窮 している(困窮する可能性がある) など、生活や福祉に関 する悩みごとについての相談 を総合的に受け付け、各種支 援につなげる。	実施	福祉総務課
			拡充 (アウトリーチ支援 の強化)	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
14	子ども・子育てナビ (アプリ)	予防接種や健康診査の予定、 子どもの成長を管理するとともに、 子育てをしていく中で必要な 手続や子育て関連情報を配信する。	実施	健康推進課 子ども子育て 支援課
			継続	
15	【新規】 重層的支援体制整備事業	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ に対応する包括的な支援体制を構築するため、 相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援 を一体的に実施する。	検討	福祉総務課
			実施	

(2) 子育て支援サービスの充実

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
16	認可保育所による 通常保育事業	保護者の就労等により家庭での 保育に欠ける場合に認可保育所 において保育を実施する。	13 か所	子ども育成課
			13 か所	
17	地域型保育事業	少人数の単位で3歳未満児を対象とする 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び 居宅訪問型保育事業の活用を図る。	1 か所	子ども育成課
			1 か所	
18	認定こども園の設置	認可保育所の保育機能と幼稚園の 幼児教育機能を一体的に提供する 認定こども園の活用を図る。	検討	子ども育成課
			1 か所	
19	認証保育所事業	保育ニーズの多様化に対応するため、 東京都が認証した認証保育所の活用 を図る。	1 か所	子ども育成課
			1 か所	
20	ベビーシッター利用 支援事業	待機児童の保護者又は育児休業満了者等 を対象として、東京都の認定を受けたベビー シッター事業者を活用し、子育て支援の 充実を図る。	実施	子ども育成課
			継続	
21	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応し、 延長保育を実施する。	11 か所	子ども育成課
			11 か所	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
22	幼稚園における一 時預かり保育事業	早朝、延長、長期休業期間中 の預かり保育を実施する。	4 か所	子ども育成課
			4 か所	
23	休日保育事業	保護者の就労等により、日曜 日や祝日の日中に家庭での保 育に欠ける場合、保育を実施 する。	1 か所	子ども育成課
			1 か所	
6	地域子育て支援拠 点事業 (再掲)	乳幼児及びその保護者の交流 の場として保育所の園庭等を 開放し、子育て相談や、子育 て情報の提供、各種イベント 等を開催し、子育て支援活動 を行う。	実施機関4 か所	子ども子育て 支援課
			実施機関6 か所	
24	幼児対象子育て支 援事業	幼稚園の園庭を定期的に開放 し、幼児に集団で遊ぶ機会を 与え、保護者同士の交流を図 る。	実施	子ども育成課
			継続	
25	ファミリー・サポー ト・センター事業	育児の支援を受けたい者及び 支援を行いたい者を会員とし て登録し、会員同士が相互に 育児の援助活動を行うことに より、地域における子育て環 境の整備、拡充を図る。	ファミリー会員 444 人 サポート会員 125 人 両方会員 17 人	子ども子育て 支援課
			ファミリー会員 500 人 サポート会員 135 人 両方会員 20 人	
26	一時預かり事業 (保育所)	保育所における保育が行われ ていない乳幼児を対象に、保 護者の疾病等による緊急時 や、保護者の断続的・短時間 就労等の就労形態の多様化に 伴い、一時的に乳幼児を保育 する。	4 か所	子ども育成課
			4 か所	
27	病児保育事業	病中又は病気の回復期にあっ て集団保育を受けることが困 難な期間にある児童を一時的 に預かる事業を実施する。	1 か所	子ども子育て 支援課
			3 か所	
28	ショートステイ事 業	疾病その他の事情により児童 をその家庭において養育する ことが困難な保護者に代わっ て一時的に当該児童を保護す る事業を実施する。	実施	子ども子育て 支援課
			拡充	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
29	養育支援訪問事業	育児ストレス等の問題により子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など養育支援が必要な家庭に対して保健師等による指導助言等を行う。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
30	【新規】 多様な他者との関 わりの機会の創出 事業	保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所、幼稚園、認定こども園等を利用していない未就園児を保育所等で定期的に預かり、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等、子どもの健やかな成長を図る。	1 か所	子ども育成課
			5 か所	
31	【新規】 こども誰でも通園 制度	月一定時間までの利用可能枠の中で保護者の就労要件を問わず、保育所、幼稚園、認定こども園等を利用していない未就園児を時間単位で柔軟に預かる通園制度を実施する。	検討	子ども育成課
			3 か所	
32	多胎児家庭支援事業	多胎児を妊娠中の妊婦や、多胎児を養育する家庭が抱える身体的・精神的負担を軽減し、安心して子育てができるよう、家事育児援助や移動支援等の支援を行う。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
33	【新規】 パースデーサポ ート事業	1歳児を養育する家庭に対し育児パッケージの交付とあわせ、子育て支援に関する情報提供を行う機会を創出し、子育て世帯に対する相談支援を行う。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
34	【新規】 子育て世帯訪問支 援事業	家事・子育て等に対して不安を抱える子育て家庭を訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施する。	未実施	子ども子育て支援課
			実施	
35	【新規】 児童育成支援拠点 事業	養育環境等の課題を抱える学童期の児童に対し安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート等を行うことに加え、保護者への相談支援や関係機関との連絡調整を行う。	未実施	子ども子育て支援課
			実施	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
36	【新規】 親子関係形成支援 事業	児童との関わり方や子育てに 悩みや不安を感じている保護 者及びその児童に対し、講義 やグループワーク、ロールプ レイ等を通じて児童の心身の 発達状況等に応じた情報提 供、相談及び助言を行うと ともに、保護者同士が相互に悩 みや不安を相談、共有し、情 報交換ができる場を設ける等 の支援を行う。	未実施	子ども子育て 支援課
			実施	

(3) 子ども・若者の健全育成

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
37	養育家庭制度の周 知及び理解と協力 の促進	親の虐待や病気等の理由によ り親元で暮らすことのできな い児童を家庭に代わって養育 する養育家庭制度の周知及び 養育家庭に関わる人の理解と 協力の促進を図るため、里親 体験発表会や研修等を実施す るとともに、市イベント等 での周知広報を行う。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	
38	スポーツ少年団運 営支援事業	スポーツ大会への参加や講演 会の開催、研修会等への人員 派遣、指導者の育成・確保を 支援する。	スポーツ少年団 3団体	スポーツ 振興課
			スポーツ少年団 9団体	
39	少年・少女スポーツ 大会事業	少年少女の体力的、精神的な 育成を目的に、少年野球大会 等を開催する。	実施	スポーツ 振興課
			継続	
40	スポーツ振興事業	各種スポーツ大会及び各地区 でのレクリエーション事業を 開催し、市民のスポーツレク リエーション活動の普及・振 興を図る。	実施	スポーツ 振興課
			継続	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
41	青少年教室	体験活動を通して、リーダーシップ及びグループワークの大切さを学習し、将来の武蔵村山市を支えるリーダーとしての知識、技術、態度等の養成を行う。	実施	文化振興課
			継続	
42	青少年吹奏楽団の育成支援	大型楽器等の貸出しを行い、青少年の音楽活動を支援する。	実施	文化振興課
			継続	
43	青少年問題協議会の運営	青少年の健全育成のため、青少年健全育成基本方針に基づき、年度ごとに青少年健全育成重点施策を策定するとともに、関係機関との情報共有を図る。	実施	子ども政策課
			継続	
44	青少年補導連絡会による街頭補導活動等	青少年の健全育成を図るため青少年補導連絡会による街頭補導活動や広報啓発活動等を実施する。	実施	子ども政策課
			継続	
45	青少年対策地区活動推進	地域社会における青少年の健全育成を図るため、青少年対策地区に対し活動費の一部の補助を行う。	実施	子ども政策課
			継続	
46	北多摩地区保護観察協会活動支援	北多摩地区の17市で構成し、犯罪予防、更生活動及び地域社会の環境浄化に取り組んできた北多摩地区保護観察協会の活動を支援する。	実施	福祉総務課
			継続	
47	北多摩西地区保護司会武蔵村山分区活動支援	青少年の犯罪の予防、保護観察研修会及び更生活動等を行っている北多摩西地区保護司会武蔵村山分区の活動を支援するため、活動費の一部の補助を行う。	実施	福祉総務課
			継続	
48	社会を明るくする運動の推進	犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目的とし、「社会を明るくする運動推進委員会」を設置し、本運動の取組を推進する。	実施	福祉総務課
			継続	

2 仕事と生活の調和の実現

【 現状と課題 】

共働き家庭の増加や、働き方改革などの社会的背景からも、仕事と子育ての両立のための支援のニーズは高まっており、多様な働き方や父親の子育て参加について企業の理解と協力を求めていくとともに、ワーク・ライフ・バランスを啓発する取組を支援してきました。子育て支援に関するニーズ調査では、育児休業を取得した割合は母親では45.0%であるのに対し、父親では17.3%となっています。育児休業を取得しなかった理由は、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が28.9%となっている一方、父親では「仕事が忙しかった」が39.2%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が35.9%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が28.2%となっており、経済面や職場環境による理由が多くなっています。

育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも、働き方に関する啓発を行っていく必要があります。

【 方向性 】

仕事と子育ての両立のため、保育サービスの充実に加え、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主にに対する意識啓発を進めていきます。

また、若い世代が、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができるよう支援します。

(1) 仕事と子育ての両立の推進

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
49	男女共同参画促進のための啓発事業	男女共同参画計画に基づく、男女共同参画促進のためのフォーラムや講座、パネル展の開催、情報誌の発行等を行う。	実施	協働推進課
			継続	
50	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定	市内事業所を対象としてワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定を行い、普及・啓発することにより、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。	新規認定事業所数 18 事業所	協働推進課
			新規認定事業所数 30 事業所以上	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
51	育児休業取得に向けた環境づくり	育児休業取得状況や時間外労働の時間等を把握し、公表するとともに数値目標の実現に向けた各種取組を行う。	男性職員の育児休業の新規取得対象者に対する取得者（2週間以上）の割合 37.5%	職員課
			男性職員の育児休業の新規取得対象者に対する取得者（2週間以上）の割合 85%以上	
52	男性の育児参加に向けた啓発・支援	男女共同参画センター「ゆーあい」等における講座・講習会を通して、家事・育児を男女が共に担うことに対する男性の意識改革を促すとともに、実際に男性が参加することを支援する。	実施	協働推進課
			継続	

(2) 就職・創業への支援

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
53	関係機関と連携した就職支援	ハローワーク及び東京しごとセンターとの連携のもと、就職支援情報やパンフレット等の提供を行う。また、マザーズハローワーク立川による出張相談を定期的に開催する。	実施	産業観光課
			継続	
54	資格・技能情報の収集と提供	就職・再就職を支援するために、東京しごとセンター等が実施する能力開発事業、資格取得等の支援事業の周知、案内・紹介を行う。	実施	産業観光課
			継続	
55	創業支援事業	創業支援等事業計画に基づき、特定創業等支援事業（創業塾、個別相談等）を実施し、市内での創業を希望する者等の支援を行う。	創業者数 8人/年	産業観光課
			創業者数 25人/年	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
56	生活困窮者及び被 保護者就労準備支 援事業	生活困窮者及び生活保護受給者のうちひきこもり等の理由で生活リズムが崩れている等、就労に向けた準備が必要な方を対象として、一般就労の準備に向けて、パソコン教室や屋外のウォーキング、ビジネスマナー研修などの支援を実施する。	生活困窮者 支援人数 13人 生活保護受給者 支援人数 30人	福祉総務課 生活福祉課
			生活困窮者 支援人数 15人 生活保護受給者 支援人数 33人	
57	被保護者自立促進 事業（就労支援）	就職活動に取り組む生活保護受給者に、就職活動をするための費用を補助する。	実施	生活福祉課
			継続	
58	就労自立給付金の 支給	生活保護を必要としなくなった者に対して、税・社会保険料等の負担を緩和するため就労自立給付金を支給する。	実施	生活福祉課
			継続	



3 子ども・若者と子育て家庭への経済的支援の充実

【現状と課題】

子育て家庭の経済的負担感を軽減させるよう、各種手当の支給や子どもの医療費の助成など経済的支援の充実を図り、また、経済的に厳しい状況に置かれやすいと考えられる多子世帯が安心して子どもを産み育てることができるよう支援に努めてきました。

子育て支援に関するニーズ調査では、保護者が必要と思う子育て支援策については、「保育料の減額や免除」や「児童手当の増額」という回答が多く、経済的な支援や負担の軽減を求める意見が多くなっています。

【方向性】

幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を図るため、児童手当や子どもの医療費助成の拡充を行いました。

次代を担う全ての子どもの育ちを支えるため、基礎的な経済支援策を引き続き実施します。

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
59	出産育児一時金	国民健康保険の被保険者が出産した場合、出産育児一時金を支給する。	実施	保険年金課
			継続	
60	児童手当	家庭における生活の安定と次代を担う児童の健全育成及び資質の向上を図るため、高校3年生相当までの児童を養育している保護者等に手当を支給する。	拡充	子ども育成課
			継続	
61	子どもの医療費助成事業	0歳から18歳の年度末までの全ての子どもの医療費の無償化を引き続き実施する。	拡充	子ども育成課
			継続	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
62	多子世帯に対する 国民健康保険税の 減免事業	国民健康保険の18歳未満の 被保険者が2人以上いる場合 であって、世帯の所得が200 万円以下の場合に第2子に係 る国民健康保険税の均等割額 を半額に、第3子以降に係る 均等割額を免除する。	実施	保険年金課
			継続	
63	幼児教育・保育の無 償化	幼稚園、認可保育所等を利用 する3歳から5歳児クラスの 子どもと0歳から2歳児クラ スの住民税非課税世帯の子ど もの保育料を無償とする。	実施	子ども育成課
			継続	
64	保育所等利用負担 軽減事業	子どもを2人以上持つ世帯が 保育所等を利用した際に、第 2子以降の保育料を無償とし る。また、東京都の補助を活 用し、第1子からの保育料無 償化へ拡充を図る。	実施	子ども育成課
			拡充	
65	実費徴収に係る補 足給付事業	教育・保育給付認定保護者の うち生活保護世帯の日用品・ 文房具等に要する費用並びに 施設等利用給付認定保護者の うち低所得世帯及び第3子以 降の副食材料費に要する費用 の一部を補助する。	実施	子ども育成課
			継続	
66	認可外保育施設利 用支援事業補助金	認可外保育施設の利用者に対 して保育料の一部の補助を行 う。	実施	子ども育成課
			継続	
67	私立幼稚園等園児 保護者負担軽減補 助金	私立幼稚園等に通園する園児 の保護者に対し、補助金を交 付することによって保護者の 負担軽減を図る。	実施	子ども育成課
			継続	
68	【新規】 学校給食の無償化	東京都の補助を活用し、子育て 家庭の経済的負担を軽減す るため、市立小・中学校に通 う児童・生徒の学校給食費を 無償化する。	実施	学校給食課
			継続	
69	修学旅行・移動教室 保護者負担軽減事 業	学校外に教育の場を求めて行 われる修学旅行及び移動教室 の教育活動に対して、宿舍借 上料の一部を補助し、保護者 の負担軽減を図る。	実施	教育総務課
			継続	

基本目標２ 健康の確保と増進

１ 母子の健康づくり

【現状と課題】

本市では、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、子どもの発育や成長段階に応じた疾病予防・健康増進のための取組や妊産婦健康診査、妊産婦・新生児訪問指導、乳幼児健診等の充実を図ってきました。

また、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野と教育分野が連携した食育の推進に努めてきました。

周産期に求められる様々なニーズに対して、子育て当事者の不安を解消するため、ライフステージに応じた切れ目のない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制を構築しました。

【方向性】

健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。

また、産後ケア事業の提供体制の確保など、産前産後の支援の充実と体制強化とともに、予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、取組を進めていきます。

（１） 疾病予防・健康増進の推進

項目 番号	事業	事業内容	令和６年度 (現状)	担当課
			令和１１年度 (目標)	
4	子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま） （再掲）	妊娠期から育児期にわたる「切れ目のない支援」のために、子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）に保健師等を配置し、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供する。妊娠届時に保健師等が面接、相談等を行い、妊娠中の体調管理や出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、育児に関する悩み事等に対応する相談支援及び子育て情報の提供を行う。	妊娠届出時 面接率 100%	子ども子育て 支援課
			妊娠届出時 面接率 100%	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
70	パパとママのママ ニティクラス(母親 学級・両親学級)	妊婦、配偶者等を対象に、妊娠・出産・産褥期の特徴と健康管理、新生児期の育児等についての講義と実習を行うとともに、仲間づくりの場の提供、健診や子育て情報を提供する。	6学級/年 定員最大8組	子ども子育て 支援課
			6学級/年 定員最大10組	
71	妊婦健康診査及び 新生児聴覚検査等	妊婦の健康管理を助け、妊婦及び乳幼児の死亡率低下、障害発生の予防等を図るため、特定防衛施設周辺整備調整交付金による基金を用いて、妊婦健康診査を実施する。新生児聴覚検査は、おおむね生後3日以内の全ての新生児を対象に出生した分べん取扱機関等で実施する。その他先天性代謝異常等検査は、生後5日目～7日目の新生児を対象に、スクリーニング検査を行う。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	
72	精密健康診査	妊婦健康診査、乳幼児健康診査の結果、精密健康診査の必要が認められた妊婦、乳幼児に対して公費負担で精密健康診査を行う。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	
73	こんにちは赤ちゃん(乳児家庭全戸訪問)事業及び妊産婦・新生児等訪問指導	妊産婦・乳児がいる家庭を保健師又は助産師等が訪問し、妊産婦の健康状態、新生児の発育・疾病予防等について、指導・助言を行うほか、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。	訪問率 99.1%	子ども子育て 支援課
			訪問率 100%	
74	乳幼児健康診査	身体発育、運動機能、精神発達の状況等を診査し、栄養、歯科、育児等に関する指導を実施する。なお、乳幼児健康診査は、3か月～4か月児、1歳6か月児、3歳児において実施する。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
75	【新規】 小児インフルエンザワクチン任意接種補助事業	インフルエンザワクチンの2回接種が必要な生後6か月から13歳未満までの子どもを対象に、任意接種に係る費用の一部を補助する。	実施	健康推進課
			継続	
76	乳幼児歯科健康教室（かむかむキッズ）	10 か月児から1歳6か月児の乳幼児の保護者を対象に、初期のむし歯予防を目的とした食事のポイント、歯みがき等について指導・助言を行う。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
77	乳幼児歯科健康診査（ビバー歯科健診）	0歳から6歳（未就学児）までの乳幼児を対象に、歯科医師による歯科健診や歯みがきの相談、フッ素塗布などの予防処置を行う。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
78	予防接種	予防接種法に基づく定期予防接種を実施し、感染症等の予防に努める。	実施	健康推進課
			継続	
79	健康づくり推進協議会	市民健康づくり推進協議会において、武蔵村山市健やかプラン（健康増進計画・食育推進計画・母子保健計画）の進捗状況を確認するとともに、健康づくりや食育等の取組について協議する。	実施	健康推進課
			継続	
80	健康に関するパネル等の展示	ポスターやパネル等を活用して、多くの市民に母子保健事業や子どもの成長を社会全体で支え合う必要性を具体的に紹介する。	実施	子ども子育て支援課
			継続	

(2) 妊娠・出産・育児に関する家庭支援

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
4	子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま） （再掲）	妊娠期から育児期にわたる「切れ目のない支援」のために、子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）に保健師等を配置し、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供する。妊娠届時に保健師等が面接、相談等を行い、妊娠中の体調管理や出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、育児に関する悩み事等に対応する相談支援及び子育て情報の提供を行う。	妊娠届出時 面接率 100%	子ども子育て 支援課
			妊娠届出時 面接率 100%	
12	心理経過観察・心理相談・若年妊婦等のための母性育成事業 （再掲）	0歳から就学前までを対象に、個別相談やグループ支援を通じて、保護者が抱える育児不安やストレスに対し、自ら問題解決に取り組めるよう支援を行う。また、個別相談では、個別性を理解しながら支援することで、母子（父子）の孤立化や虐待を未然に防ぐなど、保護者と乳幼児の心身の健全な育成発達を助長する。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	
71	妊婦健康診査及び新生児聴覚検査等 （再掲）	妊婦の健康管理を助け、妊婦及び乳幼児の死亡率低下、障害発生の予防等を図るため、特定防衛施設周辺整備調整交付金による基金を用いて、妊婦健康診査を実施する。新生児聴覚検査は、おおむね生後3日以内の全ての新生児を対象に出生した分べん取扱機関等で実施する。その他先天性代謝異常等検査は、生後5日目～7日目の新生児を対象に、スクリーニング検査を行う。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	
74	乳幼児健康診査 （再掲）	身体発育、運動機能、精神発達の状況等を診査し、栄養、歯科、育児等に関する指導を実施する。なお、乳幼児健康診査は、3か月～4か月児、1歳6か月児、3歳児において実施する。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
81	保健指導票の交付	経済的な理由で医療機関での健康診査を受けることが困難な妊産婦や乳幼児に対して、保健指導票の交付を行う。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
82	入院助産	経済的な事情で入院して出産することが困難な妊産婦に出産費用を助成する。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
83	家事育児サポーター事業	育児、家事等の支援を必要とする3歳未満の児童を養育している家庭等に対し、訪問による育児等の支援を行うことで、子育て家庭の負担の軽減を図る。	実施	子ども子育て支援課
			拡充	
84	未熟児養育医療等助成	身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対し、指定養育医療機関に入院させ、必要な医療の給付を行うほか、医療費の自己負担分の助成を行う。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
85	ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を介してゆっくり心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるため、3か月～4か月児健康診査時に乳児を対象に絵本をプレゼントし、簡単な読み聞かせを行う。	実施	図書館
			継続	
86	産後ケア事業	出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援を行う。	【委託契約先】 短期入所型：2か所 通所型：2か所 居宅訪問型：7人 【利用可能期間】 原則、生後6か月以内	子ども子育て支援課
			【委託契約先】 短期入所型：3か所 通所型：3か所 居宅訪問型：10人 【利用可能期間】 原則、生後1年以内	
87	【新規】 出産子育て応援事業	面談や継続的な情報発信を行うことを通じて、必要な支援につなぐ伴走型相談支援（妊婦等包括相談支援事業）と、出産育児関連用品の購入費等の負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する。	実施	子ども子育て支援課
			継続	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
88	【新規】 低所得妊婦初回産 科受診料支援事業	低所得の妊婦の経済的負担軽減を図ることなどを目的として、初回の産科受診料の費用を助成する。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	
89	【新規】 プレコンセプション ケアを含む成育 医療等に関する相 談支援等	男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの普及啓発等の取組を推進し、不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行う。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	

(3) 食育の推進

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
90	離乳食教室	5か月から8か月頃の乳児の保護者を対象に、試食や調理実演を通して離乳食の進め方を学ぶ教室を実施するとともに、仲間づくりの場を提供する。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	
91	幼児食教室	食べることへの興味や関心を育むため、2歳から6歳（就学前）までの幼児とその保護者が親子で参加する幼児食教室を実施する。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	
92	学校給食	郷土食・行事食献立の実施及び地場農産物の積極的な利用を図るとともに、給食だよりや毎月の予定献立表の紙面、給食試食会等を通じ、食に関する指導及び情報提供を行う。	実施	学校給食課
			継続	
93	【新規】 学校給食における アレルギー除去食 の提供	食物アレルギー事故を防止するため、学校給食においてアレルギー除去食の提供を実施する。	検討	学校給食課
			実施	

2 小児医療の充実

【 現状と課題 】

本市では、関係機関との連携のもと、小児初期救急や休日等の医療体制を確保し、子どもとその家庭がいかなるときも安心して医療サービスを受けることができる環境づくりに努めてきました。

子育て支援に関するニーズ調査では、必要と思われる子育て支援策について、子ども医療の拡大が就学前児童保護者で9.4%、小学生保護者で18.9%となっています。

【 方向性 】

子どもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、引き続き小児医療体制の確保に努めます。

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
94	休日急患診療事業	休日・祝日及び年末年始における急病者の診療を実施する。	実施	健康推進課
			継続	
95	休日準夜急患診療事業	休日及び祝日の準夜における急病者の診療を実施する。	実施	健康推進課
			継続	
96	休日歯科急患診療事業	休日及び年末年始における急病者の診療を実施する。	実施	健康推進課
			継続	

3 若者の健やかな育成

【現状と課題】

子ども・若者を取り巻く状況調査では、現在、困っていることや悩んでいることとして、「健康のこと」と答えた割合が 24.7%となっています。心身の健康等についての情報提供や心のケアの充実を図ることが必要です。

【方向性】

若年層の市民を対象に、糖尿病などの生活習慣病の予防や早期発見・早期治療を目的として健康診査を実施します。

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。

また、性的指向や性自認の多様性に関する理解を深めるため広報啓発活動等を行います。

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
97	【新規】 若年健康診査事業	特定健康診査等の対象とならない若年層（20～39歳）の市民に対し、健康診査を実施する。	実施	健康推進課
			継続	
89	【新規】 プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援等 (再掲)	男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの普及啓発等の取組を推進し、不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行う。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
98	性の多様性に関する理解の促進	性の多様な在り方とそれを取り巻く人権課題について市民の理解と配慮を促す。	実施	協働推進課
			継続	
99	自殺対策事業	関係機関との連携・協力を図りながら、市民に対して心の健康づくりについての知識や相談窓口等について普及啓発を行う。	実施	健康推進課
			継続	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
100	薬物乱用防止推進 事業	薬物乱用防止推進武蔵村山地区協議会と協働し、薬物への正しい知識について普及啓発を図る。	実施	健康推進課
			継続	
101	歯周疾患検診	20歳以上の市民を対象に、歯と口腔の健康維持のため、検診と歯科保健指導を実施する。	実施	健康推進課
			拡充	

基本目標3 教育環境の整備

1 学校教育の充実

【現状と課題】

児童・生徒一人一人の「生きる力」を支える確かな学力の定着や心と体の育成を推進し、個に応じたきめ細かな指導の充実を図るとともに、地域と学校の連携を強化する取組により開かれた学校づくり、信頼される学校づくりを推進してきました。

生活実態調査では、授業の理解度について、「わかる」と回答した人は、小学5年生では85.4%、中学2年生では65.3%となっており、「わからない」と回答した人は、小学5年生では13.6%、中学2年生では33.7%となっています。

また、いじめや不登校については、「教育相談室」や「適応指導教室」により対応支援を図ってきました。

生活実態調査では、いじめられたことがあった（「よくあった」「時々あった」の合計）と回答した割合が小学5年生、中学2年生それぞれ15.6%、16.6%となっています。

【学力調査の結果から】

「令和5年度武蔵村山市立学校児童・生徒の学力向上を図るための意識調査」によると、小学校4・5年生対象の調査では「自分のいいところをいくつか言えますか。」の質問に対し、肯定的な回答をした児童が4年生では80%、5年生では63.9%でした。また、中学校2年生対象の調査で「夢中になった、勉強が面白いと思った、やる気が出た、という記憶に残っている授業はありますか。」の質問に対し、肯定的な回答は60.9%であり、「いくつかある」と回答した生徒の割合は中学1・2年生共に全国の数値を上回っています。

また、「令和6年度全国学力・学習状況調査」の結果によると、「授業の内容はよく分かりますか。」の質問に対し、小学校（国語・算数）、中学校（国語・数学）共に肯定的な回答をした児童生徒が70%を上回っていました。

今後も、子どもたちの実態を把握しながら、良いところを認め、褒め、伸ばす授業づくりを心掛けていきます。

【方向性】

引き続き、基礎的、基本的な知識・技能の確実な定着を図るなど、確かな学力の定着を目指します。

また、不登校の状態にある生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、個別学習等の支援を行います。

成長過程にある子どもが基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切に作る心や思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭・学校・地域及び関係機関が連携して支援します。

(1) 確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
102	授業改善推進プランの作成・活用	より子どもたちの実生活に活きる、具体的な事象に結び付けた授業を大切に授業改善を行い、生きる力を身に付けられるようにする。	実施	教育指導課
			継続	
103	個に応じた指導の実施	児童・生徒の学習意欲の向上や学力の向上を図るため、少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチング等による個に応じたきめ細かな指導を実施する。	実施	教育指導課
			継続	
104	情報活用能力の育成	一人1台端末や図書館を利用した学習を通して、児童・生徒の情報活用能力を育成し、情報モラル及び情報リテラシーについての指導を推進する。	実施	教育指導課
			継続	
105	学校司書の配置と活用の推進	市内全小・中学校に専任の学校司書を1人ずつ週4日配置し、学校及び家庭における読書活動を推進することにより、児童・生徒に豊かな感性や情緒を身に付けさせるとともに言語力の育成を図る機会を提供する。	1人当たり貸出冊数 36冊/年	教育指導課
			1人当たり貸出冊数 40冊/年	
106	地域未来塾	家庭での学習が困難であるなど、学習習慣が十分に身に付いていない児童・生徒を対象に、市内全小・中学校で地域住民等の協力により学習支援を実施する。	実施	文化振興課
			継続	
107	帰国子女等指導事業	外国から帰国又は来往した児童・生徒が、日本の社会生活に適応できるよう、小学校に設置された日本語学級に帰国子女等指導助手を配置し、日本語の指導、助言及び生活指導を実施する。	実施	教育指導課
			継続	
108	外国青年英語教育推進事業	英語科の授業及び特別活動での英語教育を推進するため、各中学校に補助教員として外国青年を配置し、英語教育の充実を図る。また、小学校における国際理解教育を推進するため各小学校に派遣を行う。	実施	教育指導課
			継続	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
109	人権・道徳教育の推進	児童・生徒が社会生活の基本ルールや、人を思いやる心を身に付けられるよう人権教育を推進するとともに、教員が率先して挨拶を行い、子ども一人一人のよさを認める等、人間としての生き方や道徳的価値について自覚を深められるような指導に努める。	実施	教育指導課
			継続	
110	伝統・文化教育の推進	郷土の特色を教材化した授業づくりを推進し、地域の歴史や風土について学ぶ機会の充実を図るとともに、伝統や文化を継承しようとする態度を育む教育を推進する。	実施	教育指導課
			継続	
111	野山北公園内水稻栽培	自然体験・勤労体験学習及び児童の健全育成の一環として、小学校5年生を対象に野山北公園内学習田で水稻栽培を実施する。	実施	教育指導課
			継続	
112	学校週5日制対応事業	学校週5日制を有効活用するために、土曜日チャレンジ学校等を実施し、子どもたちに体験活動や学習活動の場を提供する。	実施	文化振興課
			継続	
113	部活動補助事業	心身共に発育成長期の生徒の人格形成に大きな影響を及ぼす部活動の円滑な運営を図るため、必要な助成を行う。	実施	教育指導課
			継続	
114	部活動支援事業	中学校の部活動を対象として、部活動外部支援員及び部活動指導員による技術的な指導等を実施する。	実施	教育指導課
			継続	
115	市立中学校総合体育大会	生徒の体力向上及び豊かな人間形成を図るため、市内全中学校の総合体育大会を実施する。	実施	教育指導課
			継続	
116	受験生チャレンジ支援貸付事業	受験費用等の捻出が困難な一定所得以下の世帯に対して、学習塾等の費用や受験費用の貸付を行う東京都の受験生チャレンジ支援貸付事業の利用相談や申請手続の支援を行う。	【貸付件数】 学習塾等費用 52 件 受験料 59 件	福祉総務課
			【貸付件数】 学習塾等費用 78 件 受験料 78 件	

(2) 信頼される学校づくり

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
117	各種研修会	教員の資質向上と、より教育水準を高めることを目的として、各種研修会を実施する。	実施	教育指導課
			継続	
118	小・中学校教育研究会奨励事業	市内全小・中学校の教育振興と教員の資質向上を目的として、全教員で組織された研究会が行う研究活動に対して、奨励費を交付する。	実施	教育指導課
			継続	
119	市立学校校内研究奨励事業	市内全小・中学校における研究課題に基づいた校内研究活動に対し、助成を行う。また、特色ある教育及び学校づくりを推進するため、奨励費を交付する。	実施	教育指導課
			継続	
120	幼稚園・保育所等と小学校との連携	幼稚園・保育所等と小学校の円滑な接続と連携を図る取組を行う。	実施	教育指導課
			継続	
121	小学校補助教員派遣事業	全小学校にエデュケーション・アシスタントを各校1人配置し、児童一人一人に対するきめ細やかな指導の実現に資するとともに、地域で学校を支える体制づくりを推進する。	実施	教育指導課
			継続	
122	総合教育会議	市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、効果的な教育行政を推進するため、総合教育会議を設置する。	実施	子ども政策課 教育総務課
			継続	

(3) いじめ・不登校等への取組

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
109	人権・道徳教育の推進 (再掲)	児童・生徒が社会生活の基本ルールや、人を思いやる心を身に付けられるよう人権教育を推進するとともに、教員が率先して挨拶を行い、子ども一人一人のよさを認める等、人間としての生き方や道徳的価値について自覚を深められるような指導に努める。	実施	教育指導課
			継続	
123	教育相談室	相談内容に応じた専門家による教育相談、就学相談、スクールソーシャルワーカーの派遣等の相談事業を実施する。	実施	教育指導課
			継続	
124	適応指導教室	学校に行けない児童・生徒に対して、学習指導等を行い、学校生活への復帰を支援する。	実施	教育指導課
			継続	
125	スクールカウンセラーの配置	不登校やいじめ、暴力等の問題を未然に防止するとともに、学校生活や友人関係などに関する心理的相談を通して、学校への適応を図るため、市内全小・中学校にスクールカウンセラーを配置する。	実施	教育指導課
			継続	
126	【新規】 チャレンジクラス (SUNルーム)	不登校の状態にある中学生が安心して学校生活を送ることができるよう、ゆとりのある生活時程の下、一人一人の学習状況に合わせた個別学習等の支援を行う。	実施	教育指導課
			継続	

2 幼児教育の充実

【 現状と課題 】

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園、保育所等において、安全・安心な環境の中で幼児教育・保育を実施してきました。

子育て支援に関するニーズ調査では、平日に定期的に教育・保育事業を利用する理由は「子どもの教育や発達のため」が61.3%と高くなっています。

【 方向性 】

幼児教育を充実する観点から、引き続き私立幼稚園に関する補助を行うとともに、保育機能と幼児教育機能を一体的に提供する「認定こども園」を設置し、その活用を図ります。

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
18	認定こども園の設置 (再掲)	認可保育所の保育機能と幼稚園の幼児教育機能を一体的に提供する認定こども園の活用を図る。	検討	子ども育成課
			1 か所	
67	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金 (再掲)	私立幼稚園等に通園する園児の保護者に対し、補助金を交付することによって保護者の負担軽減を図る。	実施	子ども育成課
			継続	
120	幼稚園・保育所等と小学校との連携 (再掲)	幼稚園・保育所等と小学校の円滑な接続と連携を図る取組を行う。	実施	教育指導課
			継続	
24	幼児対象子育て支援事業 (再掲)	幼稚園の園庭を定期的に開放し、幼児に集団で遊ぶ機会を与え、保護者同士の交流を図る。	実施	子ども育成課
			継続	
127	おはなしの会	乳幼児から小学生まで及びその保護者を対象に、絵本や紙芝居の読み聞かせ、手遊びなどを実施する。	実施	図書館
			継続	

3 家庭や地域の教育力の向上

【 現状と課題 】

地域ぐるみで子どもを育てる意識を醸成し、市民が地域ぐるみの子育てに参画しやすい環境を整備することで、地域全体で子どもの健全育成を進める体制づくりに努めてきました。

子育て支援に関するニーズ調査では、子どもの育ちを取り巻く環境について、子育てに影響すると思う環境が「家庭」と回答した割合は、就学前児童保護者が95.1%、小学生保護者が94.4%となっています。また、「地域」と回答した割合は、就学前児童保護者が51.7%、小学生保護者が44.0%となっています。

子どもが健やかに成長するために、家庭と地域の役割は重要となっています。

【 方向性 】

家庭における教育力を高めるため、家庭教育に関する講座を実施するなど、保護者に寄り添う家庭教育を支援します。

また、学校、家庭及び地域が連携し、地域全体で子どもを育てるという視点に立って本市の地域特性を活かした開かれた学校づくりを進めます。

(1) 家庭教育の充実

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
70	パパとママのマタニティクラス(母親学級・両親学級) (再掲)	妊婦、配偶者等を対象に、妊娠・出産・産褥期の特徴と健康管理、新生児期の育児等についての講義と実習を行うとともに、仲間づくりの場の提供、健診や子育て情報を提供する。	6学級/年 定員最大8組	子ども子育て 支援課
			6学級/年 定員最大10組	
128	家庭教育講座	家庭は子どもの人間関係の基礎を培う重要な場であることから、保護者と子どもの基本的な学びの場として、講演会や実習会等を開催し、家庭教育への支援を行う。	実施	文化振興課
			継続	
129	「家庭の日」普及の 広報・啓発	青少年の健全育成について、家庭が最も大切な役割を持つという認識から、家庭がその機能を十分に発揮できるためのきっかけづくりとして、毎月第一日曜日を「家庭の日」として位置付け、普及について広報・啓発する。	実施	子ども政策課
			継続	

(2) 地域の教育力の充実

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
106	地域未来塾 (再掲)	家庭での学習が困難であるなど、学習習慣が十分に身に付いていない児童・生徒を対象に、市内全小・中学校で地域住民等の協力により学習支援を実施する。	実施	文化振興課
			継続	
112	学校週5日制対応 事業 (再掲)	学校週5日制を有効活用するために、土曜日チャレンジ学校等を実施し、子どもたちに体験活動や学習活動の場を提供する。	実施	文化振興課
			継続	
130	【新規】 まちづくり学習の 推進	子どもたちが本市への理解を深めるとともに、まちづくりに参画していくため、各教科等に関連付けて市内全小・中学校で「まちづくり学習」を推進する。	実施	教育指導課
			継続	
131	コミュニティ・スクールの活用	保護者や地域の意見を学校運営に反映し、地域に開かれ、信頼される学校づくりを推進する。	実施	教育総務課 教育指導課
			継続	
132	世代間交流の促進	子どもと高齢者等との交流を通して、世代間交流を促進する。	実施	スポーツ 振興課 文化振興課 教育指導課 協働推進課
			継続	
133	総合型地域スポーツクラブ(よってかっしゅクラブ)の運営支援	地域住民が世代を超えてスポーツ活動や文化活動を通じた交流が行えるよう、地域が主体となる運営を支援する。	クラブ数1団体 クラブ会員数172人	スポーツ 振興課
			クラブ数1団体 クラブ会員数480人	
134	図書館資料の充実	図書館資料の充実を図り、子どもに読書の面白さ楽しさを知ってもらうとともに、知的好奇心等の高揚につながる資料展示や紹介に努める。	実施	図書館
			継続	
135	一斉学校公開の実施	各学校の経営方針や教育活動などの情報を発信するほか、市内全小・中学校で一斉学校公開を実施し、保護者や地域と共に良い学校づくりを推進する。	実施	教育指導課
			継続	

基本目標４ 子ども・若者を支援する安全・安心な生活環境の整備

１ 安全・安心なまちづくり

【現状と課題】

子どもが交通事故の被害などに遭わないよう、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、児童・生徒への交通安全教育の強化に努めてきました。

また、防災に関わる教育、避難訓練、保護者や地域との連携等により、災害時に子どもの安全が確保できる体制づくりを進め、また、安全・安心パトロール活動の推進など、子どもを犯罪等の被害から守るための取組を実施してきました。

子育て支援に関するニーズ調査では、身近な地域の活動について、「交通安全や犯罪防止のためのパトロールをする活動」があるとよいと回答した割合は、就学前児童保護者では43.2%、小学生保護者では48.2%となっています。

【方向性】

今後も、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、防犯・交通安全対策、防災対策等を実施します。

また、子どもや若者が、犯罪や事故、災害等から自らを守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じた安全教育を推進するとともに、子どもの安全に関する保護者に対する周知啓発を行います。

（１）安全な道路交通環境の整備

項目番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
136	道路環境の充実	道路の新設・改良において、通行者の安全を図るため、歩道の切下げや段差の適切な解消に努めている。引き続き東京都福祉のまちづくり条例等を遵守し、安全で快適な歩道の整備を進める。	実施	道路下水道課
			継続	
137	地域公共交通計画の検討と推進	誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの実現を目指し、地域公共交通計画を検討・策定し、推進する。	検討	交通企画・モノレール推進課
			実施	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
138	道路・公園などの都市基盤整備	道路・公園等の都市基盤整備を図り、安心・安全のまちづくりを推進する。	実施	都市計画課 道路下水道課
			継続	
139	キッズ・ゾーンの設定の推進	保育所等が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するため、キッズ・ゾーンの設定等具体的な交通安全対策を検討する。	検討	子ども育成課 防災安全課 道路下水道課
			実施	

(2) 子どもの交通安全の確保

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
139	キッズ・ゾーンの設定の推進 (再掲)	保育所等が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するため、キッズ・ゾーンの設定等具体的な交通安全対策を検討する。	検討	子ども育成課 防災安全課 道路下水道課
			実施	
140	児童・生徒に対する交通安全教育の推進	保育所・幼稚園での横断歩道歩行訓練、小学校での自転車安全運転教室、中学校でのスクエアード・ストレイト（実体験的教育）を開催し、児童・生徒の交通安全意識の向上を図る。	実施	防災安全課
			継続	
141	夏期交通防犯映画会の実施	夏休み中における子どもの事故防止のため、交通・防犯に関するDVDを上映し、児童・生徒の安全意識の向上を図る。	夏期交通防犯映画会 協力団体数 9団体	防災安全課
			夏期交通防犯映画会 協力団体数 18団体	
142	学童交通擁護員の配置	小学校の通学時に学童交通擁護員を配置し、児童の交通安全の確保と交通安全指導の推進を図る。	実施	教育総務課
			継続	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
143	通学路合同点検の 実施	東大和警察署、武蔵村山市(防 災安全課及び道路下水道課)、 武蔵村山市教育委員会、学校 教職員及びP T A等の関係機 関が、児童の安全のため合同 で通学路の点検を実施する。	実施	教育総務課 防災安全課 道路下水道課
			継続	

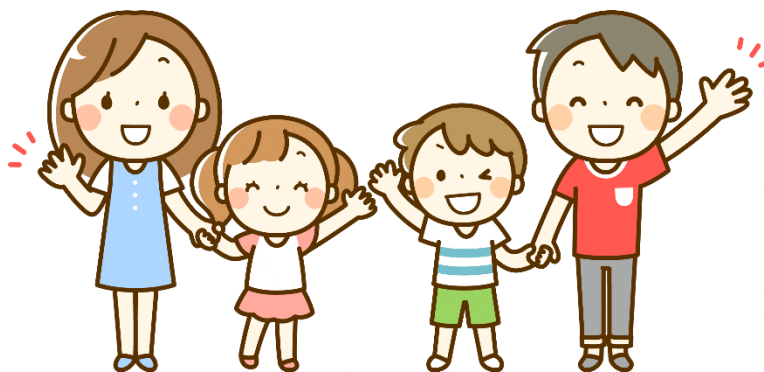
(3) 災害時における子どもの安全の確保

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
144	液体ミルク普及啓 発事業	災害時において、すぐに飲む ことができる液体ミルクを購 入し、乳児検診等で新生児及 び乳幼児を持つ家庭へ普及啓 発する。	実施	防災安全課
			継続	
145	学校安全計画の作 成及び安全指導の 充実	各学校において、安全指導計 画を作成するとともに、月1 回実施する安全指導日等を通 して、災害安全等について計 画的に指導し、児童・生徒が 自分の身を守るようにする。	実施	教育指導課
			継続	
146	避難訓練の実施	各学校において、様々な想定 に基づいた避難訓練を月1回 実施し、児童・生徒が避難経 路や避難方法を確実に学べる ようにするとともに、自己・ 他者の安全を守ろうとする態 度を育む。	実施	教育指導課
			継続	
147	保護者・地域との連 携による安全確保 体制の確立	災害発生時に、保護者・地域 との連携により、児童・生徒 の安全確保ができる体制を確 立する。	実施	教育指導課
			継続	

(4) 子ども・若者の犯罪等被害の防止

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
148	安全・安心パトロール活動の推進	青色防犯パトロールによる巡回や見守り番等の地域ボランティア活動により、子どもの通学時における見守りを強化する。	実施	防災安全課
			継続	
149	子ども110番ハウス	児童・生徒の安全確保のため、昼間在宅していることが多い家庭、商店等を子ども110番ハウスとして登録し、登下校時等の緊急時における避難場所を確保する。	実施	教育総務課
			継続	
150	防犯プレートの配布	児童・生徒への見守り、声掛け運動を推進するため、自転車に装着する防犯プレートを配布する。	実施	教育総務課
			継続	
151	防犯ブザー・ランドセルカバーの配布	児童を犯罪・交通事故から守るため、小学校1年生を対象に防犯ブザー及びランドセルカバーを配布する。	実施	教育総務課
			継続	
152	通学路防犯カメラの管理・運用	通学路防犯カメラを適切に管理・運用することにより、児童の見守り活動を補完するとともに、児童の安全確保の強化を図る。	実施	教育総務課
			継続	
153	情報提供サービス事業	安心、安全のための犯罪、災害情報等について各種情報発信ツールを利用して配信する。	実施	防災安全課 教育指導課
			継続	
154	セーフティ教室	児童・生徒が、交通事故や不審者、パソコン・携帯電話などを利用した犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、セーフティ教室を開催する。	実施	教育指導課
			継続	
155	子ども安全ボランティア	市内小学校の通学路等において見守りやパトロールを行い、登下校時の児童の安全確保を推進する。	ボランティア 162 人	教育総務課
			ボランティア 200 人	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
156	若年層消費者被害 防止事業	市民の消費生活の安定と向上 を図るため、若年層を対象と した啓発活動を実施する。	実施	協働推進課
			継続	



2 子ども・若者の居場所の確保

【現状と課題】

子どもが安心して過ごすことができる居場所として、学童クラブと放課後子供教室の連携、児童館の充実等を行い、子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、学習や遊びなど多様な体験・活動を行うことができる環境づくりや公園・広場等の整備を図ってきました。

子育て支援に関するニーズ調査では、就学前の子どもの保護者への調査で、子どもの小学校入学後の放課後の過ごし方として希望が多いのは、小学校低学年のうちは「学童クラブ（放課後児童クラブ）」、高学年では「自宅」「習い事」の割合が高くなっています。

また、生活実態調査では、今後、機会があれば利用したいと思う場所について、「みんなでスポーツができる場所」「休日にいることができる場所」が小学5年生、中学2年生とも高くなっています。また、「家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所」が中学2年生で高くなっています。

【方向性】

就学後の子どもが放課後を安心して過ごすことができる学童クラブや放課後子供教室などを引き続き実施するとともに、様々な学びや体験、外遊びの機会に接することができるよう、多様なニーズに応じた多様な居場所づくりについて、子ども・若者の視点に立ち、子ども・若者の声を聴きながら進めていきます。

(1) 子ども・若者の居場所づくり

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
157	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	保護者が労働、疾病等により昼間家庭にいない小学生を対象に適切な遊びや生活の場を提供する。	施設数 13 か所	子ども育成課
			施設数 13 か所	
158	【新規】 学童クラブ昼食提供事業	小学校の長期休業期間中に、学童クラブにて弁当形式の配食を前提とした昼食提供事業を行う。	実施	子ども育成課
			継続	
159	放課後子供教室の充実	放課後に小学校の余裕教室等を活用した、放課後子供教室を運営する。また、放課後子供教室と学童クラブの連携型プログラムを実施する。	実施	文化振興課 子ども育成課
			継続	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
160	児童館の充実	子どもたちの安全で安心できる遊び場、交流の場であり、また、乳幼児及びその保護者の居場所として充実を図る。	実施	子ども育成課
			継続	
161	認可保育所の園庭開放	日時等を指定し、園庭を地域の子どものための交流の場として開放するとともに子育ての相談等を行う。	実施	子ども育成課
			継続	
24	幼児対象子育て支援事業 (再掲)	幼稚園の園庭を定期的に開放し、幼児に集団で遊ぶ機会を与え、保護者同士の交流を図る。	実施	子ども育成課
			継続	
162	子ども食堂推進事業	地域の子ども・若者や子育て家庭が気楽に立ち寄り、食事を通して多世代の交流を行う子ども食堂を運営する民間団体等に対し経費の一部を補助する。	実施件数9か所 開催回数2～4回/月	子ども子育て支援課
			実施件数14か所 開催回数4回/月	
163	【新規】 健やかひろば事業	市内児童館や地区会館を活用し、就学前の子どもとその保護者へ安心・安全な遊び場、子育て相談ができる居場所を提供する。	延べ年間開催回数 190回 年間参加人数 延べ2,600人	子ども子育て支援課
			延べ年間開催回数 220回 年間参加人数 延べ2,800人	
164	【新規】 子どもの遊び場の充実	地域資源を生かし、子どもが誰でも安全に外遊びができる遊び場の充実を図る。	未実施	子ども育成課 子ども政策課
			実施	
165	【新規】 子ども・若者の視点に立った居場所づくり	子どもや若者が勉強したり、安心して過ごしたりすることができる居場所づくりを進める。	未実施	子ども政策課
			1か所	
15	【新規】 重層的支援体制整備事業 (再掲)	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する。	検討	福祉総務課
			実施	

(2) 公園・広場等の整備

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
166	公園・児童遊園・運動広場の整備	市内の施設内の遊具等の健全度調査を運動広場等管理点検にて実施する。	遊具等の健全度割合 69.1%	環境課
			遊具等の健全度割合 85.0%	
167	屋外体験学習広場	狭山丘陵の自然を生かし青少年に対して自然体験や自主性、協調性を養うための体験学習の場を提供するため、屋外体験学習広場の維持管理を行う。	実施	文化振興課
			継続	
168	親水緑地広場整備事業	治水上の安全性の確保や市民の身近な親水空間としての緑化の推進や多自然川づくりのため、河川改修により生じた旧河川敷などを水とみどりに親しむ憩いの広場として整備する。	7か所	環境課
			8か所	

基本目標5 配慮が必要な子ども・若者と子育て家庭への支援

1 児童虐待の防止の推進

【現状と課題】

本市では、子どもの人権が守られるよう、児童虐待のリスクを早期に発見し、早期に対応するため、関係機関との連携による児童虐待防止のネットワークを強化し、また、子ども家庭センターによる総合相談や様々な子育て支援の事業等により、児童虐待を未然に防ぐことに努めてきました。

生活実態調査では、子どもの経験について、「一緒に住んでいる家族が、だれかに押されたり、つかまれたり、けられたりしたことがよくある。または、くり返しなぐられたり、刃物などでおどされたことが一度でもある」子どももおり、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障害等の様々な困難が背景にある場合があります。

【方向性】

子ども家庭センターが中心となり、保育園、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、地域のネットワークと連携して継続的に支え、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組めます。

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
2	子ども家庭センター事業 (再掲)	利用者支援事業として、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設置意義や機能を統合し、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関である「子ども家庭センター」において、更なる支援の連携の強化、充実を図る。	実施	子ども子育て支援課
			拡充 (子ども家庭ソーシャルワーカーの設置)	
37	養育家庭制度の周知及び理解と協力の促進 (再掲)	親の虐待や病気等の理由により親元で暮らすことのできない児童を家庭に代わって養育する養育家庭制度の周知及び養育家庭に関わる人の理解と協力の促進を図るため、里親体験発表会や研修等を実施するとともに、市イベント等での周知広報を行う。	実施	子ども子育て支援課
			継続	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
169	児童虐待防止のネットワーク事業	児童虐待の早期発見、早期対応を目指し、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携による児童虐待防止のネットワークづくりを推進する。	実施	子ども子育て支援課
			継続	

2 ひとり親家庭への支援

【 現状と課題 】

子どもの健やかな成長が妨げられることがないように、ひとり親家庭に対する福祉サービスや経済的支援を行ってきました。

ひとり親家庭ニーズ調査では、ひとり親家庭の89.1%が母子家庭となっており、保護者自身の困りごとで最も多いのは「家計のこと」となっています。

ひとり親家庭への支援について必要と思うものとして、「経済的支援の充実」を挙げた人の割合が77.7%と最も高く、次いで「就労支援の充実」が29.1%となっています。児童手当や子どもの医療費助成制度等に関する支援制度については、「知っている」と答えた人が多く、認知度が高い状況にあります。

また、困りごとや悩みごとの相談相手は、「自分の親族」が47.9%、次いで「自分の友人・知人」が40.4%となっています。相談しない人が14.0%となっており、その人の相談しない理由では「相談できる人がいない」の割合が59.5%となっています。

【 方向性 】

ひとり親家庭等に対しては、引き続き児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。

また、ひとり親に対する様々な相談支援により、関係機関が連携して必要な支援につなげていきます。

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
170	ひとり親家庭家事 育児サポーター事 業	小学校6年生までの児童のいるひとり親家庭を対象に、家事育児サポーターが日常生活の世話等必要な支援を行う。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	
171	母子生活支援施設 保護	母子家庭で児童の養育が十分にできない場合、母子を共に入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	

項目 番号	事 業	事業内容	令和 6 年度 (現状)	担当課
			令和 1 1 年度 (目標)	
172	母子・父子自立支援 及び女性相談支援 員事業	ひとり親家庭等困難な問題を 抱える家庭の相談に応じ、自 立に必要な情報提供及び相談 指導等、職業能力の向上及び 求職活動に関する支援を行 う。	実施	子ども育成課 子ども子育て 支援課
			継続	
173	児童扶養手当	18 歳に到達した年度末まで の児童(児童に障害のある場 合は 20 歳未満)を養育してい るひとり親家庭の父母(重度 の障害がある場合を含む。)又 は養育者に手当を支給する。	実施	子ども育成課
			継続	
174	児童育成手当	児童の心身の健やかな成長に 寄与することを目的に、ひと り親家庭等で 18 歳に達した 日の属する年度の末日以前の 児童や 20 歳未満で重度の障 害のある児童を養育している 方に手当を支給する。	実施	子ども育成課
			継続	
175	ひとり親家庭医療 費助成事業	ひとり親家庭等に対して、医 療費の一部を助成し、保護者 の負担軽減と保健の向上等を 図る。	実施	子ども育成課
			継続	
176	ひとり親家庭への 各種制度の広報・啓 発	ひとり親家庭の生活の安定 と、その児童の福祉を図るた め、経済的支援策等各種制度 について広報・啓発する。	実施	子ども育成課
			継続	
177	母子家庭等高等職 業訓練促進給付金 及び高等職業訓練 修了支援給付金	母子家庭の母又は父子家庭の 父が自立に向けた就業を容易 にするために必要な資格の取 得を促進するため、母子家庭 等高等職業訓練促進給付金を 支給する。 また、養成訓練を修了した場 合においては、養成機関への 入学時における負担を考慮し た高等職業訓練修了支援給付 金を支給する。	実施	子ども育成課
			継続	
178	母子家庭及び父子 家庭自立支援教育 訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の 父が就労するために必要な教 育訓練を受講した場合、本人 が対象教育訓練に支払った費 用の 60%に相当する額を支 給する。	実施	子ども育成課
			継続	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
179	母子及び父子福祉 資金の貸付	20 歳未満の子ども等を扶養 している母子家庭の母又は父 子家庭の父等を対象に生活資 金、就学資金、就学支度資金 の貸付を行う。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	



3 障害児施策の充実

【 現状と課題 】

乳幼児の障害の早期発見に努めるとともに、相談体制、福祉サービス・手当等の充実、学習環境の整備などにより、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進してきました。

子育て支援に関するニーズ調査（自由意見）では、個々の障害の程度によって相談が適切に受けられる場所を望む意見がありました。また、障害を持つ子ども自身やその家族へのサポート体制や相談支援の充実を求める意見が挙がっています。

【 方向性 】

障害や発達の特徴を早期に発見し、適切な支援につなげていくとともに、経済的支援を引き続き実施します。

障害児の学習環境を整備し、インクルーシブ教育を推進するとともに、専門的支援が必要な子どもへの対応のため関係機関の連携を推進します。

（１） 障害の早期発見と家庭での養育の支援

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
71	妊婦健康診査及び 新生児聴覚検査等 (再掲)	妊婦の健康管理を助け、妊婦及び乳幼児の死亡率低下、障害発生の予防等を図るため、特定防衛施設周辺整備調整交付金による基金を用いて、妊婦健康診査を実施する。新生児聴覚検査は、おおむね生後3日以内の全ての新生児を対象に出生した分べん取扱機関等で実施する。その他先天性代謝異常等検査は、生後5日目～7日目の新生児を対象に、スクリーニング検査を行う。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	
72	精密健康診査 (再掲)	妊婦健康診査、乳幼児健康診査の結果、精密健康診査の必要が認められた妊婦、乳幼児に対して公費負担で精密健康診査を行う。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
73	こんにちは赤ちゃん（乳児家庭全戸訪問）事業及び妊産婦・新生児等訪問指導（再掲）	妊産婦・乳児がいる家庭を保健師又は助産師等が訪問し、妊産婦の健康状態、新生児の発育・疾病予防等について、指導・助言を行うほか、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。	訪問率 99.1%	子ども子育て支援課
			訪問率 100%	
74	乳幼児健康診査（再掲）	身体発育、運動機能、精神発達の状況等を診査し、栄養、歯科、育児等に関する指導を実施する。なお、乳幼児健康診査は、3か月～4か月児、1歳6か月児、3歳児において実施する。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
174	児童育成手当（再掲）	児童の心身の健やかな成長に寄与することを目的に、ひとり親家庭等で18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童や20歳未満で重度の障害のある児童を養育している方に手当を支給する。	実施	子ども育成課
			継続	
180	特別児童扶養手当	20歳未満で日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童を監護し、又は養育している父母又は養育者に対し、手当を支給する。	実施	子ども育成課
			継続	
181	障害児福祉手当	心身に重度の障害のある児童に手当を支給し、児童の福祉の向上に寄与する。	実施	障害福祉課
			継続	
182	心身障害児福祉手当	心身に障害のある児童に手当を支給し、児童の福祉の向上に寄与する。	実施	障害福祉課
			継続	
183	中等度難聴児発達支援事業	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児（聴力レベルが軽度又は中等度）に対し、補聴器の購入費用の一部を助成する。	実施	障害福祉課
			継続	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
184	重度身体障害者 (児)住宅設備改善 費給付事業	在宅の重度身体障害者(児) に対し、居住する住宅設備改 善工事に要する費用を給付す る。	実施	障害福祉課
			継続	
185	障害者(児)日常生 活用具給付事業	障害者(児)に特殊寝台、移 動用リフト等、日常生活用具 を給付する。	実施	障害福祉課
			継続	
186	心身障害者(児)ガ ソリン費等助成事 業	心身障害者(児)が使用する 自動車の運行に要するガソリ ン費及び軽油費の一部を助成 する。	実施	障害福祉課
			継続	
187	福祉タクシー事業	電車、バス等の交通機関を利用 することが困難な心身障害 者(児)が、市と福祉タクシ ー事業に係る契約を締結した 事業所のタクシーを利用する 場合にその利用料金の一部を 助成する。	実施	障害福祉課
			継続	
188	心身障害児医療費 助成事業	心身障害児に係る医療費の一 部を助成する。	実施	障害福祉課
			継続	
189	医療的ケア児支援 のための協議の場	人工呼吸器、経管栄養、たん 吸引等の日常生活に医療を要 する障害のある子どもの地域 における支援のための協議の 場を設け、保健、医療、障害 福祉、保育、教育等の関係機 関等の連携の一層の推進を図 る。	未実施	障害福祉課
			設置	
190	児童発達支援セン ター	日常生活の基本的な動作及び 知識技能の習得、集団生活へ の適応支援等を行う児童発達 支援センターと継続して連携 し、障害児やその家族を支援 する。	1 か所	障害福祉課
			1 か所	
191	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある 児童に対する集団生活に適 応するための訓練や施設職員 に対する支援方法の指導等を行 う。	実施	障害福祉課
			継続	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
192	児童発達支援事業所の確保	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保する。	1 箇所	障害福祉課
			1 箇所	
193	放課後等デイサービス事業所の確保	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保する。	1 箇所	障害福祉課
			1 箇所	
194	発達障害児個別支援ファイル（むさしむらやまマイファイル）の普及・啓発	発達障害のある方やその家族がライフステージの変化に左右されず円滑に情報共有が図れるよう医療機関の受診履歴や成育歴などを書き込むマイファイルの活用を図る。	実施	障害福祉課
			継続	

（２） 学習環境の整備と自立の支援

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
195	障害者就労支援センター事業	障害者（児）の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けることができるよう、就労面と生活面の支援を実施する。	実施	障害福祉課
			継続	
196	保育所等巡回指導・相談事業	保育所等に在籍する配慮を要する児童等の保育・教育を支援するため、相談員が各施設での児童の状況等を観察の上、関係職員に具体的な指導方針等について助言や相談を行う。	実施	子ども育成課
			継続	
197	特別支援教育巡回相談	各学校からの要請に応じて小・中学校を巡回相談員が巡回し、行動観察等により児童・生徒一人一人のニーズを把握し、専門的な見地から教育上特別の支援を必要とする児童生徒に係る指導の内容及び方法等について、助言又は援助を行う。	実施	教育指導課
			継続	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
198	特別支援教育支援員	学校生活を営む上で支援を必要とする障害のある児童又は生徒が在学する学校に、当該児童生徒の介助その他の支援を行う特別支援教育支援員を配置する。	実施	教育指導課
			継続	
199	特別支援教育就学奨励費の支給	特別支援学級に在籍する児童・生徒に対して、学用品費や校外活動費などの一部を援助する。	実施	教育総務課
			継続	
200	特別支援学級	小・中学校に障害種別に応じた特別支援学級を設置し、充実した教育の実施を図る。	実施	教育指導課
			継続	
201	介助員の配置	特別支援学級に介助員を配置し、効率的な授業運営を図る。	実施	教育指導課
			継続	
202	特別支援教室	知的障害のない発達障害等で通常の学級での学習におおむね参加できる児童・生徒が在籍校で特別な指導を受けることができる特別支援教室を市内全小・中学校で実施する。	実施	教育指導課
			継続	
203	心身障害者（児）スポーツ教室	心身障害者（児）を対象にグラウンドゴルフ教室等を実施する。	実施	スポーツ振興課
			継続	

4 生活困難を抱える子ども・若者と子育て家庭への支援

【現状と課題】

本市では、子どもの貧困対策の一環として、生活困窮の状態にある家庭の子どもが不利益を被ることがないように、「武蔵村山市子どもの未来応援プラン」を推進し、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長できる環境の整備を図ってきました。

子育て支援に関するニーズ調査では、経済的な理由で食料・衣類を買えなかったことが、就学前児童の保護者では「よくあった」「ときどきあった」の割合は13.4%、小学生児童の保護者では20.0%となっています。

また、生活実態調査では、洗濯、掃除、料理等の家事について、小学5年生では毎日1時間から2時間行う子の割合が5.6%、毎日2時間から4時間行う子の割合が1.0%、中学2年生では、毎日1時間から2時間行う子の割合が4.7%、16歳から17歳までの子どもでは、毎日2時間以上行う子の割合が4.3%となっています。

弟や妹の世話を毎日4時間以上行う小学5年生の割合は5.6%、中学2年生の割合は2.6%、16歳から17歳までの子どもの割合は1.4%となっています。

家族の介護・看病を毎日1時間以下行う小学5年生の割合は1.5%、中学2年生の割合は0.5%となっており、16歳から17歳までの子どもでは、毎日1時間から2時間行う子の割合が1.4%となっています。

家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーは、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなどの問題があっても、子どもも本人や家族に自覚がない場合もあります。

【方向性】

子育てや教育に関する経済的な支援を引き続き実施するとともに、生活が困難な状況にある世帯や生活保護受給世帯の自立に向けて、母子・父子自立支援員等と緊密な連携を図り、就労支援などの適切な支援につなげていきます。

また、子どもに関わる貧困や児童虐待、ヤングケアラーなど多様かつ複雑な相談に対しては、福祉、介護、医療、教育等の関係者が連携して、早期発見に努め、必要な支援につなげていきます。

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
88	【新規】 低所得妊婦初回産 科受診料支援事業 (再掲)	低所得の妊婦の経済的負担軽減を図ることなどを目的として、初回の産科受診料の費用を助成する。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
204	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者を含めた多様な市民の福祉や生活に関する相談に積極的かつ総合的に対応するとともに、就労支援を含む自立に向けた支援を行う。	実施	福祉総務課
			継続	
205	生活困窮者就労支援事業	生活困窮者を対象として、プラン作成、求人開拓、職業安定所への同行、就職後のフォローアップ等の支援を行う。	実施	福祉総務課
			継続	
56	生活困窮者及び被保護者就労準備支援事業 (再掲)	生活困窮者及び生活保護受給者のうちひきこもり等の理由で生活リズムが崩れている等、就労に向けた準備が必要な方を対象として、一般就労の準備に向けて、パソコン教室や屋外のウォーキング、ビジネスマナー研修などの支援を実施する。	生活困窮者 支援人数 13人 生活保護受給者 支援人数 30人	福祉総務課 生活福祉課
			生活困窮者 支援人数 15人 生活保護受給者 支援人数 33人	
206	ケースワーカーによる生活相談・援助	生活保護受給世帯に対し、生活保護ケースワーカーが相談・援助を行う。	実施	生活福祉課
			継続	
207	生業扶助（高等学校等就学費、技能修得）	生活保護受給世帯に対し生計を維持するための小規模な事業に必要となる費用や技能を修得するための費用援助の一環として、義務教育ではない高等学校等の就学費用等を援助する。	実施	生活福祉課
			継続	
208	教育扶助（教材代、学習支援等）	生活保護受給世帯の児童が義務教育を受けるときの扶助を行う。	実施	生活福祉課
			継続	
209	被保護者自立促進事業（次世代育成）	生活保護受給世帯の児童・生徒を対象とし、次世代育成の観点から、自立支援プログラムに基づく学習塾等への通塾や夏季・冬季講座、通信講座、補習講座等の受講等に要する経費又は大学等受験料の一部を支給する。	実施	生活福祉課
			継続	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
57	被保護者自立促進 事業（就労支援） （再掲）	就職活動に取り組む生活保護 受給者に、就職活動をするた めの費用を補助する。	実施	生活福祉課
			継続	
210	被保護者就労支援 事業	就労の支援に関する問題につ き、被保護者からの相談に応 じ、必要な情報の提供及び助 言を行う。	実施	生活福祉課
			継続	
211	生活保護受給世帯 に対する健全育成 経費交付事業	生活保護受給世帯に属する児 童・生徒に対し、健全育成経 費を交付することにより、当 該児童・生徒の心身の健全な 育成を図る。	実施	生活福祉課
			継続	
212	家計改善支援事業	家計の状況の把握が難しい 方、収入と支払いのバランス がとれていない方、債務や滞 納を抱えている方などに対し て、自身で家計管理ができる よう相談にのるほか、利用者 ごとに個別の計画を作成し、 必要に応じて他機関の専門家 や社会福祉協議会に支援をつ なぐ。	実施	福祉総務課
			継続	
213	就学援助費の支給	経済的な理由により、教育費 の支払いが困難な世帯に対し て、学用品費や校外活動費な どの一部を援助する。	実施	教育総務課
			継続	
214	女性福祉資金の貸 付	配偶者のいない女性を対象に 資金の貸付を行う。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	
215	住居確保給付金の 支給	離職等により住居を失った （失うおそれがある）方で、 就労能力と就労意欲のある方 に3か月を限度（一定条件に より延長可）として住居確保 給付金を支給する。	実施	福祉総務課 生活福祉課
			継続	
116	受験生チャレンジ 支援貸付事業 （再掲）	受験費用等の捻出が困難な一 定所得以下の世帯に対して、 学習塾等の費用や受験費用の 貸付を行う東京都の受験生チ ャレンジ支援貸付事業の利用 相談や申請手続の支援を行う。	【貸付件数】 学習塾等費用 52 件 受験料 59 件	福祉総務課
			【貸付件数】 学習塾等費用 78 件 受験料 78 件	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
61	子どもの医療費助 成事業 (再掲)	0歳から18歳の年度末までの 全ての子どもの医療費の無 償化を引き続き実施する。	拡充	子ども育成課
			継続	
216	【新規】 ヤングケアラー支 援体制強化事業	ヤングケアラーの詳細な実態 把握調査を実施するととも に、関係機関と民間支援団体 等とのパイプ役となるコーデ ィネーターを配置し、本人や 家族、関係機関等からの相談 に応じ助言等を行う。併せて、 福祉、介護、医療、教育等が 連携し、適切な支援につなげ る。	コーディネーターの 養成	子ども子育て 支援課
			実態調査の実施 コーディネーター の配置	
15	【新規】 重層的支援体制整 備事業 (再掲)	既存の相談支援等の取組を活 かしつつ、地域住民の複雑化・ 複合化した支援ニーズに対応 する包括的な支援体制を構築 するため、相談支援、参加支 援、地域づくりに向けた支援 を一体的に実施する。	検討	福祉総務課
			実施	

５ 海外から来た子ども・若者と子育て家庭への支援

【 現状と課題 】

外国人世帯の子どもや外国から帰国又は来往した子どもが、地域で安心して生活できるよう、外国語対応等に努めてきました。

本市の総世帯数に対する外国人のいる世帯（外国人のみの世帯及び日本人と外国人の複数国籍世帯）の割合は、平成31年から令和６年までの５年間で、3.67%から4.67%へ1.00ポイント上昇しています。

【 方向性 】

今後も引き続き、学校における日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進していきます。また、外国語による情報提供に努めます。

項目 番号	事業	事業内容	令和６年度 (現状)	担当課
			令和１１年度 (目標)	
107	帰国子女等指導事業 (再掲)	外国から帰国又は来往した児童・生徒が、日本の社会生活に適應できるよう、小学校に設置された日本語学級に帰国子女等指導助手を配置し、日本語の指導、助言及び生活指導を実施する。	実施	教育指導課
			継続	
217	外国語版ホームページの運用	市ホームページに翻訳機能を備え付け、外国人居住者が住みやすい環境づくりに努める。	実施	秘書広報課
			継続	
218	子ども・子育てナビ (アプリ)の外国語対応	予防接種や健康診査の予定、子育て関連情報の外国語対応を行う。	実施	健康推進課 子ども子育て 支援課
			継続	
219	パンフレット等へのやさしい日本語・外国語併記	各種ガイドブックやパンフレットへの外国語併記や、やさしい日本語の使用などにより必要な情報を提供し、多文化共生のまちづくりを推進する。	実施	協働推進課 子ども子育て 支援課 ごみ対策課
			継続	
220	タブレット端末を活用した多言語通訳	日本語による意思疎通が困難な外国人住民に対して、タブレット端末を活用して多言語通訳を行うことにより、窓口サービスの充実を図る。	実施	協働推進課
			継続	

項目 番号	事 業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
221	多文化共生推進事業協力員制度	多文化共生推進事業に協力する職員として、日本語を話せない外国人が来庁した際又は電話対応時の通訳や、外国語の翻訳に協力する。	登録者数6人	協働推進課
			登録者数10人	

第 5 章

子ども・子育て支援法に基づく
量の見込みと確保の内容

第1節 子ども・子育て支援事業計画について

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、同法に基づく基本指針に即して、市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされており、同計画において、乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと、実施しようとする提供体制の確保の内容と実施時期等を定めることとされています。

量の見込みと確保の内容等を設定する単位として、地理的条件、人口、教育・保育の利用状況等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定めることとなっています。

本市は、保育園や幼稚園が市内全域に配置されており、市の面積が比較的小さく、特に区域を分割する必要があることから、第一期及び第二期子ども・子育て支援事業計画と同様に、本計画においても市内全域を1つの教育・保育提供区域として設定します。

項目		本市の状況（令和6年4月1日現在）
面積		15.32km ²
人口		70,861人
幼稚園		4園
保育所	認可保育所	13園
	小規模保育所	1園
	認証保育所	1園
小学校		9校
中学校		5校
学童クラブ		13か所

2 年齢区分別の人口の推移と将来推計

乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等を算出するに当たっては、将来の児童人口を推計する必要があります。

「武蔵村山市第二期人口ビジョン基礎調査報告書」に登載されているコーホート法による人口推計の手法により、本市の住民基本台帳の令和2年度から令和6年度までの各年4月1日を基準として推計しました。

(単位：人)

区分	実績					推計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	471	426	419	390	322	370	364	356	350	342
1歳	545	494	458	432	411	339	390	383	375	368
2歳	576	557	510	469	432	419	346	398	391	382
3歳	587	582	576	516	485	442	428	354	407	400
4歳	610	588	598	572	527	490	447	433	358	411
5歳	620	599	604	594	576	528	491	448	434	359
6歳	668	625	612	606	587	580	530	493	450	436
7歳	618	653	625	620	603	585	577	528	491	448
8歳	708	620	662	623	617	605	587	579	530	493
9歳	658	700	621	666	629	618	606	588	580	531
10歳	745	660	695	623	661	628	617	605	587	579
11歳	752	745	658	705	623	663	630	619	607	589

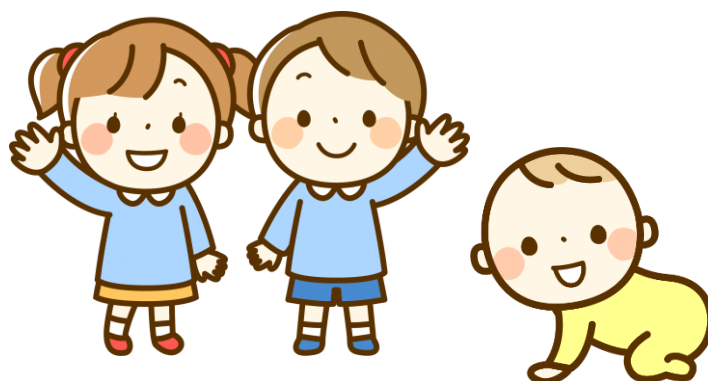
0歳	471	426	419	390	322	370	364	356	350	342
1～2歳	1,121	1,051	968	901	843	758	736	781	766	750
3～5歳	1,817	1,769	1,778	1,682	1,588	1,460	1,366	1,235	1,199	1,170
6～8歳	1,994	1,898	1,899	1,849	1,807	1,770	1,694	1,600	1,471	1,377
9～11歳	2,155	2,105	1,974	1,994	1,913	1,909	1,853	1,812	1,774	1,699
合計	7,558	7,249	7,038	6,816	6,473	6,267	6,013	5,784	5,560	5,338

※コーホート法による推計

コーホートとは、同年（同期間）に出生した集団のことで、コーホート法とはコーホートごとに死亡、移動による変化率を求め、将来人口を推計する方法です。

3 量の見込みと確保内容の設定方法

子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている量の見込み及び提供体制の確保の内容については、子育て支援に関するニーズ調査、将来の人口推計の結果による潜在的ニーズ、本市の乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用実績等を勘案して設定します。



第2節 乳幼児期の教育・保育

市内の幼稚園4か所、認可保育所13か所、地域型保育事業所（小規模保育事業所）1か所、認可外保育施設（認証保育所）1か所で乳幼児期の教育・保育を実施しています。

ニーズ調査結果を基に教育・保育の利用状況、保護者の就労状況や今後の利用希望を踏まえ、母親の就労希望を反映させた潜在的な保育ニーズを考慮し量を見込んでいます。

（単位：人）

区 分		令和7年度			令和8年度			令和9年度		
		3～5歳 学校教育 のみ <1号>	3～5歳 保育の必 要性あり <2号>	0～2歳 保育の必 要性あり <3号>	3～5歳 学校教育 のみ <1号>	3～5歳 保育の必 要性あり <2号>	0～2歳 保育の必 要性あり <3号>	3～5歳 学校教育 のみ <1号>	3～5歳 保育の必 要性あり <2号>	0～2歳 保育の必 要性あり <3号>
①量の見込み		621	932	763	580	872	752	525	788	772
②確保の 内容	認定こども 園、幼稚 園、保育所 （教育・保育 施設）	1,280	1,164	765	1,280	1,164	765	1,280	1,164	765
	地域型保育 事業所			18			18			18
	認可外保育 施設		8	12		8	12		8	12
②－①		659	240	32	700	300	43	755	384	23

区 分		令和10年度			令和11年度		
		3～5歳 学校教育 のみ <1号>	3～5歳 保育の必 要性あり <2号>	0～2歳 保育の必 要性あり <3号>	3～5歳 学校教育 のみ <1号>	3～5歳 保育の必 要性あり <2号>	0～2歳 保育の必 要性あり <3号>
①量の見込み		509	766	758	497	747	742
②確保の 内容	認定こども 園、幼稚 園、保育所 （教育・保育 施設）	1,280	1,164	765	1,280	1,164	765
	地域型保育 事業所			18			18
	認可外保育 施設		8	12		8	12
②－①		771	406	37	783	425	53

第3節 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者に身近な窓口等でその相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供及び助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

利用者支援事業について、「特定型」と「こども家庭センター型」に分けて量を見込んでいます。

①特定型（保育コンシェルジュ）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

②こども家庭センター型（子ども家庭センター）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 延長保育事業

保育所利用者を対象に、通常の保育時間を超えた預かり保育を行う事業です。本市では、認可保育所11か所で実施しています。

保育所の利用実績と将来予測される児童人口（0-5歳）から量を見込んでいます。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10,484人	9,989人	9,609人	9,378人	9,163人
確保の内容	10,484人	9,989人	9,609人	9,378人	9,163人

（各年度延べ人数）

(3) 地域子育て支援拠点事業

保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、園庭開放、情報提供等を実施する事業です。本市では、認可保育所4か所で実施しています。

利用実績と将来予測される児童人口（0-5歳）から量を見込んでいます。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,778人	2,647人	2,546人	2,485人	2,428人
確保の内容	2,778人	2,647人	2,546人	2,485人	2,428人

(各年度延べ人数)

(4) 一時預かり事業

① 一時預かり事業 〈幼稚園型〉

(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり保育)

幼稚園における在園児を対象として、早朝及び通常教育時間終了後並びに長期休業期間における預かり保育を実施する事業です。本市では4か所の全ての幼稚園で実施しています。

ニーズ調査結果を踏まえ、利用実績を基に量を見込んでいます。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	17,936人	16,781人	15,172人	14,729人	14,373人
確保の内容	17,936人	16,781人	15,172人	14,729人	14,373人

(各年度延べ人数)

② 一時預かり事業 〈幼稚園型を除く〉

（保育所における未就園児を対象とした一時預かり保育）

保護者の就労や疾病・出産などの様々な理由により家庭で保育ができないときに普段は保育所等を利用していない未就園児を一時的に預かる事業です。本市では、認可保育所4か所で実施しています。

利用実績と将来予測される児童人口（0-5歳）から量を見込んでいます。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	313人	298人	286人	280人	273人
確保の内容	313人	298人	286人	280人	273人

（各年度延べ人数）

(5) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（ファミリー会員）と、援助を行うことを希望する人（サポート会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

利用実績と将来予測される児童人口（0-11歳）から量を見込んでいます。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	248人	238人	228人	220人	211人
確保の内容	248人	238人	228人	220人	211人

（各年度延べ人数）

(6) ショートステイ事業（子育て短期支援事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、宿泊を伴う保育を行う事業です。

利用実績と将来予測される児童人口（0-11歳）から量を見込んでいます。確保の内容については、受入れ可能な年間の総利用定員（1日定員2人×実施日数365日／年）としています。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	148人	142人	137人	131人	126人
確保の内容	730人	730人	730人	730人	730人

（各年度延べ人数）

(7) 病児保育事業

病気の治療・回復期にあり、まだ集団生活が困難な子どもについて、医療機関等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

ニーズ調査結果を基に、過去の利用実績から量を見込んでいます。確保の内容については、受入れ可能な年間の総利用定員（1日定員4人×実施日数297日／年）としています。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	655人	624人	600人	586人	572人
確保の内容	1,188人	1,188人	1,188人	1,188人	1,188人

（各年度延べ人数）

(8) 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）

放課後児童対策として、子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができる居場所を確保することが大切です。

本事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供する事業です。本市では、13か所の学童クラブで実施しています。

各学年の登録者数実績と将来予測される児童人口（6～11歳）から量を見込んでいます。確保の内容については、学童クラブの総定員数としています。

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1年生	249人	245人	241人	238人	235人
	2年生	221人	215人	207人	201人	195人
	3年生	169人	165人	162人	159人	155人
	4年生	75人	74人	74人	73人	72人
	5年生	31人	30人	30人	29人	29人
	6年生	6人	5人	5人	4人	4人
	計	751人	734人	719人	704人	690人
②確保の内容		720人	720人	720人	720人	720人
②－①		▲ 31人	▲ 14人	1人	16人	30人
③ 保留児童数		31人	14人	0人	0人	0人
④ 弾力的運用		31人	14人	0人	0人	0人
⑤ 保留児童数		0人	0人	0人	0人	0人

※弾力的運用：各学童クラブの定員の20%を基準とし必要な範囲内で定員を超えて児童の入所を認める運用をいう。

③は、弾力的運用をしない場合の保留児童の数を表します。

⑤は、弾力的運用を行ってもなお入所できない保留児童の数を表します。

(9) 妊婦健康診査

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施します。

0歳児推計人口から量を見込んでいます。健診回数については、妊娠初期から分べんまでに14回程度受診することが望ましいとされていることから、0歳児推計人口に14回を乗じて算出しています。

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	受診 者数	370人	364人	356人	350人	342人
	健診 回数	5,180回	5,096回	4,984回	4,900回	4,788回
実施体制等		実施場所	医療機関及び助産院（初回の検査及び経腹法妊婦超音波検査を除く）			
		実施体制	医療機関との委託契約			
		実施時期	通年			
		検査項目	○ 初回の検査項目 問診、体重測定、血圧測定、尿検査（糖、蛋白）、血液検査、血液型（ABO、Rh）、貧血、血糖、不規則抗体、HIV 抗体、梅毒（梅毒血清反応検査）、B 型肝炎（HBs 抗原検査）、C型肝炎、風疹（風疹抗体価検査） ○ 2回目から14回目までの検査項目 問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導、その他選択項目（クラミジア抗原、経膈超音波、HTLV-1 抗体、血糖、貧血、B群溶連菌、ノン・ストレス・テストから1項目選択） ○ 経腹法妊婦超音波検査			

（各年度延べ人数/回数）

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

保健師等が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する相談や助言、情報提供等を行い、養育環境の把握に努めています。

全戸訪問のため、0歳児推計人口から量を見込んでいます。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	370人	364人	356人	350人	342人
実施体制等	実施場所	対象者の家庭等			
	実施機関	子ども家庭センター			

（各年度延べ人数）

(11) 養育支援訪問事業

育児ストレス等の問題により、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要な家庭に対して、保健師等による指導助言等を行う事業です。

利用実績と将来予測される児童人口（0-17歳）から量を見込むとともに、1家庭あたり年間12回の訪問を見込んでいます。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （訪問実家庭数）	9件	9件	9件	8件	8件
量の見込み （訪問件数）	108件	108件	108件	96件	96件
実施体制等	実施場所	対象者の家庭等			
	実施機関	子ども家庭センター等			

（各年度延べ件数）

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業です。本市では、教育・保育給付認定保護者のうち生活保護世帯の日用品・文房具等に要する費用並びに施設等利用給付認定保護者のうち低所得世帯及び第三子以降の副食材料費に要する費用を補助します。

対象世帯の割合と将来予測される児童人口（3-5歳）から量を見込んでいます。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,073人	1,004人	908人	881人	860人

（各年度延べ人数）

(13) 子育て世帯訪問支援事業

【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭の不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

市が相談等を含め対応する児童のうち、本事業の利用が望ましいものとして想定する児童数を見込んでいます。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	672人	646人	623人	601人	583人
確保の内容	672人	646人	623人	601人	583人

（各年度延べ人数）

(14) 児童育成支援拠点事業

【新規】

養育環境等に関する課題のある学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、必要に応じて、保護者への相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業です。

市が相談等を含め対応する児童のうち、本事業の利用が望ましいものとして想定する児童数を見込んでいます。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4人	4人	4人	4人	4人
確保の内容	4人	4人	4人	4人	4人

(15) 親子関係形成支援事業

【新規】

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者やその子どもに対し、講義、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、情報の交換ができる場を設ける等の支援を行う事業です。

市が相談等を含め対応する世帯のうち、本事業の利用が望ましいものとして想定する世帯数を見込んでいます。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8人	8人	8人	8人	8人
確保の内容	8人	8人	8人	8人	8人

(16) 産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うことを目的とした事業です。

各年の0歳人口に対する事業の利用割合及び回数から量を見込んでいます。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	333人	328人	321人	315人	308人
確保の内容	1,054回	1,054回	1,054回	1,054回	1,054回

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【新規】

保育所等に入所していない0歳6か月から2歳までの乳幼児に対し、保護者の就労等の要件にかかわらず保育所等において適切な遊びや生活の場を提供するとともに、乳幼児と保護者の心身の状況や養育環境を把握するための保護者との面談や子育てについての情報の提供、助言等を行う事業です。

ニーズ調査及び未就園児の人数から量を見込んでいます。令和8年度から1か所で実施し、令和10年度までに3か所での実施を目指します。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		10人	13人	11人	10人
確保の内容	利用者数	6人	12人	18人	18人
	施設数	1か所	2か所	3か所	3か所

（各年度延べ人数）

(18) 妊婦等包括相談支援事業（出産子育て応援事業）

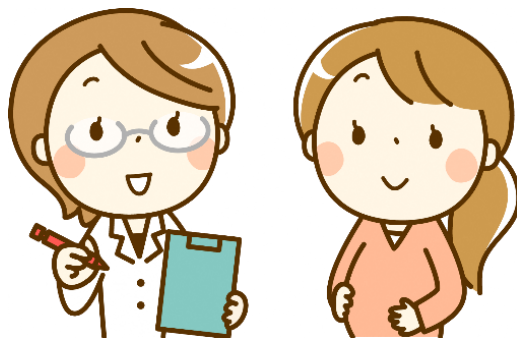
【新規】

妊婦等に対して面談等により必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施し、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して相談等の援助を行う事業です。

0歳児推計人口から量を見込み、1人当たり3回の実施を見込んでいます。

なお、本市では、出産子育て応援事業として、伴走型相談支援としての本事業と、妊娠出産期における経済的負担を軽減する経済的支援を一体的に実施しています。

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	利用者数	370人	364人	356人	350人	342人
	実施回数	1,110回	1,092回	1,068回	1,050回	1,026回
確保の内容		1,110回	1,092回	1,068回	1,050回	1,026回



第4節 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

認定こども園は、教育・保育を一体的に提供する、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。保護者の就労状況やその変化等によらず、就学前の子どもを柔軟に受け入れられる施設であることから、本市では、認定こども園の整備に対する補助を行うなど、認定こども園の普及に必要な支援を行います。

また、0歳から2歳までの保育を地域の身近な場所で提供する小規模保育事業などの地域型保育事業を行う施設が、連携する保育所において卒園後の受け入れを行うなど、両者が相互に補完することにより切れ目のない子育て支援を行うことができるよう、教育・保育施設と地域型保育事業との協力・連携を図ります。

第5節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児期における教育及び保育の重要性に鑑み、幼児教育における家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や幼稚園における一時預かり保育等を利用した際の利用料に対し、市から「子育てのための施設等利用給付」が支給されます。

本市では、この制度にのっとり、保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、市内の教育・保育施設と連携し適切な方法により給付を行っていきます。



計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 計画の推進体制

子どもや若者、子育て家庭に関する施策は対象となる分野が多岐にわたることから、庁内の関係部署と連携して、本計画に掲げる施策に取り組みます。

また、本計画に掲げる事業は国や東京都の制度に基づくものもあるため、国や東京都との密接な連携を図ります。

2 地域や関係機関との連携

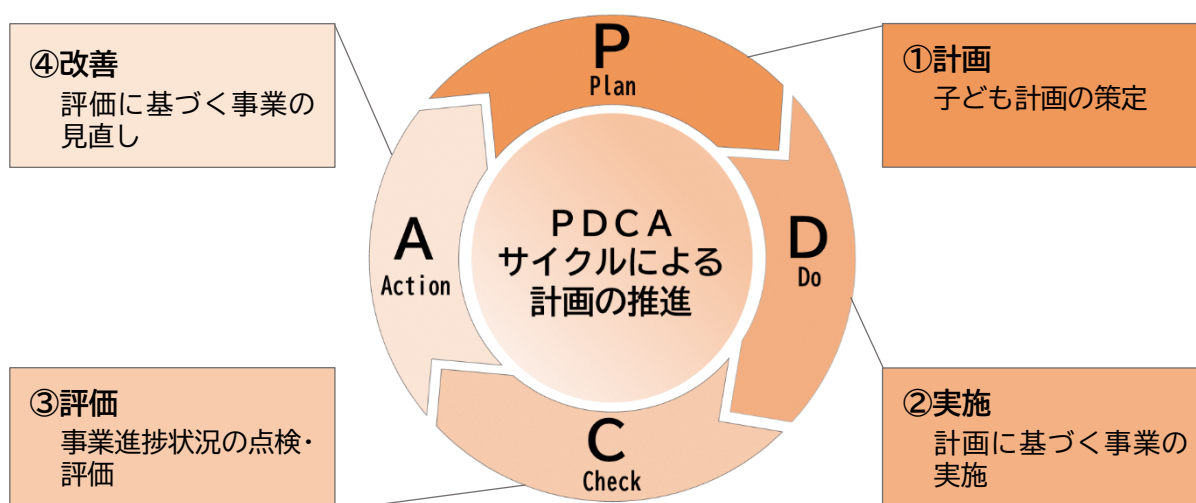
本計画の推進に当たっては、関係行政組織の相互の連携、さらに、行政だけでなく、教育・保育等の事業関係者、子育て支援に関わる民間団体、地域の市民活動団体、企業等との協力や連携により計画を推進します。

第2節 計画の進行管理

本計画に基づく事業の実施に当たっては、PDCAサイクルにより、定期的に進捗状況を確認し、点検、評価を行い、その結果を踏まえて次年度以降の取組につなげていくことが重要です。

そのため、年度ごとに武蔵村山市子ども・子育て会議において事業の進捗状況の点検、評価を行い、意見等をいただきながら、事業の見直しについて検討し、計画の推進を目指します。

また、進捗状況の評価の結果はホームページにより公表します。



資料編

1 こども基本法

(令和4年6月22日法律第77号)
最終改正：令和6年6月26日法律第68号

目次

- 第一章 総則（第一条―第八条）
- 第二章 基本的施策（第九条―第十六条）
- 第三章 こども政策推進会議（第十七条―第二十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

- 3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 附則第十条の規定 こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）

二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和六年六月二六日法律第六八号抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和六年九月政令二九〇号により、令和六・九・二五から施行)

2 武蔵村山市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 2 日
武蔵村山市条例第 28 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、武蔵村山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 法第 43 条第 2 項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 法第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。

2 前項に規定するもののほか、子ども・子育て会議は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援（以下単に「子ども・子育て支援」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員 12 人で組織する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 2 人
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業の従事者 3 人
- (3) 教育関係者 1 人
- (4) 関係行政機関の職員 1 人
- (5) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者 3 人
- (6) 公募による市民 2 人

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども家庭部子ども政策課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。
(武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 34 年村山町条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成 26 年 3 月 4 日条例第 7 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 3 日条例第 8 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 5 日条例第 1 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 6 日条例第 1 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 2 月 29 日条例第 5 号)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

3 武蔵村山市子ども・子育て会議委員名簿

氏 名	区 分	所属等
◎木 村 容 子	学識経験者	日本社会事業大学教授
○荒 井 一 浩	学識経験者	行政職経験者
若 山 剛	事業従事者	法人立保育園長会代表者
高 山 晃 一	事業従事者	私立幼稚園長会代表者
夏 井 麻 貴	事業従事者	認証保育所代表者
押 本 純 樹	教育関係者	公立小学校長会代表者
波 田 桃 子	関係行政機関	小平児童相談所代表者
高 橋 栞 里	子どもの保護者	法人立保育園保護者代表者
細 谷 理 恵	子どもの保護者	私立幼稚園保護者代表者
杉 原 桂	子どもの保護者	学童クラブ保護者代表者
亀 田 真 奈	公募市民	市民代表
田 中 裕 也	公募市民	市民代表
小 川 育 男	臨時委員	民生委員・児童委員協議会代表者
原 田 妙 子	臨時委員	特定非営利活動法人 子育て未来ネットこどもと代表者
前 田 薫	臨時委員	青少年対策地区連絡会代表者

◎:会長 ○:副会長

4 諮問書

武発第578号

武蔵村山市子ども・子育て会議

武蔵村山市子ども・子育て会議条例第2条に基づき、「武蔵村山市子ども計画（令和7年度～令和11年度）」について、諮問します。

令和6年6月27日

武蔵村山市長 山崎 泰大

5 答申書

令和6年12月26日

武蔵村山市長 山崎 泰大 様

武蔵村山市子ども・子育て会議
会 長 木 村 容 子

武蔵村山市子ども計画について（答申）

令和6年6月27日付武発第578号で諮問のあった武蔵村山市子ども計画（以下「子ども計画」という。）について、当審議会において審議し、結果を取りまとめたので、下記のとおり答申いたします。

記

当会議は、武蔵村山市長からの諮問に基づき、子ども計画について、慎重に審議を重ねてきました。

審議に当たっては、令和5年12月及び令和6年2月に実施された武蔵村山市子育て支援に関するニーズ調査等の結果を参考としながら、本市の子ども・若者と子育て家庭を取り巻く環境変化に対応しているか、武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画や武蔵村山市子どもの未来応援プランの取組を踏まえて本市が抱える課題の解決に向け、本市にふさわしい取組が計画されているか、専門的な見地及び市民としての視点で検討を進めてきました。

その結果、子ども計画の基本理念とする「家族ぐるみ 地域ぐるみで子どもと若者の未来を応援する～誰もが自分らしくかがやくまち～」の実現に向けて必要な施策・事業等が網羅されていることから、おおむね妥当であると認めました。

市においては、別紙の当会議からの意見を十分尊重し、より良い計画を策定されることを要望します。

子ども計画に対する武蔵村山市子ども・子育て会議の意見

1 総論的事項

子ども計画に登載する施策・事業については、武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画及び武蔵村山市子どもの未来応援プランの評価並びに武蔵村山市子育て支援に関するニーズ調査等の結果を踏まえ、子どもと若者や子育て家庭を取り巻く現状と課題及び今後の方向性を整理した上で、子ども・若者や子育て当事者等の視点を尊重していただきたい。

また、計画については、子ども・若者の意見も聴きながら着実に実行するとともに、各年度の実施状況を点検・評価し、必要に応じて見直しを行うことが重要である。市の全ての子ども・若者と子育て家庭へ支援が行き届くよう、推進していただきたい。

2 個別的事項

(1) 基本理念

本計画は、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策に関する計画、子ども・若者育成支援を包含する計画であると同時に、少子化対策も視野に入れた総合的な計画である。少子化対策は、子育て支援策と密接に関係しており、施策として重なりあう部分も多い。若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てができる社会の実現を図るという「こども未来戦略」の趣旨を踏まえ、本計画に掲げる施策に取り組んでいただきたい。

(2) 基本目標 1 子ども・若者と子育て家庭への支援

- ・ 保育所、幼稚園など地域の身近な場において、親子が相互に交流し、子育ての悩みなどを相談できる環境を充実させることが重要である。
- ・ ファミリー・サポート・センター事業は、育児の支援を行うサポート会員と支援を受けるファミリー会員が、地域で相互に援助を行う事業であり、特にサポート会員となっただけの方を確保することが重要である。
- ・ 一時預かり事業は、保護者の就労や疾病等の理由だけでなく、育児に伴う心理的、身体的な負担を解消する等の理由で利用することも可能であり、保護者の育児疲れの解消のためにも同事業を利用しやすくすることが必要である。

(3) 基本目標 2 健康の確保と増進

- ・ 子ども家庭センターにおいて児童福祉と母子保健の機能を一体的に運営することにより、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期まで切れ目のない継続的な支援を引き続き実施していただきたい。

(4) 基本目標 3 教育環境の整備

- ・ 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。幼児教育及び小学校教育の充実を図るため、幼稚園、保育所、小学校が一層連携し、幼児教育と小学校教育が円滑に接続するよう取り組んでいただきたい。

(5) 基本目標 4 子ども・若者を支援する安全・安心な生活環境の整備

- ・ 子どもの安全のため、特に保育所や幼稚園等の周辺の交通安全対策について一層の推進を図っていただきたい。
- ・ 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行う重要な事業である。引き続き放課後における安全な居場所を確保するよう努めていただきたい。

(6) 基本目標 5 配慮が必要な子ども・若者と子育て家庭への支援

- ・ 医療的ケア児については、支援のための協議の場を早期に設け、関係機関等の一層の連携を図る必要がある。
- ・ 保育所等巡回指導・相談事業は、臨床心理士などの相談員が保育所や幼稚園を巡回して、子どもの様子を観察し、職員等の相談に応じる事業である。非常にニーズが高い事業なので今後も引き続き実施していただきたい。
- ・ ヤングケアラーへの支援は、喫緊の課題であるため可能な限り早期に取り組んでいただきたい。

6 武蔵村山市子ども・子育て会議開催経過

日時・場所	会議の開催経過
日時: 令和5年10月25日(水) 午後7時から 場所: 中部地区会館 402 学習室 AB	令和5年度 第1回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 会長及び副会長の選任について 議題 2 「武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画」ニーズ調査等の実施概要及び調査票(案)について 議題 3 その他
日時: 令和5年12月26日(火) 午後7時から 場所: さくらホール(市民会館) 展示室	第2回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 生活実態調査(16～17歳、保護者)票(案)について 議題 2 子ども・若者を取り巻く状況調査票(案)について 議題 3 その他
日時: 令和6年3月25日(月) 午後7時から 場所: 中部地区会館 403 集会室	第3回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 子育て支援に関するニーズ調査、生活実態調査(小学5年生、中学2年生、保護者)、ひとり親家庭ニーズ調査の集計結果(案)について 議題 2 生活実態調査(16～17歳、保護者)、子ども・若者を取り巻く状況調査の集計結果(速報)について 議題 3 令和4年度武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画施策の進捗状況の点検・評価について 議題 4 その他
日時: 令和6年6月27日(木) 午後7時から 場所: 中部地区会館 403 集会室	令和6年度 第1回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 令和5年度武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画の施策進捗状況について 議題 2 計画骨子案について 議題 3 計画素案について 議題 4 その他
日時: 令和6年7月22日(月) 午後7時から 場所: 中部地区会館 402 学習室 AB	第2回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 計画素案について 議題 2 その他
日時: 令和6年9月30日(月) 午後7時から 場所: 市役所 301 会議室	第3回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 計画素案について 議題 2 その他
日時: 令和6年10月31日(木) 午後7時から 場所: 市役所 301 会議室	第4回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 計画素案について 議題 2 その他
日時: 令和6年12月19日(木) 書面開催	第5回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 武蔵村山市子ども計画に対する答申(案)について 議題 2 計画原案について 議題 3 その他

7 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会設置要綱

平成 25 年 10 月 18 日
武蔵村山市訓令（乙）第 141 号

（設置）

第 1 条 本市における子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関し、具体的な作業を総合的かつ円滑に進めるため、武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 法第 43 条第 2 項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 法第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (5) その他子ども・子育て支援に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 17 人で組織する。

2 委員は、健康福祉部長、子ども家庭部長、企画財政部企画政策課長、総務部防災安全課長、協働推進部協働推進課長、同部産業観光課長、健康福祉部福祉総務課長、同部障害福祉課長、同部生活福祉課長、同部健康推進課長、子ども家庭部子ども育成課長、同部子ども育成課児童担当課長、同部子ども子育て支援課長、教育部教育総務課長、同部教育指導課長、同部文化振興課長及び同部スポーツ振興課長の職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長は子ども家庭部長の職にある委員を、副委員長は健康福祉部長の職にある委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（部会の設置）

第 6 条 子ども・子育て支援に関する計画の策定に関し必要な調査及び研究をさせるため、委員会に部会を置く。

（部会の組織）

第 7 条 部会は、部会員 15 人以内で組織する。

2 部会員は、企画財政部企画政策課、総務部防災安全課、協働推進部協働推進課、同部産業観光課、健康福祉部福祉総務課、同部障害福祉課、同部生活福祉課、同部健康推進課、子ども家庭部子ども育成課、同部子ども子育て支援課、教育部教育総務課、同部教育指導課、同部文化振興課及び同部スポーツ振興課に所属する係長の職にある者のうちから当該課の長が指名する者をもって充てる。

（庶務）

第 8 条 委員会及び部会の庶務は、子ども家庭部子ども政策課において処理する。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月29日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月9日から施行する。

8 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
◎増 田 宗 之	子ども家庭部長	
○小 延 明 子	健康福祉部長	
平 崎 智 章	企画財政部企画政策課長	
鈴 木 哲 人	総務部防災安全課長	
田 村 一 晴	協働推進部協働推進課長	令和6年4月1日～
湊 祥 子	協働推進部協働推進課長	～令和6年3月31日
前 原 光 智	協働推進部産業観光課長	令和6年4月1日～
中 村 顕 治	協働推進部産業観光課長	～令和6年3月31日
小 野 暢 路	健康福祉部福祉総務課長	
中 村 顕 治	健康福祉部障害福祉課長	令和6年4月1日～
栗 原 秀 和	健康福祉部障害福祉課長	～令和6年3月31日
西 原 陽	健康福祉部生活福祉課長	令和6年4月1日～
阿 部 淳 一	健康福祉部生活福祉課長	～令和6年3月31日
持 田 文 吾	健康福祉部健康推進課長	
里 見 和 行	子ども家庭部子ども育成課長	令和6年4月1日～
	子ども家庭部子ども青少年課長	～令和6年3月31日
池 谷 正太郎	子ども家庭部子ども育成課児童担当課長	令和6年4月1日～
児 玉 眞 一	子ども家庭部子ども青少年課児童担当課長	～令和6年3月31日
高 橋 一 磨	子ども家庭部子ども子育て支援課長	
東 口 孝 正	教育部学校教育担当部長 (教育部教育指導課長事務取扱)	
佐 藤 哲 郎	教育部教育総務課長	
廣 末 聡	教育部文化振興課長	令和6年4月1日～
西 原 陽	教育部文化振興課長	～令和6年3月31日
鳥 海 純 子	教育部スポーツ振興課長	

◎:委員長 ○:副委員長

9 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会開催経過

日時・場所	会議の開催経過
日時: 令和5年10月11日(水) 午前10時から 場所: 中部地区会館 402 学習室 AB	令和5年度 第1回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 1 「武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画」ニーズ調査等の実施概要及び調査票(案)について 議題 2 その他
日時: 令和5年12月20日(水) 書面開催	第2回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 1 生活実態調査(16～17歳、保護者)票(案)について 議題 2 子ども・若者を取り巻く状況調査票(案)について
日時: 令和6年3月26日(火) 書面開催	第3回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 1 子育て支援に関するニーズ調査、生活実態調査(小学5年生、中学2年生、保護者)、ひとり親家庭ニーズ調査の集計結果(案)について 議題 2 生活実態調査(16～17歳、保護者)、子ども・若者を取り巻く状況調査の集計結果(案)について
日時: 令和6年6月3日(月) 午後2時から 場所: 中部地区会館 401 大集会室	令和6年度 第1回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 1 武蔵村山市子ども計画策定方針等について 議題 2 計画骨子案について 議題 3 計画素案について 議題 4 その他
日時: 令和6年7月4日(木) 午前10時から 場所: 中部地区会館 403 集会室	第2回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 1 計画素案について 議題 2 その他
日時: 令和6年8月30日(金) 書面開催	第3回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 1 計画素案について 議題 2 その他
日時: 令和6年10月28日(月) 午前9時30分から 場所: 中部地区会館 401 大集会室	第4回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 1 計画素案について 議題 2 その他
日時: 令和6年12月19日(木) 書面開催	第5回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 1 計画原案について 議題 2 その他

10 計画策定に向けた市民参加

(1) 子育て支援に関するニーズ調査

- 調査期間 令和5年12月1日から12月22日まで
- 調査方法 郵送配付・郵送回収及びインターネット回答
- 調査対象

調査の種類	調査対象者
就学前児童の保護者	市内在住の小学校就学前の子どもの保護者を無作為抽出
小学生の保護者	市内在住の小学生の子どもの保護者を無作為抽出

- 回収結果

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	1,000 通	329 通 (うち WEB 109 通)	32.9%
小学生の保護者	1,000 通	359 通 (うち WEB 114 通)	35.9%
合計	2,000 通	688 通 (うち WEB 223 通)	34.4%

(2) ひとり親家庭ニーズ調査

- 調査期間 令和5年12月1日から12月22日まで
- 調査方法 郵送配付・郵送回収及びインターネット回答
- 調査対象 令和5年11月時点でひとり親家庭の方
- 回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
859 通	265 通 (うち WEB 60 通)	30.8%

(3) 生活実態調査

- 調査期間 小学5年生・中学2年生とその保護者
令和5年12月1日から12月22日まで
16～17歳とその保護者
令和6年2月1日から2月19日まで
- 調査方法 郵送配付・郵送回収及びインターネット回答
- 調査対象

調査の種類	調査対象者
小学5年生	市立学校に在籍されている小学5年生全員
中学2年生	市立学校に在籍されている中学2年生全員
小学生保護者	市立学校に在籍されている小学5年生の保護者全員
中学生保護者	市立学校に在籍されている中学2年生の保護者全員
16～17歳本人	16～17歳全員
16～17歳の保護者	16～17歳の保護者全員

- 回収結果

① 小学5年生・中学2年生とその保護者

	配布数	有効回答数	有効回答率
小学5年生全員	668通	198通 (うちWEB 34通)	29.6%
中学2年生全員	734通	193通 (うちWEB 45通)	26.3%
小学生保護者全員	668通	217通 (うちWEB 55通)	32.5%
中学生保護者全員	734通	222通 (うちWEB 76通)	30.2%
合 計	2,804通	830通 (うちWEB 210通)	29.6%

② 16～17歳とその保護者

	配布数	有効回答数	有効回答率
16～17歳本人全員	748通	138通 (うちWEB 8通)	18.4%
16～17歳の保護者全員	748通	146通 (うちWEB 14通)	19.5%
合 計	1,496通	284通 (うちWEB 22通)	19.0%

(4) 子ども・若者を取り巻く状況調査

- 調査期間 令和6年2月1日から2月19日まで
- 調査方法 郵送配付・郵送回収及びインターネット回答
- 調査対象 本市にお住まいの18歳から39歳までの方（無作為抽出）
- 回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000 通	166 通 (うち WEB 46 通)	16.6%

(5) 高校生ワークショップ

- 対象及び実施機関 都立上水高等学校 令和6年1月18日（木）、1月22日（月）
都立武蔵村山高等学校 令和6年1月19日（金）、1月23日（火）、
3月19日（火）
私立拓殖大学第一高等学校 令和6年1月29日（月）
- 参加者数

高校1年生	高校2年生	合計
30 名	34 名	64 名

(6) パブリックコメント（意見公募）

武蔵村山市子ども計画（素案）について

- 意見募集期間 令和6年11月18日（月）から12月18日（水）まで
- 意見の件数 15 件

11 用語解説

あ行

育児休業制度

労働者が、その養育する1歳に満たない子について、その事業主に申し出ることにより育児休業をすることができる制度のこと。

育児休業は原則として子が1歳に達する日（父母がともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達する日（パパ・ママ育休プラス））までだが、育児・介護休業法に基づき、保育所等に入所できない場合に限り、子が1歳6か月まで（再延長で2歳まで）延長することができる。

医療的ケア児

生活する中で、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする子どものこと。

か行

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行う。本市では「ハグはぐ・むらやま」が該当する。

子ども家庭支援センター

子どもと子育て家庭の支援に関する総合相談、在宅サービスの提供などを行う子ども家庭総合支援拠点のこと。

子ども家庭センター

子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持し、全ての妊産婦、子育て支援、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関のこと。

こども基本法

子どもに関する施策を社会全体で総合的に推進するための包括的な基本法のこと。令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条第1項に規定する、市町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」のこと。

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度のこと。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針

正式には「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」という。子ども・子育て支援法第 60 条に基づき、子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めたもの

こども大綱

こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定めたもの

さ行

施設型給付

子ども・子育て支援新制度における保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。都道府県が認可し市町村が確認した施設に対して、国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額を給付する。

施設等利用給付

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や預かり保育事業、認可外保育施設等のうち、都道府県が認可し市町村が確認した施設等を利用する子どもの保護者に対する給付制度。令和元年 10 月から開始された幼児教育・保育無償化に係る施設等利用費を支給する。

小規模保育事業

地域型保育事業の 1 つ。主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、少人数（定員 6 人～19 人）を対象として行う保育のこと。

た行

地域型保育事業

少人数の単位で、主に3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の4つがある。

地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流促進や育児相談、園庭開放、情報提供等を実施する事業のこと。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に基づき、市町村が地域の実情に応じ市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業のこと。

特定教育・保育施設

区市町村長が、施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）」のこと。

な行

認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事又は市町村に認可された施設のこと。保護者が仕事や病気などの理由で、小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する。

認証保育所

東京都独自の認証基準を満たし、東京都が認証した認可外保育施設のこと。

認定こども園

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事から認定を受けている、教育・保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育所の機能や特性を併せ持っている。

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より開始された。幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでの子ども、住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもの利用料が無料になる。幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育も同様に無償化の対象とされる。

武蔵村山市子ども計画

(令和 7 年度～令和 1 1 年度)

発行年月／令和 7 年 3 月

発 行／武蔵村山市

編 集／武蔵村山市子ども家庭部子ども政策課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1

TEL 042 (565) 1111 (代表)

本書は再生紙を使用しています。



武蔵村山市